

第 7 7 回京都市都市計画審議会 会 議 録

日時 令和4年11月4日（金）午後2時～午後4時55分

場所 ホテルルビノ京都堀川 2階 「みやこの間」

京都市都市計画審議会事務局

1 議事事項

議 事 番 号	議 事 事 項	備 考	頁
計議第328号	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画） 生産緑地地区の変更について （京都市決定）		2
計議第329号	特定生産緑地の指定について （意見聴取）	生産緑地法第10条の 2第3項の規定に基づ く意見聴取	15
計議第330号	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画） 地区計画の決定について （京都市決定）	久世築山町ものづくり 拠点地区地区計画の決 定	64
計議第331号	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画） 地区計画の変更について （京都市決定）	佛教大学広沢地区地区 計画の変更	84
計議第332号	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画） 道路の変更について （京都市決定）	3・5・183号牛ヶ瀬 馬場線の変更	90

報告事項

・「みんなが暮らしやすい魅力と活力のあるまち」の実現に向けた都市計画の見直しに関する市民意見の募集について（P.94～）

2 議事の概要

【計議第328号議案】 全員賛成により原案のとおり承認された。

【計議第329号議案】 生産緑地法第10条の2第3項の規定に基づき、意見聴取を行った。

【計議第330号議案】 原案のとおり承認された。（賛成25名中22名）

【計議第331号議案】 全員賛成により原案のとおり承認された。

【計議第332号議案】 全員賛成により原案のとおり承認された。

3 京都市都市計画審議会委員

- ・ 条例第2条第2項第1号委員

川崎	雅史	京都大学大学院教授	
兒島	宏尚	京都商工会議所専務理事	欠席
是永	美樹	京都女子大学准教授	
島田	洋子	京都大学大学院准教授	
谷本	圭子	立命館大学教授	
檜谷	美恵子	京都府立大学教授	
牧	紀男	京都大学教授	
三浦	研	京都大学大学院教授	
宮川	邦博	前公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター専務理事	
森重	幸子	京都美術工芸大学教授	
山田	忠史	京都大学大学院教授	
		京都大学経営管理大学院教授	

- ・ 条例第2条第2項第2号委員

下村	あきら	総務消防委員
西村	義直	文化環境委員
棕田	隆知	教育福祉委員
山本	恵一	まちづくり委員
かまの	敏徳	総務消防委員
西野	さち子	まちづくり委員
山田	こうじ	産業交通水道委員
青野	仁志	まちづくり委員
湯浅	光彦	教育福祉委員
江村	理紗	産業交通水道委員
こうち	大輔	教育福祉委員
小島	信太郎	文化環境委員

- ・ 条例第2条第2項第3号委員

奥田	晃久	国土交通省近畿地方整備局企画部長
(代理出席	岩本 雅也	京都国道事務所長)
濱田	禎	京都府建設交通部長
(代理出席	山之江 亨	建設交通部都市計画課長)
仲川	徹	京都府警察本部交通部長
(代理出席	藤城 経広	交通規制課次席)

- ・ 条例第2条第2項第4号委員

田中	陽奈子	市民公募委員
渡辺	誠	市民公募委員

- ・ 条例第5条第2項委員

戸田	秀司	京都市農業協同組合代表理事組合長
竹島	正信	京都中央農業協同組合副組合長理事

○川崎会長 それでは、ただいまから議案の審議に入ります。

お手元の議案書にございますように、本日市長から諮問を受けております案件は、5議案でございます。これからの会議運営につきまして、各委員の皆様の御協力をお願いいたします。

計 議 第 3 2 8 号
都 企 計 第 2 1 7 号
令和 4 年 1 0 月 1 2 日

京都市都市計画審議会
会長 川崎 雅史 様

京都市長 門川 大作

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区
の変更について（付議）

都市計画法第 2 1 条第 2 項の規定において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定
に基づき、別紙のとおり貴審議会に付議します。

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）
生産緑地地区の変更（京都市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面 積	備 考
約 509.25 ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

市街化区域内における良好な都市環境の形成に資する生産緑地について、
位置及び区域並びに面積の変更が生じたため変更するものである。

それではまず、計議第 3 2 8 号議案を議題といたします。

この議案は、生産緑地地区の変更に関する議案でございます。それでは事務局の方から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、計議第 3 2 8 号議案につきまして御説明いたします。

生産緑地地区制度は、市街化区域内において、農地等の持つ緑地機能や防災等の多様な機能に着目し、農林漁業と調和した良好な都市環境の形成に資することを目的に、生産緑地法に基づき、一定規模の農地等を生産緑地地区に指定し、計画的に保全するものです。本市では面積が 3 0 0 平方メートル以上の農地等を生産緑地地区に指定しております。

本議案は、この制度に基づく生産緑地地区の変更に関するものであり、新たに追加指定を行うものや、主たる従事者の死亡や病気、ケガなどにより、営農ができなくなった農地等で、買取り申出手续を経て、既に行為の制限が解除された生産緑地地区について、廃止等を行うものでございます。

それでは、変更内容について御説明いたします。資料 1 - 2 「計議第 3 2 8 号議案参考資料」 2 ページの「生産緑地地区の変更の内訳表」を御覧ください。

まず、既決定の生産緑地地区につきましては、表の 1 段目に記載のとおり、地区数が 1, 9 7 3 地区、面積が約 5 2 1. 1 8 ヘクタールとなっております。

次に、「今回の変更の内訳」につきましては、追加指定等により新たに生産緑地になるものとして、表の 2 段目に記載の「追加となる地区」が 1 8 地区で、面積にして約 0. 9 5 ヘクタール、表の 5 段目に記載の地区数の増減はないものの「面積増となる地区」が 1 9 地区で、面積にして約 0. 1 1 ヘクタールでございます。

一方、買取り申出等により生産緑地でなくなるものとして、表の 3 段目に記載の「廃止となる地区」が 4 0 地区で、面積にして約 5. 2 4 ヘクタール、表の 6 段目に記載の地区数の増減はないものの「面積減となる地区」が 9 2 地区で、面積にして約 7. 7 5 ヘクタールでございます。

従いまして、今回変更後の生産緑地地区につきましては、表の下段で示しておりますとおり、地区数につきましては、2 2 地区減少し、1, 9 5 1 地区、同じく面積につきましては、約 1 1. 9 3 ヘクタール減少し、約 5 0 9. 2 5 ヘクタールと

なります。

次に、変更箇所についてでございます。資料 1－1－1「計議第 3 2 8 号議案付図」2 ページから 9 ページに総括図を添付しておりますので御覧ください。

右上に凡例を記載しておりますが、地図に緑色で表示している箇所が既に生産緑地地区として指定している部分、赤色で表示している箇所が今回決定する部分、黄色で表示している箇所が今回廃止する部分でございます。

なお、詳細につきましては、机の上に縮尺 2, 5 0 0 分の 1 の計画図の縮小版を御用意しておりますので御覧いただきますようお願いいたします。

計議第 3 2 8 号議案の説明は、以上でございます。

なお、本都市計画の案につきまして、都市計画法第 2 1 条第 2 項の規定において準用する同法第 1 7 条第 1 項の規定に基づき、理由説明書を添えて、令和 4 年 9 月 6 日から同月 2 1 日までの 2 週間、公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出は、ありませんでした。

また、生産緑地地区のうち、平成 4 年指定の生産緑地は、令和 4 年 1 2 月に指定から 3 0 年を経過するため、所有者からの指定申請に基づき、特定生産緑地として指定を行うこととしております。本件については、後ほど計議第 3 2 9 号議案にて説明させていただきます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○川崎会長 ただいま計議第 3 2 8 号議案の説明がございましたが、ここで事務局から連絡がございますので、事務局にマイクをお返しいたします。

○事務局 恐れ入ります。それでは、報道関係者の皆様におかれましては、録画、録音は会議冒頭 1 議案目の説明までとさせていただきますので、これにて終了としていただきますようお願いいたします。

また、これからの録画、録音は認められておりませんので、よろしくお願いいたします。

それでは会長、よろしくお願いいたします。

○川崎会長 それでは、ただいま事務局から御説明をいただきました計議第 3 2 8 号議案、生産緑地の件につきまして御意見、御質問のある方は、挙手をお願いいた

します。山田委員、お願いします。

○山田委員 よろしくをお願いします。

生産緑地制度は、良好な都市環境の確保の上から、残存する農地の計画的保全を行う必要から創設された制度であります。

しかし、現実には毎年生産緑地が減少しています。今回の変更で22地区、約11,93ヘクタール減少し、1,951地区、約509.25ヘクタールになりました。昨年も23地区で約11.07ヘクタール減少、毎年減少しています。

市街化区域内の農地は、宅地化すべきものとして位置付け、緑地機能のほか将来公共施設等として評価して保存し、主要な農業振興策の対象外とされていましてけれども、平成27年4月から都市農業振興基本法の制定で保存すべきとされた土地、農地に対して本格的な農業支援策が講じられるように方針が転換されています。

生産緑地の農業を振興し、減少を食い止めなければならないのではないかとこのように思うんですけれども、どのような振興策が取られているのか、まずお尋ねしたいと思います。

○川崎会長 事務局、いかがでしょうか。

○事務局 生産緑地のこの間の減少といいますか、傾向につきましては、毎年10ヘクタールから15ヘクタールほど減少をし続けているという長期的な傾向がございます。

生産緑地が減少するというのは、都市計画上は廃止になるということですが、それは基本的には従事者の方がお亡くなりになる、あるいは農業従事者が不可能な故障によって農業従事できなくなったことによる廃止ということになっております。

ですので、そういった形で農業を、営農を続けることができなくなった状態において、そこを引き継ぐ方がいないということによって生産緑地は減少していると考えております。

これにつきましては、都市計画的な土地利用の上での生産緑地という制度だけではなくて、やはり担い手の確保の問題、あるいは農業経営の問題、農業振興の施策であるとか、様々なところと連携して、しっかり取り組んでいく必要があると思っ

ております。

都市計画としては、都市計画マスタープランにおきましても、市街地内、その周辺の農地につきましては、もちろん農産物を供給する役割があるとともに、緑のオープンスペースであったり、防災上の避難のための場所であったり、水循環の機能であったり、様々な機能を有するものとして保全していくという方針を既に掲げておりますので、引き続き、生産緑地の制度についても運用していく中で保全を図ってまいりたいと考えております。

○川崎会長 ありがとうございます。山田委員、いかがでしょうか。

○山田委員 確かに亡くなるとかね、従事できなくなるという致し方ない状況によって減少しているとはいえ、やっぱりしっかり農地、これ農業生産上の再評価と今もおっしゃっていましたが、されていましてね、都市農業の農家戸数、販売金額は全国の1割を占め、食料自給率の一翼を担う都市農業がね。

都市住民の多様なニーズに応え、地産地消、体験農園や農福連携等の施策のモデルを数多く、都市農業では取り組んでおられると思うんです。

農業や農業政策に対する国民的理解を醸成する身近なPR拠点としての役割を評価されているんですけれども、京都市として具体的にどのような取組がされているのでしょうか。

○川崎会長 事務局、お願いします。

○事務局 農林振興室でございます。

今ありましたように、農業、町なかでPRする手段といたしまして、体験農園等の市民農園につきましては、土に触れ合いたいとされます都市住民のニーズに応えるだけでなく、農業への理解を深められるものとして、非常に重要な取組と考えています。

そのため、本市で整備しました総合体験型市民農園、さらには整備のことなど運営支援に関わりました市民農園を活用しまして既存の市民農園への指導、あるいは市民農園の開設を支援しているところでございます。

先ほどから話に出ています都市農業振興基本法におきまして、都市農地はあるべきものへ方向転換しておりますので、生産緑地におきましても、市民農園を開設す

る場合におきましては、一定の要件を満たしましたら、納税猶予が継続できることとなりましたほか、平成30年度に新たにできました都市農地の貸借制度におきましては、市との事務手続等を簡略化できるため、生産緑地での市民農園の開設が非常にやりやすくなっております。

農林振興室におきましては、こうした制度をしっかりと周知するために、パンフレットを作成し、認定農業者の方への周知や生産緑地の受付時等に適宜制度説明を行っているところでございます。

市内にあります農業振興センターでは、市民農園の開設の相談でありますとか、手続の支援を行っており、今後もこうした取組を進めてまいります。

○川崎会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

○山田委員 いや、そういった取組を積極的にやっていただいて農業が振興できるように、またいろんな媒体を通じて農業に従事してもらう人をつくっていく必要があるのではないかというふうに思います。

先ほども都市農業の防災上の役割や都市環境の改善や景観形成に果たす役割についても期待されていると。災害時の避難場所としての役割や水や食料の供給、農地の土地は水を貯え、洪水から被害を和らげる役割も期待されています。

防災上も非常に大きな役割を果たすという点でも、さらなる農業振興は必要だと思うんですけど、生産緑地区域内における建築規制の緩和がされています。

農産物等の加工施設、農産物等の直売所、農家レストラン、これが2号指定として追加になっていますが、この2号指定については敷地、これは敷地に占める割合が10分の2以下ということや、300平方メートル以上の農地を確保するとか農業を残すこと、これが条件となってこういった施設が建設することが緩和されているんですけど、この農業加工施設については、地域内農産物を主たる原材料として量的、または金額的に5割以上を使用すると、農産物直売所は、地域内農産物または地域内農産物等を主たる原材料として製造された加工品、物品の販売の用に供し、他の農産物加工品よりも量的に多く販売する施設というふうにされていますし、農家レストランについては、地域内農産物を主たる原材料として量的、金額的に5割以上を使用する料理の提供と、こうありますけど、こうした施設が農業振興につな

がっているのか、現状、課題があればちょっとお聞かせいただきたいと思いますと思うんですが。

○川崎会長 なかなか難しい問題だと思いますが、いかがでしょうか。この問題、市民農園というものの普及と、それから農業ファーム、六次産業、今おっしゃられたその規制緩和の中から六次産業だとか、そういうものを発展させていって、そういう方向につなげていければ。

それから、外部の人たちの雇用ですね、内部の市民の中でなかなか難しいのは、外からの流入、農業に携わる人たちをどう啓蒙的に引っ張っていくか。

今、市民農園を盛んにやろうというのが最初のステップだと思いますが、その辺りについてはいかがでしょう。海外だと有機栽培とか、フランスといったところだと有機栽培とか、そのようなものを中心にある一定エリアを農業パークみたいな形にしていくという方策もあると思いますけど、将来に向けてどういう哲学を持っておられるか。

○事務局 そうですね、今おっしゃっていただきましたような農家レストランとかで地域で採れた農産物を提供するような場所、それができるとというのが理想ですが、なかなか地域内だけの農産物でそういった農業経営、レストラン経営というのは難しいのが現状です。京都市としても、そういう方をまず育てたいと思っておりまして、そういう方が地域にできれば、支援していきたいと思っております。

○山田委員 まだそういった事例はないということでしょうか。

○事務局 そうです。なかなか生産緑地等を活用されてそうした施設を開設される方は出てきていませんが、そういう意向の方が出てくれば、全面的にバックアップしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○山田委員 それとね、このそういった施設ですけど、居住系を用途地域の1類型として田園住居地域の創設で住宅と農地が混在して良好な住環境を形成するということを条件に低層住宅地域同様の開発規制、建設規制をかけると、そういったことをやる場合でもそういうふうにするという規制をかけておられます。

容積率は50%から200%、建蔽率は30%から60%で高さは10メートルないし12メートル、こういうふうにしていますけど、結局農地をそういう形で活

用しちゃうとね、また農地に戻すことはなかなか難しいことになるし、結局そういった施設で規制緩和すると、農地が減少することになるのではないかという思いがありますけども。

それとね、もう一つ、そういう形で建物を建てたり、レストランを建てたとしても、税制上の優遇措置は適用されるということでしょうか。

○川崎会長 事務局、お願いいたします。

○事務局 農地に戻せるかという点では非常に難しいと思います。そういう建物を一度建てた場所を農地に復元するというのは、手法としてはありますが、実際は、困難かと思います。

○事務局 税制上の優遇措置に関してお答えをさせていただきます。

生産緑地において農家レストランであるとか食品を加工するなど、農産物を加工する施設を建設することができるというのは、先ほどから出ておりますように、平成29年の生産農地法の改正によって、農業経営に資する、先ほど会長からもありましたように、生産だけではなくて、加工であったり販売であったり、そこまで含めた産業としてさらに農地の経営を向上させていくという観点からも法律上規定されたものだと考えております。

その趣旨から、生産緑地につきましては、税制上の優遇措置としては、固定資産税、都市計画税が市街化区域内にある農地につきましては、通常宅地並評価になるのが農地評価になるということと、相続税の納税猶予の制度がありますけれども、生産緑地において農家レストランであったり、加工施設なんかを建てられた場合の固定資産税につきましては、まず農地として、それに関連するものであったり、さらに農業経営を促進するための施設として認められるというものですので、固定資産税の優遇措置も適用されます。

また、相続税の納税猶予につきましては、農地転用を伴うことになりますので、農家レストランについては適用されないというふうに聞いております。

○川崎会長 山田委員、どうぞ。

○山田委員 よく分かりました。ただね、そういう転用をした場合、要は許可期間最大5年間ということになっているでしょう。そうなってくると、本当にこういっ

た緩和は、農地を守ることになるのかなと非常に疑問に思っています。

既にこれ法制化されているわけですから、今からどうのというわけではないけど、もしやるとしたら、本当にその経費を農産物の振興に資するような形で取り組んでいっていただかなければならないというのは強く思っているのと、やっぱりね、市街化区域内で安心して農業が続けられるような支援をしっかりといただくことを強く求めて終わります。

○川崎会長 ありがとうございます。非常に貴重な御意見ありがとうございます。

次に、特定生産緑地の審議があります。そこでも同じ議論、今おっしゃった5年から10年という、どちらを選ぶかということになってくると思います。その制度につきましていかがでしょうか。

○事務局 すみません、ちょっと今の農家レストラン等を建てる際に5年限りというお話があったんですけれども、そういった制限はございませんので、何年たったら戻さないといけないということは特にルールがあるものではございません。その点だけ補足させていただきます。

○川崎会長 山本委員、どうぞ。

○山本委員 私は40年前から農業に従事している立場から、支援するという立場で意見を述べさせていただきます。

先ほど審議、議論ありましたけど、この30年間ですね、やはり農地の周りの物理的、そういう建物が建ち、いろんな情勢が変わってきたと思っております。

先ほどこの328号の1-1の資料を見させていただきましたけれども、やはり農地、生産緑地、残すところは残すべきであると、それは当然ですし、やはり農業従事者頑張っております。京野菜、京都ブランド、それを熱心につくっていただいております。

今、自然災害いろいろありますけれども、台風または集中豪雨、そういうもので大変苦勞されておりますけれども、やはり農業は、日本の根幹であります。この農業を絶やすわけにはいきませんので、皆さん頑張っていただきたいと思います。おるんですけれども、やはり329号特定生産緑地の方にもありますけれども、や

はり相続であったり、その周りに建物ができ、どうしてもやることができないという、そういう物理的な要件もありますけれども、それにもめげず頑張ってくださいと思っています。

集中豪雨の際は、農地、田んぼには湛水機能もありますし、これがなかったら、本当に災害が起こるということで、やはり農地が一番大事だと思っています。

私も40年ほど前から携わっておりますけれども、やはりこの魅力ある農業、やはり熱心な若者がたくさんおります。こうした支援のもとでこの京都ブランドを絶やさずつくってきていただいたという想いで私も意見を述べさせていただきました。以上で終わります。

○川崎会長 ありがとうございます。それでは、非常に重要な議論ですが、特段何かどうしてもという御発言があれば、お願いいたします。戸田委員、お願いいたします。

○戸田委員 京都市農協の組合長を仰せついております戸田でございます。

ただいま、各委員の皆様方、そして事務局の皆さん方に大変ありがたいこの生産緑地に関してのことを御審議いただき、大変ありがとうございます。

まずもって生産緑地、これは長年の懸案ですけれども、特定生産緑地制度という制度が創設され、ますます都市農業の振興に大いに役立つ制度だと大変喜んでおる次第でございます。

先ほど、委員さんからありましたように今年も多くの生産緑地がなくなっていると、昨年と同様で、それぐらいの農地がなくなっているということで、なぜこれだけなくなるんやというようなお話もありましたんですけども、これは残念ながら、今この経済状態を皆さん御存じと思いますが、ウクライナ戦争、そしてまた円安等々で、原材料、そしてまた資材等々、特に肥料、農薬等々が大変な高騰をしております。

今は手間が省ける農薬、肥料は1.8倍ぐらいに高騰しております。今まで5,000円していたのが1万円近くなるという、これも肥料を10アールに一つの作物を施そうと思えば、つくろうと思えば、その肥料を20本ぐらい施肥しなければならないというのが今の農業の現状でございます。

それはそれとして、その中で、食料品、小麦の高騰等々でいろいろな小麦の製品がぼつぼつと値上がりし、1.4倍とか1.5倍とかいうようなテレビの報道があります。これはまあ現状から致し方ないと思いますけども、皆さん、スーパーへ行ってください。スーパーにハウレンソウは今いくらで売っていますか。大根は今いくらですか。これは今まで、ここ10年、20年上がってないんです。この農業の再生産のできる生産費用を転嫁して、農産物に転嫁できる制度が、今はないんです。需要と供給のこの原理で値段が決まる、それも我々生産者がその中に介在できないんです。

消費者か仲買人さん、中央市場、そのような方が値段を決めておられます。そんな現状でこの都市農業をいかに守るかということにつきましては、残念ながら私も農業者の大半は兼業農家です。それも不動産収入が6割ぐらい占めています。

先ほど生産緑地が減る、減ると言われましたけれども、相続が起これば生産緑地は破棄して優良な農地を市場に放出しなければ、その農家の農業経営が成り立たないんです。それが今のこの都市農業の現状でございます。

今、私が京都市内の若者の調査をしましたけども、40歳以下の若者は、100名余りです。100人しかおられないんです。この現状を、これから京都市のこの都市農業の伝統あるこの特産野菜、伝統野菜をいかに守っていくかということにつきましては、もう危機的な状態でございます。

伝統野菜、いろいろあります。京都市の特産野菜というような感じで指定いただいていますけれども、先ほどから新規就農というお言葉がございました。家族内新規就農であれば、親からのその農業技術の伝授で辛うじて農業ができますけれども、新規就農ということになれば、今まで農業を分からないような方々が5年間の国の資金で就農されても5年間で農業技術が一人前になりますか。

そして今現在、農地を守ろうと思って一生懸命頑張っておられる方に対して京都市も支援していただいています。市民農園、そしていろいろな施策でこの新規就農の方々にも新しい農地を与えて農業の振興をしていただいているわけですが、今の市民農園にしても、農家レストランにしても、先ほど委員から説明がありましたように、その事業をやっておられる間は固定資産が優遇される大変結構な制

度でございます。

けれども、これはひとたび相続が起これば、その相続税は宅地並になります。一生懸命１０年、２０年と農家レストランを頑張って経営されても、相続が起こればその事業はパーになる、続けられないです。これが今の農地の減少の大きな要因であります。

さきほど私は、今１００名の農家、後継者がおられると申しました。その農家でもその集出荷場、そしてまたトラクターないし農機具、また運搬器具、それから乾燥機と農業に寄与するその施設もちろん、その敷地に宅地並の相続税がかかるんです。

○川崎会長 戸田委員、すみません、ちょっと時間が大分押しておりまして。

○戸田委員 はい、分かりました。

○川崎会長 すみません、大変ありがとうございます。

○戸田委員 そういうことでいろいろ御審議お願いしたいと思います。ありがとうございました。

○川崎会長 大変苦しい経営事情であるということは我々も認識している次第でございます。ありがとうございます。

次の審議事項でも特定生産緑地の話が出てきますので、また御意見をお伺いしたいと思っております。ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、ただいまの計議第３２８号議案につきまして、議案の議決をいたしたいと思えます。原案どおり承認することに御異議ございませんでしょうか。御異議のある方は挙手をお願いいたします。

（「異議なし」の声あり）

○川崎会長 ありがとうございます。それでは、皆さん賛成ということですので、原案通りこの議案は可決をいたします。

計 議 第 3 2 9 号
都 企 計 第 2 1 8 号
令和 4 年 1 0 月 1 2 日

京都市都市計画審議会
会長 川崎 雅史 様

京都市長 門川 大作

特定生産緑地の指定について（照会）

生産緑地法（昭和 4 9 年法律第 6 8 号）第 1 0 条の 2 第 3 項の規定に基づき、別紙のとおり貴審議会の意見をお聴きします。

特定生産緑地（京都市）の指定

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

生産緑地 地区番号	位置		特定生産緑地指定面積		申出基準日 又は 指定期限日	図面番号	備考
			既に指定され ている区域	新たに指定 する区域			
北4	北区 上賀茂神山	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	山幸橋11-7	
北6	北区 西賀茂上庄田町	地内	約 0 ha	約 0.53 ha	令和4年12月2日	柵野16-1	
北7	北区 上賀茂神山	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	柵野16-1	
北8	北区 上賀茂柵谷町	地内	約 0 ha	約 0.13 ha	令和4年12月2日	柵野16-4	
北9	北区 上賀茂柵谷町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	柵野16-4 柵野16-5	
北10	北区 上賀茂北ノ原町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	柵野16-5	
北11	北区 上賀茂北ノ原町	地内	約 0 ha	約 0.02 ha	令和4年12月2日	柵野16-4	
北12	北区 上賀茂前田町 外	地内	約 0 ha	約 6.13 ha	令和4年12月2日	柵野16-4 柵野16-5 柵野16-8	
北13	北区 西賀茂蟹ヶ坂町	地内	約 0 ha	約 0.13 ha	令和4年12月2日	柵野16-4	
北15	北区 西賀茂井ノ口町	地内	約 0 ha	約 0.3 ha	令和4年12月2日	柵野16-4 柵野16-7	
北16	北区 上賀茂毛穴井町 外	地内	約 0 ha	約 1.86 ha	令和4年12月2日	柵野16-4 柵野16-5 柵野16-7	
北17	北区 上賀茂西上之段町 外	地内	約 0 ha	約 0.36 ha	令和4年12月2日	柵野16-5	
北18	北区 上賀茂東後藤町	地内	約 0 ha	約 0.12 ha	令和4年12月2日	柵野16-5	
北19	北区 上賀茂赤尾町 外	地内	約 0 ha	約 1.05 ha	令和4年12月2日	柵野16-6 柵野16-9	
北21	北区 西賀茂円峰	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	柵野16-7	
北24	北区 西賀茂井ノ口町	地内	約 0 ha	約 0.12 ha	令和4年12月2日	柵野16-7	
北25	北区 上賀茂音保瀬町 外	地内	約 0 ha	約 2.99 ha	令和4年12月2日	柵野16-4 柵野16-5 柵野16-7 柵野16-8	
北27	北区 上賀茂神山	地内	約 0 ha	約 0.25 ha	令和4年12月2日	二軒茶屋17-1 二軒茶屋17-4	
北28	北区 上賀茂東後藤町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	柵野16-9	
北29	北区 上賀茂東後藤町	地内	約 0 ha	約 0.33 ha	令和4年12月2日	柵野16-9	
北30	北区 上賀茂壱町口町	地内	約 0 ha	約 0.25 ha	令和4年12月2日	柵野16-9	
北31	北区 西賀茂蟹ヶ坂町	地内	約 0 ha	約 0.48 ha	令和4年12月2日	柵野16-7	
北32	北区 上賀茂東上之段町	地内	約 0 ha	約 1.17 ha	令和4年12月2日	柵野16-8	
北34	北区 西賀茂蟹ヶ坂町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	柵野16-7	
北35	北区 西賀茂北川上町	地内	約 0 ha	約 0.16 ha	令和4年12月2日	柵野16-7	
北36	北区 西賀茂井ノ口町	地内	約 0 ha	約 0.61 ha	令和4年12月2日	柵野16-7	
北39	北区 西賀茂北山ノ森町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	柵野16-7	
北42	北区 上賀茂神山	地内	約 0 ha	約 0.18 ha	令和4年12月2日	柵野16-6	
北43	北区 上賀茂中ノ河原町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	柵野16-8	
北45	北区 上賀茂坂口町	地内	約 0 ha	約 0.17 ha	令和4年12月2日	柵野16-8	
北49	北区 上賀茂西河原町 外	地内	約 0 ha	約 0.21 ha	令和4年12月2日	西賀茂23-2	
北50	北区 上賀茂馬ノ目町 外	地内	約 0 ha	約 1.01 ha	令和4年12月2日	柵野16-8 西賀茂23-2	
北52	北区 西賀茂中川上町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	西賀茂23-1	

生産緑地 地区番号	位置		特定生産緑地指定面積		申出基準日 又は 指定期限日	図面番号	備考
			既に指定され ている区域	新たに指定 する区域			
北54	北区 西賀茂山ノ森町	地内	約 0 ha	約 0.55 ha	令和4年12月2日	西賀茂23-2	
北55	北区 西賀茂今原町	地内	約 0 ha	約 0.17 ha	令和4年12月2日	西賀茂23-1	
北56	北区 西賀茂南川上町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	西賀茂23-1	
北57	北区 西賀茂川上町 外	地内	約 0 ha	約 0.4 ha	令和4年12月2日	西賀茂23-1	
北58	北区 西賀茂大道口町	地内	約 0 ha	約 0.3 ha	令和4年12月2日	西賀茂23-1 西賀茂23-2	
北59	北区 西賀茂大道口町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	西賀茂23-2	
北60	北区 西賀茂柿ノ木町	地内	約 0 ha	約 0.3 ha	令和4年12月2日	西賀茂23-2	
北61	北区 西賀茂南今原町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	西賀茂23-1	
北62	北区 西賀茂今原町	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	西賀茂23-1	
北63	北区 西賀茂北鎮守菴町 外	地内	約 0 ha	約 0.29 ha	令和4年12月2日	西賀茂23-1 西賀茂23-4	
北64	北区 西賀茂南今原町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	西賀茂23-1	
北65	北区 西賀茂南今原町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	西賀茂23-1	
北66	北区 西賀茂坊ノ後町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	西賀茂23-1	
北68	北区 西賀茂水垣町	地内	約 0 ha	約 0.15 ha	令和4年12月2日	西賀茂23-2	
北69	北区 西賀茂北鎮守菴町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	西賀茂23-4	
北70	北区 西賀茂大深町	地内	約 0 ha	約 0.15 ha	令和4年12月2日	西賀茂23-4	
北71	北区 西賀茂大深町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	西賀茂23-4	
北72	北区 西賀茂坊ノ後町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	西賀茂23-4	
北73	北区 西賀茂大深町	地内	約 0 ha	約 0.27 ha	令和4年12月2日	西賀茂23-4	
北75	北区 西賀茂水垣町	地内	約 0 ha	約 0.12 ha	令和4年12月2日	西賀茂23-5	
北76	北区 西賀茂大栗町	地内	約 0 ha	約 0.14 ha	令和4年12月2日	西賀茂23-5	
北79	北区 西賀茂北鎮守菴町 外	地内	約 0 ha	約 0.18 ha	令和4年12月2日	西賀茂23-4	
北80	北区 西賀茂北鎮守菴町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	西賀茂23-4	
北81	北区 西賀茂鎮守菴町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	西賀茂23-4	
北82	北区 西賀茂角社町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	西賀茂23-4	
北83	北区 西賀茂坊ノ後町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	西賀茂23-4	
北84	北区 西賀茂神光院町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	西賀茂23-4	
北85	北区 西賀茂坊ノ後町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	西賀茂23-4	
北86	北区 西賀茂大栗町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	西賀茂23-5	
北90	北区 西賀茂南大栗町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	西賀茂23-5	
北91	北区 西賀茂丸川町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	西賀茂23-5	
北92	北区 西賀茂丸川町 外	地内	約 0 ha	約 0.27 ha	令和4年12月2日	西賀茂23-5	
北93	北区 西賀茂南大栗町	地内	約 0 ha	約 0.18 ha	令和4年12月2日	西賀茂23-5	
北95	北区 西賀茂鎮守菴町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	西賀茂23-4	
北98	北区 大宮中ノ社町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	西賀茂23-5	
北99	北区 西賀茂榎ノ木町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	西賀茂23-5	
北100	北区 大宮田尻町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	西賀茂23-5	
北101	北区 西賀茂角社町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	西賀茂23-4	
北103	北区 大宮西総門口町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	西賀茂23-4	
北104	北区 大宮中ノ社町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	西賀茂23-5	
北105	北区 大宮中総門口町 外	地内	約 0 ha	約 0.34 ha	令和4年12月2日	西賀茂23-5	
北106	北区 大宮田尻町	地内	約 0 ha	約 0.12 ha	令和4年12月2日	西賀茂23-5	
北107	北区 大宮東総門口町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	西賀茂23-5	
北108	北区 大宮薬師山西町 外	地内	約 0 ha	約 0.79 ha	令和4年12月2日	釈迦谷山22-6 釈迦谷山22-9 西賀茂23-7	
北109	北区 大宮薬師山東町	地内	約 0 ha	約 0.4 ha	令和4年12月2日	西賀茂23-4 西賀茂23-7	
北114	北区 大宮中総門口町 外	地内	約 0 ha	約 0.14 ha	令和4年12月2日	西賀茂23-8	
北115	北区 大宮東総門口町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	西賀茂23-8	

生産緑地 地区番号	位置		特定生産緑地指定面積		申出基準日 又は 指定期限日	図面番号	備考
			既に指定され ている区域	新たに指定 する区域			
北116	北区 大宮東総門口町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	西賀茂23-8	
北117	北区 大宮東総門口町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	西賀茂23-5 西賀茂23-8	
北119	北区 上賀茂池殿町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	西賀茂23-9	
北121	北区 上賀茂本山	地内	約 0 ha	約 0.12 ha	令和4年12月2日	幡枝24-4	
北123	北区 上賀茂狭間町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	幡枝24-5	
北125	北区 上賀茂向縄手町	地内	約 0 ha	約 0.15 ha	令和4年12月2日	幡枝24-7	
北126	北区 上賀茂向縄手町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	幡枝24-7	
北127	北区 上賀茂岡本口町 外	地内	約 0 ha	約 0.24 ha	令和4年12月2日	幡枝24-7	
北128	北区 上賀茂豊田町	地内	約 0 ha	約 0.25 ha	令和4年12月2日	幡枝24-7	
北129	北区 鷹峯千束町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	釈迦谷山22-8	
北130	北区 鷹峯千束町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	釈迦谷山22-8	
北131	北区 鷹峯光悦町	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	釈迦谷山22-9	
北132	北区 鷹峯光悦町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	釈迦谷山22-9 原谷31-3	
北133	北区 鷹峯南鷹峯町 外	地内	約 0 ha	約 0.17 ha	令和4年12月2日	釈迦谷山22-9	
北135	北区 大宮薬師山西町	地内	約 0 ha	約 0.14 ha	令和4年12月2日	釈迦谷山22-9 西賀茂23-7	
北136	北区 大宮薬師山東町	地内	約 0 ha	約 0.14 ha	令和4年12月2日	西賀茂23-7	
北139	北区 大宮南山ノ前町	地内	約 0 ha	約 0.14 ha	令和4年12月2日	西賀茂23-7	
北140	北区 上賀茂東上之段町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	柊野16-8 柊野16-9	
北141	北区 大宮西小野堀町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	西賀茂23-7	
北143	北区 大宮東小野堀町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	西賀茂23-8	
北144	北区 大宮東小野堀町	地内	約 0 ha	約 0.13 ha	令和4年12月2日	西賀茂23-8	
北145	北区 大宮一ノ井町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	西賀茂23-7	
北147	北区 鷹峯南鷹峯町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	原谷31-3	
北148	北区 大宮玄塚南町 外	地内	約 0 ha	約 0.68 ha	令和4年12月2日	釈迦谷山22-9 原谷31-3	
北149	北区 大宮玄塚北町	地内	約 0 ha	約 0.12 ha	令和4年12月2日	釈迦谷山22-9 西賀茂23-7 鷹峯32-1 原谷31-3	
北150	北区 大宮玄塚北町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	西賀茂23-7	
北151	北区 大宮北箱ノ井町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	西賀茂23-7	
北152	北区 大宮一ノ井町	地内	約 0 ha	約 0.25 ha	令和4年12月2日	西賀茂23-7 鷹峯32-1	
北153	北区 大宮北箱ノ井町	地内	約 0 ha	約 0.15 ha	令和4年12月2日	西賀茂23-7	
北154	北区 大宮北箱ノ井町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	西賀茂23-7	
北155	北区 大宮開町	地内	約 0 ha	約 0.12 ha	令和4年12月2日	西賀茂23-7	
北156	北区 大宮西脇台町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	西賀茂23-7	
北157	北区 大宮開町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	鷹峯32-1	
北159	北区 大宮玄塚南町	地内	約 0 ha	約 0.39 ha	令和4年12月2日	鷹峯32-1	
北163	北区 紫竹東大門町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	鷹峯32-2	
北166	北区 上賀茂南大路町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	西賀茂23-9	
北167	北区 上賀茂菖蒲園町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	西賀茂23-9	
北168	北区 鷹峯土天井町	地内	約 0 ha	約 0.51 ha	令和4年12月2日	原谷31-3	
北169	北区 大宮西野山町	地内	約 0 ha	約 0.18 ha	令和4年12月2日	鷹峯32-1	
北172	北区 鷹峯上ノ町 外	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	原谷31-6	
北174	北区 紫野西泉堂町	地内	約 0 ha	約 0.39 ha	令和4年12月2日	鷹峯32-1 鷹峯32-4	

生産緑地 地区番号	位置		特定生産緑地指定面積		申出基準日 又は 指定期限日	図面番号	備考
			既に指定され ている区域	新たに指定 する区域			
北175	北区 紫野西泉堂町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	鷹峯32-1 鷹峯32-4	
北176	北区 紫野西泉堂町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	鷹峯32-4	
北177	北区 紫野西泉堂町	地内	約 0 ha	約 0.19 ha	令和4年12月2日	鷹峯32-4	
北178	北区 紫野西泉堂町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	鷹峯32-4	
北180	北区 上賀茂津ノ国町 外	地内	約 0 ha	約 2.64 ha	令和4年12月2日	柊野16-5 柊野16-8	
北190	北区 紫竹栗栖町	地内	約 0 ha	約 0.2 ha	令和4年12月2日	鷹峯32-1	
北191	北区 紫竹西北町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	鷹峯32-2	
北193	北区 紫竹栗栖町 外	地内	約 0 ha	約 0.16 ha	令和4年12月2日	鷹峯32-1 鷹峯32-4	
北194	北区 大北山原谷乾町	地内	約 0 ha	約 0.17 ha	令和4年12月2日	原谷31-1	
北196	北区 大北山原谷乾町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	原谷31-4	
北197	北区 大北山原谷乾町	地内	約 0 ha	約 0.21 ha	令和4年12月2日	原谷31-4	
北198	北区 大北山原谷乾町	地内	約 0 ha	約 0.27 ha	令和4年12月2日	原谷31-4	
北199	北区 大北山原谷乾町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	原谷31-4	
北200	北区 大北山原谷乾町	地内	約 0 ha	約 0.14 ha	令和4年12月2日	原谷31-4	
北201	北区 大北山原谷乾町	地内	約 0 ha	約 0.17 ha	令和4年12月2日	原谷31-4	
北203	北区 大北山原谷乾町	地内	約 0 ha	約 1.84 ha	令和4年12月2日	沢ノ池30-6 沢ノ池30-9 原谷31-4 原谷31-7	
北204	北区 大北山原谷乾町	地内	約 0 ha	約 0.2 ha	令和4年12月2日	原谷31-7	
北206	北区 衣笠鏡石町	地内	約 0 ha	約 0.19 ha	令和4年12月2日	原谷31-6	
北207	北区 衣笠開キ町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	原谷31-6	
北208	北区 衣笠開キ町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	原谷31-6	
北209	北区 衣笠開キ町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	原谷31-6	
北210	北区 鷹峯木ノ畑町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	原谷31-6 鷹峯32-4	
北211	北区 紫野西蓮台野町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	鷹峯32-4	
北213	北区 衣笠開キ町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	原谷31-9	
北214	北区 衣笠西尊上院町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	原谷31-9	
北216	北区 上賀茂蟬ヶ垣内町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	西賀茂23-9 幡枝24-7	
北217	北区 上賀茂土門町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	幡枝24-7	
北220	北区 上賀茂向縄手町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	幡枝24-7	
北223	北区 上賀茂豊田町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	幡枝24-7 幡枝24-8	
北224	北区 上賀茂池端町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	幡枝24-8	
北225	北区 上賀茂池端町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	幡枝24-8	
北228	北区 上賀茂蟬ヶ垣内町	地内	約 0 ha	約 0.04 ha	令和4年12月2日	幡枝24-7	
北229	北区 上賀茂石計町 外	地内	約 0 ha	約 0.59 ha	令和4年12月2日	幡枝24-7	
北230	北区 上賀茂土門町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	幡枝24-7	
北231	北区 上賀茂土門町	地内	約 0 ha	約 0.41 ha	令和4年12月2日	幡枝24-7	
北235	北区 上賀茂畔勝町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	幡枝24-8	
北236	北区 上賀茂池端町	地内	約 0 ha	約 0.39 ha	令和4年12月2日	幡枝24-8	
北238	北区 上賀茂荒草町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	西賀茂23-9	
北240	北区 上賀茂蟬ヶ垣内町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	幡枝24-7	
北242	北区 上賀茂石計町	地内	約 0 ha	約 0.15 ha	令和4年12月2日	幡枝24-7	
北243	北区 上賀茂石計町 外	地内	約 0 ha	約 0.37 ha	令和4年12月2日	幡枝24-7	
北246	北区 上賀茂畔勝町	地内	約 0 ha	約 0.24 ha	令和4年12月2日	幡枝24-7	
北247	北区 上賀茂榊田町	地内	約 0 ha	約 0.18 ha	令和4年12月2日	幡枝24-7	

生産緑地 地区番号	位置		特定生産緑地指定面積		申出基準日 又は 指定期限日	図面番号	備考
			既に指定され ている区域	新たに指定 する区域			
北252	北区 上賀茂藪田町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	鷹峯32-3	
北254	北区 上賀茂高縄手町	地内	約 0 ha	約 0.31 ha	令和4年12月2日	幡枝24-7 植物園33-1	
北255	北区 上賀茂高縄手町	地内	約 0 ha	約 0.17 ha	令和4年12月2日	幡枝24-7 植物園33-1	
北256	北区 上賀茂高縄手町	地内	約 0 ha	約 0.12 ha	令和4年12月2日	幡枝24-7	
北259	北区 上賀茂松本町	地内	約 0 ha	約 0.14 ha	令和4年12月2日	幡枝24-7 植物園33-1	
北262	北区 上賀茂今井河原町	地内	約 0 ha	約 0.18 ha	令和4年12月2日	植物園33-1	
北263	北区 上賀茂桜井町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	植物園33-1	
北264	北区 上賀茂桜井町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	植物園33-1	
北267	北区 上賀茂桜井町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	植物園33-1	
北268	北区 上賀茂桜井町	地内	約 0 ha	約 0.24 ha	令和4年12月2日	植物園33-1	
北270	北区 上賀茂岩ヶ垣内町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	植物園33-1	
北272	北区 上賀茂岩ヶ垣内町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	植物園33-2	
北273	北区 衣笠氷室町	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	原谷31-8	
北275	北区 衣笠氷室町	地内	約 0 ha	約 0.21 ha	令和4年12月2日	衣笠山40-2	
北280	北区 紫野西蓮台野町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	鷹峯32-4	
北281	北区 大宮中総門口町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	西賀茂23-4 西賀茂23-5	
北285	北区 上賀茂松本町	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	幡枝24-7	
北290	北区 西賀茂井ノ口町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	柵野16-7	
北293	北区 上賀茂津ノ国町	地内	約 0 ha	約 0.73 ha	令和4年12月2日	柵野16-5	
北295	北区 大宮開町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	鷹峯32-1	
北300	北区 西賀茂下庄田町	地内	約 0 ha	約 0.14 ha	令和4年12月2日	柵野16-1	
北301	北区 西賀茂下庄田町	地内	約 0 ha	約 0.12 ha	令和4年12月2日	柵野16-1	
北302	北区 西賀茂下庄田町	地内	約 0 ha	約 0.15 ha	令和4年12月2日	柵野16-1 柵野16-4	
北304	北区 西賀茂上庄田町	地内	約 0 ha	約 0.51 ha	令和4年12月2日	柵野16-4	
北305	北区 西賀茂上庄田町	地内	約 0 ha	約 0.25 ha	令和4年12月2日	柵野16-4	
北306	北区 西賀茂樋ノ口町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	柵野16-4	
北307	北区 西賀茂樋ノ口町	地内	約 0 ha	約 0.12 ha	令和4年12月2日	柵野16-4	
北308	北区 西賀茂上庄田町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	柵野16-4	
北310	北区 西賀茂樋ノ口町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	柵野16-4	
北316	北区 西賀茂蟹ヶ坂町	地内	約 0 ha	約 0.17 ha	令和4年12月2日	柵野16-7	
北317	北区 西賀茂丸川町	地内	約 0 ha	約 0.04 ha	令和4年12月2日	西賀茂23-5	
北318	北区 大宮東総門口町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	西賀茂23-5 西賀茂23-8	
北322	北区 西賀茂丸川町	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	西賀茂23-4 西賀茂23-5	
北323	北区 西賀茂下庄田町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	柵野16-4	
北324	北区 西賀茂北山ノ森町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	西賀茂23-1	
北326	北区 大宮西山ノ前町	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	西賀茂23-4	
北328	北区 上賀茂高縄手町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	幡枝24-7 植物園33-1	
北330	北区 西賀茂柿ノ木町	地内	約 0 ha	約 0.13 ha	令和4年12月2日	西賀茂23-2	
北331	北区 上賀茂神山	地内	約 0 ha	約 0.04 ha	令和4年12月2日	柵野16-1	
北332	北区 上賀茂西後藤町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	柵野16-5	
北335	北区 上賀茂土門町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	幡枝24-7	
北337	北区 上賀茂豊田町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	幡枝24-7	
北338	北区 上賀茂西上之段町	地内	約 0 ha	約 0.4 ha	令和4年12月2日	柵野16-8	
北339	北区 上賀茂六段田町	地内	約 0 ha	約 0.13 ha	令和4年12月2日	柵野16-5	

生産緑地 地区番号	位置		特定生産緑地指定面積		申出基準日 又は 指定期限日	図面番号	備考
			既に指定され ている区域	新たに指定 する区域			
北340	北区 上賀岡本口町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	幡枝24-7	
北341	北区 上賀茂女夫岩町	地内	約 0 ha	約 0.12 ha	令和4年12月2日	柊野16-8	
北342	北区 西賀茂北山ノ森町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	柊野16-7	
北343	北区 上賀茂六段田町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	柊野16-5	
北344	北区 西賀茂上庄田町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	柊野16-4	
北345	北区 西賀茂上庄田町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	柊野16-4	
北346	北区 上賀茂畔勝町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	幡枝24-7	
北347	北区 西賀茂坊ノ後町 外	地内	約 0 ha	約 0.33 ha	令和4年12月2日	西賀茂23-1	
北348	北区 大宮中林町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	西賀茂23-8	
左1	左京区 静市野中町	地内	約 0 ha	約 0.34 ha	令和4年12月2日	市原12-1	
左2	左京区 静市野中町	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	市原12-1	
左4	左京区 静市市原町	地内	約 0 ha	約 0.48 ha	令和4年12月2日	山幸橋11-6	
左5	左京区 静市市原町	地内	約 0 ha	約 0.16 ha	令和4年12月2日	山幸橋11-6	
左6	左京区 静市市原町	地内	約 0 ha	約 0.16 ha	令和4年12月2日	山幸橋11-6	
左7	左京区 静市市原町	地内	約 0 ha	約 0.24 ha	令和4年12月2日	山幸橋11-6 市原12-4	
左9	左京区 岩倉村松町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	村松13-4	
左11	左京区 静市市原町	地内	約 0 ha	約 0.16 ha	令和4年12月2日	市原12-4	
左12	左京区 静市市原町	地内	約 0 ha	約 0.12 ha	令和4年12月2日	山幸橋11-9 市原12-7	
左14	左京区 岩倉村松町	地内	約 0 ha	約 0.61 ha	令和4年12月2日	村松13-4	
左15	左京区 岩倉長谷町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	村松13-8	
左16	左京区 岩倉村松町	地内	約 0 ha	約 0.12 ha	令和4年12月2日	村松13-4	
左17	左京区 岩倉村松町	地内	約 0 ha	約 0.81 ha	令和4年12月2日	村松13-4	
左18	左京区 岩倉忠在地町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	村松13-4	
左19	左京区 岩倉長谷町	地内	約 0 ha	約 0.32 ha	令和4年12月2日	村松13-5 村松13-8	
左20	左京区 岩倉長谷町	地内	約 0 ha	約 0.3 ha	令和4年12月2日	村松13-8	
左21	左京区 岩倉長谷町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	村松13-8	
左22	左京区 岩倉長谷町	地内	約 0 ha	約 0.03 ha	令和4年12月2日	村松13-8	
左23	左京区 岩倉長谷町	地内	約 0 ha	約 0.17 ha	令和4年12月2日	村松13-8	
左24	左京区 静市市原町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	二軒茶屋17-1	
左25	左京区 静市市原町	地内	約 0 ha	約 0.17 ha	令和4年12月2日	市原12-7 二軒茶屋17-1	
左28	左京区 静市市原町	地内	約 0 ha	約 0.38 ha	令和4年12月2日	二軒茶屋17-4 二軒茶屋17-5	
左29	左京区 静市市原町	地内	約 0 ha	約 0.28 ha	令和4年12月2日	二軒茶屋17-4 二軒茶屋17-5	
左31	左京区 静市市原町	地内	約 0 ha	約 0.16 ha	令和4年12月2日	二軒茶屋17-5	
左32	左京区 静市市原町	地内	約 0 ha	約 0.25 ha	令和4年12月2日	二軒茶屋17-5	
左34	左京区 岩倉南木野町	地内	約 0 ha	約 0.22 ha	令和4年12月2日	二軒茶屋17-9	
左35	左京区 岩倉幡枝町	地内	約 0 ha	約 0.29 ha	令和4年12月2日	二軒茶屋17-8	
左36	左京区 岩倉幡枝町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	二軒茶屋17-8	
左38	左京区 岩倉上蔵町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	村松13-7	
左39	左京区 岩倉中在地町 外	地内	約 0 ha	約 1.66 ha	令和4年12月2日	村松13-7	
左40	左京区 岩倉長谷町	地内	約 0 ha	約 0.14 ha	令和4年12月2日	村松13-8	
左42	左京区 岩倉上蔵町	地内	約 0 ha	約 0.38 ha	令和4年12月2日	村松13-7	
左44	左京区 岩倉長谷町	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	岩倉18-2	
左45	左京区 岩倉中在地町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	岩倉18-1	
左46	左京区 岩倉長谷町	地内	約 0 ha	約 0.16 ha	令和4年12月2日	岩倉18-2	
左47	左京区 岩倉中在地町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	岩倉18-1	
左49	左京区 岩倉忠在地町	地内	約 0 ha	約 0.71 ha	令和4年12月2日	岩倉18-1	

生産緑地 地区番号	位置		特定生産緑地指定面積		申出基準日 又は 指定期限日	図面番号	備考
			既に指定され ている区域	新たに指定 する区域			
左51	左京区 岩倉長谷町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	岩倉18-2	
左52	左京区 岩倉長谷町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	岩倉18-2	
左53	左京区 岩倉下在地町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	岩倉18-4	
左54	左京区 岩倉上蔵町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	岩倉18-1	
左55	左京区 岩倉中在地町	地内	約 0 ha	約 0.13 ha	令和4年12月2日	岩倉18-1	
左56	左京区 岩倉忠在地町	地内	約 0 ha	約 0.14 ha	令和4年12月2日	岩倉18-1	
左57	左京区 岩倉忠在地町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	岩倉18-1	
左58	左京区 岩倉中町	地内	約 0 ha	約 0.25 ha	令和4年12月2日	岩倉18-2	
左61	左京区 岩倉長谷町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	岩倉18-2	
左64	左京区 岩倉西河原町	地内	約 0 ha	約 0.22 ha	令和4年12月2日	岩倉18-1 岩倉18-4	
左65	左京区 岩倉上蔵町 外	地内	約 0 ha	約 0.31 ha	令和4年12月2日	岩倉18-1	
左66	左京区 岩倉忠在地町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	岩倉18-1	
左67	左京区 岩倉長谷町	地内	約 0 ha	約 0.72 ha	令和4年12月2日	村松13-8 岩倉18-2	
左68	左京区 岩倉忠在地町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	岩倉18-1	
左69	左京区 岩倉中町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	岩倉18-2	
左71	左京区 岩倉中町	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	岩倉18-2	
左73	左京区 岩倉中町	地内	約 0 ha	約 0.36 ha	令和4年12月2日	岩倉18-2 岩倉18-5	
左75	左京区 岩倉花園町	地内	約 0 ha	約 0.14 ha	令和4年12月2日	岩倉18-6	
左76	左京区 岩倉花園町	地内	約 0 ha	約 0.14 ha	令和4年12月2日	岩倉18-5 岩倉18-6	
左77	左京区 岩倉西河原町	地内	約 0 ha	約 0.16 ha	令和4年12月2日	岩倉18-4	
左78	左京区 岩倉下在地町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	岩倉18-4	
左81	左京区 岩倉中町	地内	約 0 ha	約 0.44 ha	令和4年12月2日	岩倉18-5	
左82	左京区 岩倉中町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	岩倉18-5	
左84	左京区 岩倉中町	地内	約 0 ha	約 0.15 ha	令和4年12月2日	岩倉18-5	
左86	左京区 岩倉花園町	地内	約 0 ha	約 0.26 ha	令和4年12月2日	岩倉18-5	
左87	左京区 岩倉花園町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	岩倉18-5	
左88	左京区 岩倉中町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	岩倉18-5	
左89	左京区 岩倉花園町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	岩倉18-5	
左90	左京区 岩倉花園町	地内	約 0 ha	約 0.44 ha	令和4年12月2日	岩倉18-5	
左91	左京区 岩倉花園町	地内	約 0 ha	約 0.24 ha	令和4年12月2日	岩倉18-5	
左92	左京区 岩倉花園町	地内	約 0 ha	約 0.14 ha	令和4年12月2日	岩倉18-5 岩倉18-6	
左94	左京区 岩倉西河原町	地内	約 0 ha	約 0.22 ha	令和4年12月2日	岩倉18-4	
左95	左京区 岩倉西河原町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	岩倉18-4	
左96	左京区 岩倉西河原町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	岩倉18-4	
左97	左京区 岩倉西河原町	地内	約 0 ha	約 0.25 ha	令和4年12月2日	岩倉18-4	
左100	左京区 岩倉西河原町	地内	約 0 ha	約 0.23 ha	令和4年12月2日	岩倉18-4	
左102	左京区 岩倉三笠町	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	岩倉18-4 岩倉18-7	
左103	左京区 岩倉忠在地町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	岩倉18-4	
左106	左京区 岩倉花園町	地内	約 0 ha	約 0.54 ha	令和4年12月2日	岩倉18-5 岩倉18-8	
左109	左京区 岩倉南木野町	地内	約 0 ha	約 0.04 ha	令和4年12月2日	二軒茶屋17-9	
左110	左京区 岩倉中河原町	地内	約 0 ha	約 0.04 ha	令和4年12月2日	二軒茶屋17-6 二軒茶屋17-9	
左111	左京区 岩倉中河原町	地内	約 0 ha	約 0.42 ha	令和4年12月2日	岩倉18-4 岩倉18-7	
左114	左京区 岩倉三笠町	地内	約 0 ha	約 0.2 ha	令和4年12月2日	岩倉18-7	

生産緑地 地区番号	位置		特定生産緑地指定面積		申出基準日 又は 指定期限日	図面番号	備考
			既に指定され ている区域	新たに指定 する区域			
左116	左京区 岩倉三笠町	地内	約 0 ha	約 0.87 ha	令和4年12月2日	岩倉18-7	
左118	左京区 岩倉中河原町	地内	約 0 ha	約 0.2 ha	令和4年12月2日	二軒茶屋17-6 二軒茶屋17-9	
左119	左京区 岩倉中河原町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	二軒茶屋17-9	
左122	左京区 岩倉幡枝町	地内	約 0 ha	約 0.65 ha	令和4年12月2日	二軒茶屋17-8 幡枝24-2	
左123	左京区 岩倉幡枝町	地内	約 0 ha	約 0.15 ha	令和4年12月2日	二軒茶屋17-9	
左124	左京区 岩倉北平岡町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	二軒茶屋17-9	
左126	左京区 岩倉中河原町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	二軒茶屋17-9	
左128	左京区 岩倉南河原町	地内	約 0 ha	約 0.17 ha	令和4年12月2日	二軒茶屋17-9	
左130	左京区 岩倉南河原町	地内	約 0 ha	約 0.26 ha	令和4年12月2日	二軒茶屋17-9	
左132	左京区 岩倉中河原町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	岩倉18-7	
左134	左京区 岩倉三笠町	地内	約 0 ha	約 0.2 ha	令和4年12月2日	岩倉18-7	
左136	左京区 岩倉北桑原町	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	岩倉18-7	
左137	左京区 岩倉北桑原町	地内	約 0 ha	約 0.2 ha	令和4年12月2日	岩倉18-7	
左138	左京区 岩倉北四ノ坪町	地内	約 0 ha	約 0.64 ha	令和4年12月2日	岩倉18-7	
左139	左京区 岩倉北平岡町	地内	約 0 ha	約 0.29 ha	令和4年12月2日	二軒茶屋17-9	
左140	左京区 岩倉北平岡町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	二軒茶屋17-9	
左141	左京区 岩倉南平岡町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	二軒茶屋17-9	
左143	左京区 岩倉南平岡町	地内	約 0 ha	約 0.12 ha	令和4年12月2日	幡枝24-3	
左144	左京区 岩倉南平岡町	地内	約 0 ha	約 0.16 ha	令和4年12月2日	幡枝24-3	
左145	左京区 岩倉南平岡町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	幡枝24-3	
左147	左京区 静市市原町	地内	約 0 ha	約 0.23 ha	令和4年12月2日	二軒茶屋17-4 二軒茶屋17-7	
左148	左京区 岩倉南河原町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	二軒茶屋17-9	
左150	左京区 岩倉北桑原町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	岩倉18-7	
左151	左京区 岩倉南河原町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	二軒茶屋17-9	
左152	左京区 岩倉南河原町	地内	約 0 ha	約 0.04 ha	令和4年12月2日	岩倉18-7	
左153	左京区 岩倉南河原町	地内	約 0 ha	約 0.17 ha	令和4年12月2日	岩倉18-7	
左154	左京区 岩倉北桑原町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	岩倉18-7	
左163	左京区 岩倉東宮田町	地内	約 0 ha	約 0.14 ha	令和4年12月2日	岩倉18-7	
左164	左京区 岩倉南桑原町	地内	約 0 ha	約 0.13 ha	令和4年12月2日	岩倉18-7 三宅八幡25-1	
左170	左京区 岩倉幡枝町	地内	約 0 ha	約 0.58 ha	令和4年12月2日	幡枝24-2	
左172	左京区 岩倉南池田町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	幡枝24-3	
左174	左京区 岩倉西五田町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	幡枝24-3	
左175	左京区 岩倉東宮田町	地内	約 0 ha	約 0.16 ha	令和4年12月2日	幡枝24-3	
左179	左京区 岩倉南桑原町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	三宅八幡25-1	
左181	左京区 岩倉東宮田町	地内	約 0 ha	約 0.22 ha	令和4年12月2日	幡枝24-3 三宅八幡25-1	
左182	左京区 岩倉西五田町	地内	約 0 ha	約 0.12 ha	令和4年12月2日	幡枝24-3	
左183	左京区 岩倉三宅町	地内	約 0 ha	約 0.01 ha	令和4年12月2日	岩倉18-8	
左185	左京区 岩倉花園町	地内	約 0 ha	約 0.13 ha	令和4年12月2日	岩倉18-8	
左186	左京区 岩倉三宅町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	岩倉18-8	
左191	左京区 上高野大明神町	地内	約 0 ha	約 0.35 ha	令和4年12月2日	三宅八幡25-2 三宅八幡25-3	
左192	左京区 上高野薩田町	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	三宅八幡25-2	
左193	左京区 上高野三反田町 外	地内	約 0 ha	約 0.58 ha	令和4年12月2日	三宅八幡25-2	
左195	左京区 上高野小野町	地内	約 0 ha	約 0.32 ha	令和4年12月2日	三宅八幡25-3	
左200	左京区 上高野深田町	地内	約 0 ha	約 0.16 ha	令和4年12月2日	三宅八幡25-2	
左201	左京区 上高野仲町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	三宅八幡25-2	
左205	左京区 上高野鷺町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	三宅八幡25-2	

生産緑地 地区番号	位置		特定生産緑地指定面積		申出基準日 又は 指定期限日	図面番号	備考
			既に指定され ている区域	新たに指定 する区域			
左206	左京区 上高野石田町 外	地内	約 0 ha	約 0.16 ha	令和4年12月2日	三宅八幡25-5	
左209	左京区 上高野仲町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	三宅八幡25-2 三宅八幡25-5	
左211	左京区 岩倉長谷町	地内	約 0 ha	約 0.25 ha	令和4年12月2日	岩倉18-2	
左214	左京区 松ヶ崎堂ノ上町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	植物園33-6	
左216	左京区 岩倉長谷町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	村松13-8 岩倉18-2	
左217	左京区 岩倉長谷町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	岩倉18-2	
左218	左京区 岩倉長谷町	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	岩倉18-2	
左219	左京区 岩倉長谷町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	岩倉18-2	
左220	左京区 岩倉長谷町	地内	約 0 ha	約 0.45 ha	令和4年12月2日	村松13-8 岩倉18-2	
左221	左京区 岩倉長谷町	地内	約 0 ha	約 0.18 ha	令和4年12月2日	村松13-8	
左222	左京区 岩倉長谷町	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	岩倉18-2	
左223	左京区 岩倉長谷町	地内	約 0 ha	約 0.39 ha	令和4年12月2日	岩倉18-2	
左230	左京区 岩倉南大鷲町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	三宅八幡25-4	
左231	左京区 上高野鷲町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	三宅八幡25-4	
左232	左京区 上高野鷲町	地内	約 0 ha	約 0.41 ha	令和4年12月2日	三宅八幡25-4 三宅八幡25-5	
左233	左京区 上高野鷲町	地内	約 0 ha	約 0.18 ha	令和4年12月2日	三宅八幡25-4 三宅八幡25-5	
左234	左京区 上高野石田町	地内	約 0 ha	約 0.19 ha	令和4年12月2日	三宅八幡25-5	
左235	左京区 上高野古川町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	三宅八幡25-5	
左237	左京区 上高野古川町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	三宅八幡25-5	
左242	左京区 上高野松田町	地内	約 0 ha	約 0.01 ha	令和4年12月2日	三宅八幡25-5	
左243	左京区 上高野木ノ下町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	三宅八幡25-3 三宅八幡25-6	
左245	左京区 上高野前田町 外	地内	約 0 ha	約 0.65 ha	令和4年12月2日	三宅八幡25-6	
左246	左京区 上高野上畑町 外	地内	約 0 ha	約 0.7 ha	令和4年12月2日	三宅八幡25-6	
左248	左京区 上高野口小森町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	三宅八幡25-3	
左249	左京区 上高野奥東野町 外	地内	約 0 ha	約 0.51 ha	令和4年12月2日	三宅八幡25-3 三宅八幡25-6	
左250	左京区 上高野奥小森町	地内	約 0 ha	約 0.15 ha	令和4年12月2日	三宅八幡25-3	
左251	左京区 上高野奥小森町	地内	約 0 ha	約 0.24 ha	令和4年12月2日	三宅八幡25-3 八瀬26-1	
左253	左京区 上高野下東野町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	三宅八幡25-6	
左255	左京区 上高野松田町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	三宅八幡25-6	
左262	左京区 下鴨水口町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	幡枝24-8	
左265	左京区 下鴨水口町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	幡枝24-8	
左266	左京区 下鴨南芝町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	植物園33-2	
左268	左京区 下鴨南茶ノ木町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	幡枝24-8 植物園33-2	
左272	左京区 松ヶ崎六ノ坪町 外	地内	約 0 ha	約 0.56 ha	令和4年12月2日	植物園33-3	
左275	左京区 松ヶ崎六ノ坪町	地内	約 0 ha	約 0.23 ha	令和4年12月2日	植物園33-3	
左277	左京区 松ヶ崎横縄手町 外	地内	約 0 ha	約 0.23 ha	令和4年12月2日	植物園33-3	
左280	左京区 松ヶ崎堂ノ上町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	植物園33-6	
左281	左京区 山端大君町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	三宅八幡25-8	
左283	左京区 修学院西沮沢町	地内	約 0 ha	約 0.12 ha	令和4年12月2日	三宅八幡25-9	
左284	左京区 修学院大道町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	三宅八幡25-9	
左285	左京区 修学院馬場脇町	地内	約 0 ha	約 0.13 ha	令和4年12月2日	三宅八幡25-9	
左286	左京区 修学院西沮沢町 外	地内	約 0 ha	約 0.37 ha	令和4年12月2日	三宅八幡25-9	

生産緑地 地区番号	位置	特定生産緑地指定面積		申出基準日 又は 指定期限日	図面番号	備考
		既に指定され ている区域	新たに指定 する区域			
左287	左京区 修学院川尻町 地内	約 0 ha	約 0.23 ha	令和4年12月2日	三宅八幡25-8 松ヶ崎34-2	
左289	左京区 修学院川尻町 地内	約 0 ha	約 0.2 ha	令和4年12月2日	三宅八幡25-8 三宅八幡25-9 松ヶ崎34-2 松ヶ崎34-3	
左290	左京区 修学院仏者町 地内	約 0 ha	約 0.34 ha	令和4年12月2日	三宅八幡25-9 松ヶ崎34-3	
左292	左京区 松ヶ崎樋ノ上町 地内	約 0 ha	約 0.96 ha	令和4年12月2日	三宅八幡25-7 三宅八幡25-8 松ヶ崎34-1 松ヶ崎34-2	
左293	左京区 松ヶ崎樋ノ上町 地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	松ヶ崎34-2	
左294	左京区 山端森本町 地内	約 0 ha	約 0.13 ha	令和4年12月2日	松ヶ崎34-2	
左295	左京区 山端森本町 地内	約 0 ha	約 0.19 ha	令和4年12月2日	松ヶ崎34-2	
左296	左京区 修学院沖殿町 地内	約 0 ha	約 0.13 ha	令和4年12月2日	松ヶ崎34-2	
左297	左京区 修学院犬塚町 地内	約 0 ha	約 0.43 ha	令和4年12月2日	松ヶ崎34-2	
左298	左京区 修学院石掛町 地内	約 0 ha	約 0.12 ha	令和4年12月2日	松ヶ崎34-3	
左299	左京区 松ヶ崎海尻町 地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	植物園33-3	
左300	左京区 松ヶ崎木ノ本町 地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	植物園33-3 松ヶ崎34-1	
左301	左京区 松ヶ崎木ノ本町 地内	約 0 ha	約 0.12 ha	令和4年12月2日	植物園33-3 松ヶ崎34-1	
左304	左京区 松ヶ崎雲路町 地内	約 0 ha	約 0.22 ha	令和4年12月2日	松ヶ崎34-1	
左307	左京区 松ヶ崎小脇町 地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	松ヶ崎34-1	
左309	左京区 修学院登リ内町 外 地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	松ヶ崎34-3	
左310	左京区 修学院坪江町 地内	約 0 ha	約 0.21 ha	令和4年12月2日	松ヶ崎34-3	
左314	左京区 一乗寺月輪寺町 地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	松ヶ崎34-3	
左315	左京区 松ヶ崎久土町 地内	約 0 ha	約 0.16 ha	令和4年12月2日	植物園33-6 松ヶ崎34-4	
左316	左京区 松ヶ崎正田町 地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	松ヶ崎34-1	
左318	左京区 修学院大林町 外 地内	約 0 ha	約 0.19 ha	令和4年12月2日	松ヶ崎34-5	
左319	左京区 修学院中林町 地内	約 0 ha	約 0.15 ha	令和4年12月2日	松ヶ崎34-2 松ヶ崎34-5	
左320	左京区 修学院十権寺町 地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	松ヶ崎34-5	
左321	左京区 一乗寺東浦町 地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	松ヶ崎34-6	
左322	左京区 一乗寺馬場町 外 地内	約 0 ha	約 0.35 ha	令和4年12月2日	松ヶ崎34-6	
左323	左京区 一乗寺馬場町 地内	約 0 ha	約 0.12 ha	令和4年12月2日	松ヶ崎34-6	
左324	左京区 一乗寺東浦町 地内	約 0 ha	約 0.84 ha	令和4年12月2日	松ヶ崎34-6	
左325	左京区 一乗寺西浦畑町 地内	約 0 ha	約 0.15 ha	令和4年12月2日	松ヶ崎34-5	
左326	左京区 一乗寺西浦畑町 地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	松ヶ崎34-5	
左327	左京区 一乗寺燈籠本町 地内	約 0 ha	約 0.18 ha	令和4年12月2日	松ヶ崎34-5	
左328	左京区 一乗寺燈籠本町 地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	松ヶ崎34-5 松ヶ崎34-6	
左330	左京区 一乗寺宮ノ東町 地内	約 0 ha	約 0.14 ha	令和4年12月2日	松ヶ崎34-5	
左331	左京区 一乗寺宮ノ東町 地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	松ヶ崎34-5	
左333	左京区 一乗寺釈迦堂町 地内	約 0 ha	約 0.15 ha	令和4年12月2日	松ヶ崎34-5 松ヶ崎34-6	
左334	左京区 一乗寺下リ松町 地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	松ヶ崎34-5 松ヶ崎34-8	
左335	左京区 一乗寺里ノ前町 地内	約 0 ha	約 0.27 ha	令和4年12月2日	松ヶ崎34-7 松ヶ崎34-8	

生産緑地 地区番号	位置		特定生産緑地指定面積		申出基準日 又は 指定期限日	図面番号	備考
			既に指定され ている区域	新たに指定 する区域			
左337	左京区 一乗寺花ノ木町	地内	約 0 ha	約 0.19 ha	令和4年12月2日	松ヶ崎34-8	
左338	左京区 一乗寺花ノ木町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	松ヶ崎34-8	
左339	左京区 修学院辻ノ田町	地内	約 0 ha	約 0.2 ha	令和4年12月2日	松ヶ崎34-3	
左340	左京区 修学院宮ノ脇町 外	地内	約 0 ha	約 1.81 ha	令和4年12月2日	松ヶ崎34-3 松ヶ崎34-6	
左341	左京区 一乗寺中ノ田町 外	地内	約 0 ha	約 0.27 ha	令和4年12月2日	松ヶ崎34-8	
左342	左京区 一乗寺中ノ田町	地内	約 0 ha	約 0.32 ha	令和4年12月2日	松ヶ崎34-8	
左344	左京区 一乗寺才形町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	松ヶ崎34-8	
左345	左京区 一乗寺水掛町 外	地内	約 0 ha	約 0.82 ha	令和4年12月2日	松ヶ崎34-6	
左346	左京区 一乗寺野田町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	松ヶ崎34-8	
左348	左京区 一乗寺木ノ本町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	松ヶ崎34-8	
左349	左京区 一乗寺樋ノ口町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	松ヶ崎34-8	
左350	左京区 一乗寺木ノ本町	地内	約 0 ha	約 0.33 ha	令和4年12月2日	松ヶ崎34-8	
左500	左京区 一乗寺築田町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	松ヶ崎34-8 田中43-2	
左502	左京区 一乗寺東水干町	地内	約 0 ha	約 0.14 ha	令和4年12月2日	田中43-1 田中43-2	
左503	左京区 一乗寺築田町	地内	約 0 ha	約 0.14 ha	令和4年12月2日	田中43-2	
左504	左京区 一乗寺築田町	地内	約 0 ha	約 0.2 ha	令和4年12月2日	田中43-2	
左511	左京区 八瀬近衛町	地内	約 0 ha	約 0.15 ha	令和4年12月2日	瓢箪崩山14-3	
左512	左京区 八瀬秋元町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	瓢箪崩山14-6	
左513	左京区 八瀬秋元町	地内	約 0 ha	約 0.04 ha	令和4年12月2日	瓢箪崩山14-6	
左514	左京区 八瀬秋元町	地内	約 0 ha	約 0.84 ha	令和4年12月2日	瓢箪崩山14-6	
左515	左京区 八瀬秋元町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	瓢箪崩山14-6	
左517	左京区 八瀬秋元町	地内	約 0 ha	約 0.35 ha	令和4年12月2日	瓢箪崩山14-9	
左518	左京区 八瀬秋元町	地内	約 0 ha	約 0.22 ha	令和4年12月2日	瓢箪崩山14-9	
左520	左京区 八瀬近衛町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	和所19-2	
左521	左京区 八瀬近衛町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	和所19-5	
左524	左京区 岩倉幡枝町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	幡枝24-6	
左526	左京区 下鴨芝本町	地内	約 0 ha	約 0.03 ha	令和4年12月2日	植物園33-8	
左527	左京区 北白川山ノ元町 外	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	田中43-6	
左530	左京区 上高野鳥脇町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	三宅八幡25-2	
左537	左京区 岩倉南木野町	地内	約 0 ha	約 0.12 ha	令和4年12月2日	二軒茶屋17-9	
左538	左京区 岩倉幡枝町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	二軒茶屋17-8	
左539	左京区 岩倉幡枝町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	二軒茶屋17-8	
左545	左京区 岩倉中町	地内	約 0 ha	約 0.4 ha	令和4年12月2日	岩倉18-2	
左546	左京区 岩倉中河原町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	岩倉18-7	
左548	左京区 岩倉長谷町	地内	約 0 ha	約 0.32 ha	令和4年12月2日	村松13-8	
左551	左京区 岩倉西河原町	地内	約 0 ha	約 0.04 ha	令和4年12月2日	岩倉18-4	
左556	左京区 岩倉幡枝町	地内	約 0 ha	約 0.16 ha	令和4年12月2日	幡枝24-2	
左560	左京区 岩倉幡枝町	地内	約 0 ha	約 0.04 ha	令和4年12月2日	幡枝24-2	
左561	左京区 岩倉南河原町	地内	約 0 ha	約 0.18 ha	令和4年12月2日	岩倉18-7	
左562	左京区 岩倉幡枝町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	幡枝24-2	
左565	左京区 岩倉三笠町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	岩倉18-7	
左566	左京区 岩倉三笠町	地内	約 0 ha	約 0.15 ha	令和4年12月2日	岩倉18-4 岩倉18-7	
左567	左京区 岩倉中町	地内	約 0 ha	約 0.22 ha	令和4年12月2日	岩倉18-2 岩倉18-5	
左569	左京区 岩倉幡枝町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	二軒茶屋17-5	
左570	左京区 岩倉幡枝町	地内	約 0 ha	約 0.22 ha	令和4年12月2日	幡枝24-2	
左573	左京区 岩倉長谷町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	村松13-8	
左574	左京区 岩倉長谷町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	岩倉18-2	

生産緑地 地区番号	位置		特定生産緑地指定面積		申出基準日 又は 指定期限日	図面番号	備考
			既に指定され ている区域	新たに指定 する区域			
左575	左京区 岩倉幡枝町	地内	約 0 ha	約 0.34 ha	令和4年12月2日	二軒茶屋17-8	
左576	左京区 岩倉幡枝町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	二軒茶屋17-8 幡枝24-2	
左577	左京区 岩倉幡枝町	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	幡枝24-2	
左579	左京区 上高野小野町 外	地内	約 0 ha	約 0.4 ha	令和4年12月2日	三宅八幡25-2 三宅八幡25-3	
左580	左京区 上高野畑町	地内	約 0 ha	約 0.03 ha	令和4年12月2日	三宅八幡25-6	
左581	左京区 岩倉村松町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	村松13-4	
左584	左京区 岩倉幡枝町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	幡枝24-2	
左585	左京区 一乗寺月輪寺町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	松ヶ崎34-3 松ヶ崎34-6	
左586	左京区 岩倉長谷町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	村松13-8	
左587	左京区 岩倉花園町	地内	約 0 ha	約 0.13 ha	令和4年12月2日	岩倉18-5 岩倉18-8	
左589	左京区 岩倉花園町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	岩倉18-8	
左590	左京区 岩倉幡枝町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	幡枝24-2	
左591	左京区 一乗寺中ノ田町	地内	約 0 ha	約 0.25 ha	令和4年12月2日	松ヶ崎34-8	
左593	左京区 岩倉長谷町	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	岩倉18-2	
左594	左京区 岩倉三笠町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	岩倉18-7	
左595	左京区 岩倉中町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	岩倉18-2 岩倉18-5	
左597	左京区 上高野尾保地町 外	地内	約 0 ha	約 0.29 ha	令和4年12月2日	三宅八幡25-2	
左599	左京区 岩倉幡枝町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	二軒茶屋17-8	
左602	左京区 岩倉南大鷲町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	三宅八幡25-4	
左604	北区 上賀茂本山	地内	約 0 ha	約 0.67 ha	令和4年12月2日	二軒茶屋17-4	
左606	左京区 岩倉村松町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	村松13-4	
左607	左京区 岩倉幡枝町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	二軒茶屋17-8	
左608	左京区 岩倉中河原町	地内	約 0 ha	約 0.13 ha	令和4年12月2日	二軒茶屋17-9	
中1	中京区 西ノ京春日町	地内	約 0 ha	約 0.16 ha	令和4年12月2日	花園48-5	
中2	中京区 西ノ京北壺井町	地内	約 0 ha	約 0.13 ha	令和4年12月2日	花園48-8	
中5	中京区 西ノ京西中合町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	山ノ内57-2	
山1	山科区 日ノ岡坂脇町	地内	約 0 ha	約 0.18 ha	令和4年12月2日	清水寺69-3	
山4	山科区 御陵岡町 外	地内	約 0 ha	約 0.25 ha	令和4年12月2日	清水寺69-6	
山7	山科区 御陵荒巻町	地内	約 0 ha	約 0.15 ha	令和4年12月2日	清水寺69-6 安祥寺70-4	
山9	山科区 安朱奥ノ田	地内	約 0 ha	約 0.13 ha	令和4年12月2日	安祥寺70-3	
山10	山科区 西野野色町 外	地内	約 0 ha	約 0.3 ha	令和4年12月2日	山科79-1	
山11	山科区 四ノ宮奈良野町 外	地内	約 0 ha	約 2.64 ha	令和4年12月2日	四ノ宮71-4 四ノ宮71-5 四ノ宮71-7 四ノ宮71-8	
山12	山科区 小山神無森町 外	地内	約 0 ha	約 0.72 ha	令和4年12月2日	四ノ宮71-8	
山13	山科区 小山神無森町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	四ノ宮71-8	
山15	山科区 小山神無森町 外	地内	約 0 ha	約 0.31 ha	令和4年12月2日	四ノ宮71-5 四ノ宮71-8	
山16	山科区 小山下ノ池	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	四ノ宮71-8	
山17	山科区 上花山桜谷	地内	約 0 ha	約 0.17 ha	令和4年12月2日	今熊野78-2	
山19	山科区 小山南溝町	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	小山80-1	
山20	山科区 上花山花ノ岡町 外	地内	約 0 ha	約 2.03 ha	令和4年12月2日	今熊野78-3	
山21	山科区 上花山坂尻 外	地内	約 0 ha	約 0.16 ha	令和4年12月2日	今熊野78-3	
山22	山科区 上花山久保町	地内	約 0 ha	約 0.14 ha	令和4年12月2日	今熊野78-3	
山23	山科区 上花山久保町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	今熊野78-3	

生産緑地 地区番号	位置		特定生産緑地指定面積		申出基準日 又は 指定期限日	図面番号	備考
			既に指定され ている区域	新たに指定 する区域			
山24	山科区 北花山大林町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	今熊野78-3	
山25	山科区 北花山大林町	地内	約 0 ha	約 0.17 ha	令和4年12月2日	今熊野78-3	
山27	山科区 北花山大林町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	今熊野78-3	
山28	山科区 北花山大林町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	今熊野78-3	
山29	山科区 北花山河原町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	清水寺69-9	
山30	山科区 北花山横田町 外	地内	約 0 ha	約 0.28 ha	令和4年12月2日	清水寺69-9	
山34	山科区 西野八幡田町	地内	約 0 ha	約 0.36 ha	令和4年12月2日	安祥寺70-7	
山35	山科区 西野榎本町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	安祥寺70-7	
山36	山科区 西野榎本町 外	地内	約 0 ha	約 0.65 ha	令和4年12月2日	安祥寺70-7	
山37	山科区 西野櫃川町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	山科79-1	
山41	山科区 西野野色町 外	地内	約 0 ha	約 2.01 ha	令和4年12月2日	山科79-1	
山42	山科区 西野小柳町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	山科79-1	
山43	山科区 厨子奥尾上町	地内	約 0 ha	約 0.18 ha	令和4年12月2日	安祥寺70-7	
山46	山科区 厨子奥若林町	地内	約 0 ha	約 0.12 ha	令和4年12月2日	安祥寺70-7	
山47	山科区 西野櫃川町 外	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	安祥寺70-7 山科79-1	
山49	山科区 西野山階町	地内	約 0 ha	約 0.22 ha	令和4年12月2日	山科79-1	
山50	山科区 音羽役出町	地内	約 0 ha	約 0.16 ha	令和4年12月2日	安祥寺70-9 山科79-3	
山52	山科区 音羽初田町	地内	約 0 ha	約 0.22 ha	令和4年12月2日	山科79-3	
山54	山科区 音羽西林	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	山科79-3	
山59	山科区 東野中井ノ上町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	山科79-6	
山63	山科区 音羽中芝町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	山科79-3	
山64	山科区 音羽八ノ坪	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	四ノ宮71-7	
山65	山科区 音羽前田町	地内	約 0 ha	約 0.44 ha	令和4年12月2日	小山80-1	
山67	山科区 音羽稲芝	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	小山80-1	
山68	山科区 小山中ノ川町	地内	約 0 ha	約 0.23 ha	令和4年12月2日	小山80-1	
山70	山科区 音羽千本町 外	地内	約 0 ha	約 0.34 ha	令和4年12月2日	山科79-3	
山72	山科区 音羽山等地	地内	約 0 ha	約 0.26 ha	令和4年12月2日	四ノ宮71-7	
山75	山科区 音羽珍事町	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	四ノ宮71-7	
山76	山科区 小山鎮守町	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	四ノ宮71-8	
山79	山科区 小山北林町 外	地内	約 0 ha	約 1.45 ha	令和4年12月2日	四ノ宮71-7 四ノ宮71-8 小山80-1 小山80-2	
山81	山科区 大塚野溝町	地内	約 0 ha	約 0.4 ha	令和4年12月2日	小山80-1	
山82	山科区 大塚野溝町	地内	約 0 ha	約 0.12 ha	令和4年12月2日	小山80-2	
山83	山科区 大塚北溝町	地内	約 0 ha	約 0.19 ha	令和4年12月2日	小山80-1 小山80-4	
山84	山科区 大塚北溝町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	小山80-1	
山86	山科区 小山西御所町	地内	約 0 ha	約 0.32 ha	令和4年12月2日	小山80-2	
山87	山科区 小山松原畑町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	小山80-2	
山88	山科区 小山谷田町	地内	約 0 ha	約 0.13 ha	令和4年12月2日	小山80-2	
山89	山科区 小山御坊ノ内町	地内	約 0 ha	約 0.22 ha	令和4年12月2日	小山80-2	
山90	山科区 小山御坊ノ内町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	小山80-2	
山91	山科区 小山小川町	地内	約 0 ha	約 0.46 ha	令和4年12月2日	小山80-2	
山92	山科区 小山中島町	地内	約 0 ha	約 0.14 ha	令和4年12月2日	小山80-2	
山93	山科区 小山西御所町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	四ノ宮71-8 小山80-2	
山94	山科区 小山御坊ノ内町	地内	約 0 ha	約 0.13 ha	令和4年12月2日	小山80-2 小山80-3	
山95	山科区 小山御坊ノ内町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	小山80-3	

生産緑地 地区番号	位置		特定生産緑地指定面積		申出基準日 又は 指定期限日	図面番号	備考
			既に指定され ている区域	新たに指定 する区域			
山96	山科区 川田欠ノ上 外	地内	約 0 ha	約 0.25 ha	令和4年12月2日	今熊野78-6	
山97	山科区 西野山百々町	地内	約 0 ha	約 0.32 ha	令和4年12月2日	今熊野78-5 今熊野78-8	
山98	山科区 小山姫子町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	四ノ宮71-8 小山80-2	
山100	山科区 西野山百々町	地内	約 0 ha	約 0.17 ha	令和4年12月2日	今熊野78-5	
山101	山科区 西野山桜ノ馬場町 外	地内	約 0 ha	約 0.15 ha	令和4年12月2日	今熊野78-8	
山102	山科区 西野山百々町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	今熊野78-8	
山105	山科区 西野山百々町	地内	約 0 ha	約 0.15 ha	令和4年12月2日	今熊野78-6	
山107	山科区 川田菱尾田	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	今熊野78-9	
山108	山科区 川田御輿塚町	地内	約 0 ha	約 0.5 ha	令和4年12月2日	今熊野78-6	
山109	山科区 川田中畑町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	今熊野78-6	
山110	山科区 川田前畑町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	今熊野78-6	
山111	山科区 川田南畑町	地内	約 0 ha	約 0.17 ha	令和4年12月2日	今熊野78-6	
山112	山科区 川田欠ノ上	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	今熊野78-6	
山114	山科区 西野山南畑町 外	地内	約 0 ha	約 0.48 ha	令和4年12月2日	今熊野78-6 今熊野78-9 山科79-7	
山116	山科区 西野山百々町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	今熊野78-8	
山117	山科区 西野小柳町	地内	約 0 ha	約 0 ha	令和4年12月2日	山科79-4	
山119	山科区 西野大鳥井町	地内	約 0 ha	約 0.26 ha	令和4年12月2日	山科79-4	
山121	山科区 西野左義長町	地内	約 0 ha	約 0.49 ha	令和4年12月2日	山科79-4	
山124	山科区 西野離宮町	地内	約 0 ha	約 0.2 ha	令和4年12月2日	山科79-4 山科79-5	
山125	山科区 東野舞台町	地内	約 0 ha	約 0.29 ha	令和4年12月2日	山科79-7	
山126	山科区 東野森野町 外	地内	約 0 ha	約 2.06 ha	令和4年12月2日	山科79-7	
山127	山科区 西野後藤	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	今熊野78-9 山科79-7	
山129	山科区 東野片下り町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	山科79-5	
山131	山科区 東野門口町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	山科79-5 山科79-6	
山132	山科区 東野中井ノ上町	地内	約 0 ha	約 0.14 ha	令和4年12月2日	山科79-6	
山133	山科区 大塚南溝町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	小山80-4	
山134	山科区 大塚元屋敷町	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	山科79-6 小山80-4	
山136	山科区 大塚西浦町	地内	約 0 ha	約 0.23 ha	令和4年12月2日	山科79-9	
山137	山科区 大塚元屋敷町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	山科79-9 小山80-7	
山139	山科区 大塚檀ノ浦	地内	約 0 ha	約 0.83 ha	令和4年12月2日	山科79-9 小山80-7	
山140	山科区 大塚中溝	地内	約 0 ha	約 0.19 ha	令和4年12月2日	小山80-4	
山141	山科区 大塚中溝	地内	約 0 ha	約 0.12 ha	令和4年12月2日	小山80-4	
山145	山科区 西野山桜ノ馬場町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	今熊野78-8	
山146	山科区 西野山射庭ノ上町	地内	約 0 ha	約 0.28 ha	令和4年12月2日	今熊野78-8	
山147	山科区 西野山射庭ノ上町	地内	約 0 ha	約 0.31 ha	令和4年12月2日	今熊野78-8	
山148	山科区 西野山射庭ノ上町	地内	約 0 ha	約 0.63 ha	令和4年12月2日	今熊野78-8 今熊野78-9	
山149	山科区 西野山射庭ノ上町	地内	約 0 ha	約 0.6 ha	令和4年12月2日	今熊野78-9	
山150	山科区 西野山射庭ノ上町	地内	約 0 ha	約 0.13 ha	令和4年12月2日	今熊野78-8	
山151	山科区 西野山桜ノ馬場町	地内	約 0 ha	約 0.17 ha	令和4年12月2日	今熊野78-8 稻荷山87-2	
山154	山科区 西野山桜ノ馬場町	地内	約 0 ha	約 0.37 ha	令和4年12月2日	稻荷山87-3	

生産緑地 地区番号	位置		特定生産緑地指定面積		申出基準日 又は 指定期限日	図面番号	備考
			既に指定され ている区域	新たに指定 する区域			
山155	山科区 西野山中鳥井町	地内	約 0 ha	約 0.69 ha	令和4年12月2日	稲荷山87-3	
山156	山科区 西野山桜ノ馬場町	地内	約 0 ha	約 0.32 ha	令和4年12月2日	稲荷山87-3	
山157	山科区 西野山桜ノ馬場町	地内	約 0 ha	約 0.87 ha	令和4年12月2日	稲荷山87-3 稲荷山87-6	
山158	山科区 西野山桜ノ馬場町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	稲荷山87-6	
山159	山科区 西野山射庭ノ上町	地内	約 0 ha	約 1.26 ha	令和4年12月2日	今熊野78-9	
山160	山科区 西野山欠ノ上町	地内	約 0 ha	約 0.55 ha	令和4年12月2日	今熊野78-9	
山161	山科区 西野山桜ノ馬場町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	今熊野78-8	
山163	山科区 西野山中臣町	地内	約 0 ha	約 0.25 ha	令和4年12月2日	山科79-7	
山164	山科区 西野山中鳥井町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	稲荷山87-3	
山165	山科区 西野山中鳥井町	地内	約 0 ha	約 0.5 ha	令和4年12月2日	稲荷山87-3	
山167	山科区 西野山中鳥井町	地内	約 0 ha	約 0.14 ha	令和4年12月2日	稲荷山87-3	
山168	山科区 西野山中臣町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	勧修寺88-1	
山169	山科区 栗栖野華ノ木町	地内	約 0 ha	約 0.18 ha	令和4年12月2日	勧修寺88-1	
山171	山科区 西野山中臣町	地内	約 0 ha	約 0.37 ha	令和4年12月2日	勧修寺88-1	
山172	山科区 西野山射庭ノ上町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	今熊野78-9	
山174	山科区 勧修寺西栗栖野町	地内	約 0 ha	約 0.16 ha	令和4年12月2日	勧修寺88-1	
山175	山科区 勧修寺東栗栖野町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	勧修寺88-1	
山182	山科区 勧修寺西金ヶ崎	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	勧修寺88-1	
山183	山科区 勧修寺東金ヶ崎町	地内	約 0 ha	約 0.34 ha	令和4年12月2日	勧修寺88-1 勧修寺88-4	
山184	山科区 勧修寺東金ヶ崎町 外	地内	約 0 ha	約 0.76 ha	令和4年12月2日	勧修寺88-1 勧修寺88-4	
山186	山科区 勧修寺西金ヶ崎 外	地内	約 0 ha	約 0.13 ha	令和4年12月2日	勧修寺88-1	
山188	山科区 勧修寺西栗栖野町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	勧修寺88-1	
山191	山科区 東野舞台町	地内	約 0 ha	約 0.19 ha	令和4年12月2日	山科79-7 勧修寺88-1	
山192	山科区 柳辻西漬	地内	約 0 ha	約 0.12 ha	令和4年12月2日	山科79-8 勧修寺88-2	
山194	山科区 柳辻封シ川町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	山科79-8	
山196	山科区 柳辻西浦町	地内	約 0 ha	約 0.23 ha	令和4年12月2日	山科79-8	
山197	山科区 柳辻西漬	地内	約 0 ha	約 0.35 ha	令和4年12月2日	勧修寺88-2	
山198	山科区 勧修寺閑林寺	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	醍醐97-2	
山199	山科区 柳辻草海道町	地内	約 0 ha	約 0.33 ha	令和4年12月2日	山科79-8	
山200	山科区 柳辻草海道町	地内	約 0 ha	約 0.15 ha	令和4年12月2日	山科79-9	
山201	山科区 大宅坂ノ辻町	地内	約 0 ha	約 0.14 ha	令和4年12月2日	勧修寺88-3	
山202	山科区 大宅大明町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	山科79-9	
山203	山科区 大宅坂ノ辻町	地内	約 0 ha	約 0.26 ha	令和4年12月2日	勧修寺88-3	
山204	山科区 柳辻草海道町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	勧修寺88-2	
山207	山科区 大宅御所田町	地内	約 0 ha	約 0.93 ha	令和4年12月2日	山科79-9 小山80-7	
山209	山科区 大宅御所田町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	小山80-7	
山211	山科区 大宅御所田町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	小山80-7 行者ヶ森89-1	
山213	山科区 勧修寺東金ヶ崎町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	勧修寺88-4	
山217	山科区 柳辻平田町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	勧修寺88-2	
山220	山科区 大宅棧敷	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	勧修寺88-2	
山221	山科区 大宅沢町	地内	約 0 ha	約 0.25 ha	令和4年12月2日	勧修寺88-2	
山222	山科区 大宅辻脇町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	勧修寺88-3	
山224	山科区 大宅甲ノ辻町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	勧修寺88-3	
山225	山科区 大宅辻脇町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	勧修寺88-3	
山226	山科区 大宅中小路町	地内	約 0 ha	約 0.52 ha	令和4年12月2日	勧修寺88-3	

生産緑地 地区番号	位置		特定生産緑地指定面積		申出基準日 又は 指定期限日	図面番号	備考
			既に指定され ている区域	新たに指定 する区域			
山228	山科区 大宅古海道町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	勸修寺88-3	
山229	山科区 大宅古海道町	地内	約 0 ha	約 0.42 ha	令和4年12月2日	勸修寺88-3 行者ヶ森89-1	
山231	山科区 大宅御所田町	地内	約 0 ha	約 0.16 ha	令和4年12月2日	行者ヶ森89-1	
山238	山科区 大宅坂ノ辻町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	勸修寺88-3	
山244	山科区 西野山中鳥井町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	稲荷山87-3 稲荷山87-6	
山245	山科区 勸修寺冷尻	地内	約 0 ha	約 0.18 ha	令和4年12月2日	稲荷山87-6	
山246	山科区 勸修寺福岡町	地内	約 0 ha	約 0.16 ha	令和4年12月2日	勸修寺88-4	
山249	山科区 勸修寺東堂田町	地内	約 0 ha	約 0.15 ha	令和4年12月2日	勸修寺88-4	
山252	山科区 勸修寺東堂田町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	勸修寺88-4	
山253	山科区 勸修寺西北出町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	勸修寺88-4	
山254	山科区 勸修寺西北出町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	勸修寺88-4	
山255	山科区 勸修寺福岡町	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	勸修寺88-7	
山256	山科区 勸修寺福岡町	地内	約 0 ha	約 0.15 ha	令和4年12月2日	勸修寺88-7	
山258	山科区 勸修寺瀬戸河原町	地内	約 0 ha	約 0.13 ha	令和4年12月2日	勸修寺88-4	
山259	山科区 勸修寺瀬戸河原町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	勸修寺88-4	
山260	山科区 勸修寺東北出町	地内	約 0 ha	約 0.17 ha	令和4年12月2日	勸修寺88-7	
山264	山科区 小野葛箆尻町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	勸修寺88-8	
山267	山科区 小野高芝町	地内	約 0 ha	約 0.21 ha	令和4年12月2日	勸修寺88-5	
山268	山科区 大宅神納町	地内	約 0 ha	約 0.37 ha	令和4年12月2日	勸修寺88-6	
山269	山科区 小野御所ノ内町	地内	約 0 ha	約 0.17 ha	令和4年12月2日	勸修寺88-8	
山270	山科区 小野御所ノ内町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	勸修寺88-5 勸修寺88-8	
山271	山科区 小野御所ノ内町 外	地内	約 0 ha	約 0.2 ha	令和4年12月2日	勸修寺88-9	
山272	山科区 勸修寺福岡町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	勸修寺88-7	
山273	山科区 勸修寺本堂山町	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	勸修寺88-7	
山274	山科区 勸修寺東北出町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	勸修寺88-7	
山280	山科区 勸修寺下ノ茶屋町	地内	約 0 ha	約 0.18 ha	令和4年12月2日	勸修寺88-7	
山281	山科区 勸修寺御所内町	地内	約 0 ha	約 0.82 ha	令和4年12月2日	勸修寺88-7 醍醐97-1	
山283	山科区 勸修寺東出町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	勸修寺88-8	
山284	山科区 勸修寺東出町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	勸修寺88-8	
山286	山科区 勸修寺御所内町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	醍醐97-1	
山287	山科区 勸修寺御所内町	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	醍醐97-2	
山288	山科区 勸修寺閑林寺	地内	約 0 ha	約 0.13 ha	令和4年12月2日	勸修寺88-8 醍醐97-2	
山289	山科区 勸修寺御所内町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	醍醐97-1	
山292	山科区 音羽平林町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	四ノ宮71-8	
山293	山科区 勸修寺御所内町	地内	約 0 ha	約 0.12 ha	令和4年12月2日	醍醐97-1	
山294	山科区 勸修寺御所内町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	醍醐97-1	
山295	山科区 音羽初田町	地内	約 0 ha	約 0.15 ha	令和4年12月2日	安祥寺70-9	
山312	山科区 音羽珍事町	地内	約 0 ha	約 0.16 ha	令和4年12月2日	四ノ宮71-7 四ノ宮71-8	
山313	山科区 西野山射庭ノ上町	地内	約 0 ha	約 0.2 ha	令和4年12月2日	稲荷山87-3	
山314	山科区 大宅五反畑町	地内	約 0 ha	約 0.16 ha	令和4年12月2日	山科79-9 勸修寺88-3	
山315	山科区 勸修寺御所内町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	醍醐97-1 醍醐97-2	
山316	山科区 小山鎮守町	地内	約 0 ha	約 0.03 ha	令和4年12月2日	四ノ宮71-8	
山320	山科区 上山山講田町	地内	約 0 ha	約 0.16 ha	令和4年12月2日	今熊野78-3	
山321	山科区 西野山射庭ノ上町 外	地内	約 0 ha	約 0.39 ha	令和4年12月2日	今熊野78-9	

生産緑地 地区番号	位置		特定生産緑地指定面積		申出基準日 又は 指定期限日	図面番号	備考
			既に指定され ている区域	新たに指定 する区域			
山322	山科区 西野山百々町	地内	約 0 ha	約 0.75 ha	令和4年12月2日	今熊野78-9	
山323	山科区 西野山射庭ノ上町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	今熊野78-9	
山324	山科区 東野森野町	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	山科79-7	
山328	山科区 勸修寺西金ヶ崎	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	勸修寺88-1	
山330	山科区 勸修寺閑林寺	地内	約 0 ha	約 0.47 ha	令和4年12月2日	醍醐97-2	
山332	山科区 西野山中臣町	地内	約 0 ha	約 0.36 ha	令和4年12月2日	勸修寺88-1	
山334	山科区 西野野色町	地内	約 0 ha	約 0.59 ha	令和4年12月2日	山科79-1	
山336	山科区 小山西御所町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	小山80-2	
山337	山科区 勸修寺泉玉町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	勸修寺88-4	
山338	山科区 西野左義長町	地内	約 0 ha	約 0.12 ha	令和4年12月2日	山科79-4	
山339	山科区 柳辻草海道町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	山科79-9	
下1	下京区 西七条掛越町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	西京極66-6	
下2	下京区 西七条御前田町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	西京極66-3 西京極66-6	
下5	下京区 七条御所ノ内西町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	西京極66-8	
下6	下京区 西七条西久保町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	島原67-7	
南3	南区 吉祥院流作町	地内	約 0 ha	約 0.29 ha	令和4年12月2日	中河原75-1	
南7	南区 吉祥院宮ノ東町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	中河原75-2	
南8	南区 吉祥院中河原里北町	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	中河原75-2	
南9	南区 吉祥院西ノ庄淵ノ西町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	中河原75-2	
南11	南区 吉祥院中河原里北町	地内	約 0 ha	約 0.14 ha	令和4年12月2日	中河原75-1 中河原75-2	
南12	南区 吉祥院定成町	地内	約 0 ha	約 0.14 ha	令和4年12月2日	梅小路76-4 中河原75-6	
南16	南区 唐橋井園町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	梅小路76-1	
南17	南区 唐橋赤金町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	梅小路76-1	
南18	南区 東九条上御霊町	地内	約 0 ha	約 0.12 ha	令和4年12月2日	京都駅77-4	
南19	南区 吉祥院新田式ノ段町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	中河原75-8	
南21	南区 吉祥院船戸町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	中河原75-9	
南22	南区 吉祥院高畑町	地内	約 0 ha	約 0.25 ha	令和4年12月2日	吉祥院84-3	
南23	南区 吉祥院政所町	地内	約 0 ha	約 0.13 ha	令和4年12月2日	吉祥院84-3	
南24	南区 吉祥院新田式ノ段町	地内	約 0 ha	約 0.18 ha	令和4年12月2日	中河原75-8	
南25	南区 吉祥院里ノ内町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	中河原75-9	
南26	南区 吉祥院船戸町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	中河原75-9	
南27	南区 吉祥院船戸町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	中河原75-9	
南29	南区 吉祥院這登西町	地内	約 0 ha	約 0.25 ha	令和4年12月2日	吉祥院84-2	
南31	南区 上鳥羽仏現寺町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	上鳥羽85-2	
南32	南区 上鳥羽大柳町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	上鳥羽85-5	
南33	南区 吉祥院這登西町	地内	約 0 ha	約 0.19 ha	令和4年12月2日	吉祥院84-2	
南35	南区 吉祥院東砂ノ町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	吉祥院84-3	
南38	南区 吉祥院観音堂町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	吉祥院84-3	
南40	南区 吉祥院前田町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	吉祥院84-3	
南41	南区 吉祥院前田町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	吉祥院84-3	
南42	南区 吉祥院東前田町	地内	約 0 ha	約 0.18 ha	令和4年12月2日	上鳥羽85-1	
南43	南区 吉祥院東前田町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	吉祥院84-3 上鳥羽85-1	
南44	南区 上鳥羽北中ノ坪町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	上鳥羽85-1	
南47	南区 上鳥羽南中ノ坪町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	上鳥羽85-1	
南48	南区 上鳥羽堀子町	地内	約 0 ha	約 0.18 ha	令和4年12月2日	上鳥羽85-1	
南49	南区 上鳥羽堀子町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	上鳥羽85-2	
南52	南区 吉祥院長田町	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	吉祥院84-6	
南53	南区 吉祥院長田町	地内	約 0 ha	約 0.21 ha	令和4年12月2日	吉祥院84-6	

生産緑地 地区番号	位置		特定生産緑地指定面積		申出基準日 又は 指定期限日	図面番号	備考
			既に指定され ている区域	新たに指定 する区域			
南55	南区 上鳥羽南鉾立町	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	上鳥羽85-3	
南56	南区 上鳥羽南鉾立町	地内	約 0 ha	約 0.12 ha	令和4年12月2日	上鳥羽85-3	
南59	南区 上鳥羽苗代町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	上鳥羽85-3	
南61	南区 吉祥院池田町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	吉祥院84-6	
南62	南区 吉祥院池田町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	吉祥院84-6	
南64	南区 吉祥院蒔絵町 外	地内	約 0 ha	約 0.28 ha	令和4年12月2日	上鳥羽85-4	
南66	南区 上鳥羽北花名町	地内	約 0 ha	約 0.26 ha	令和4年12月2日	上鳥羽85-5	
南67	南区 上鳥羽北花名町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	上鳥羽85-5	
南68	南区 上鳥羽北塔ノ本町	地内	約 0 ha	約 0.18 ha	令和4年12月2日	上鳥羽85-5	
南69	南区 上鳥羽北塔ノ本町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	上鳥羽85-5	
南70	南区 吉祥院石原京道町	地内	約 0 ha	約 0.42 ha	令和4年12月2日	吉祥院84-5	
南71	南区 吉祥院石原開町	地内	約 0 ha	約 0.15 ha	令和4年12月2日	吉祥院84-5	
南72	南区 吉祥院石原開町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	吉祥院84-5	
南73	南区 吉祥院石原西町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	吉祥院84-5	
南76	南区 吉祥院石原西町	地内	約 0 ha	約 0.04 ha	令和4年12月2日	吉祥院84-5	
南77	南区 吉祥院石原西町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	吉祥院84-5	
南78	南区 吉祥院石原町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	吉祥院84-5	
南82	南区 上鳥羽卯ノ花町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	上鳥羽85-8	
南84	南区 吉祥院長田町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	吉祥院84-6	
南85	南区 上鳥羽藁田町	地内	約 0 ha	約 0.17 ha	令和4年12月2日	上鳥羽85-8	
南90	南区 上鳥羽南塔ノ本町	地内	約 0 ha	約 0.31 ha	令和4年12月2日	上鳥羽85-5	
南91	南区 吉祥院石原南町	地内	約 0 ha	約 0.23 ha	令和4年12月2日	吉祥院84-5 吉祥院84-8	
南93	南区 吉祥院嶋檜山町 外	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	吉祥院84-8	
南94	南区 吉祥院石原南町	地内	約 0 ha	約 0.16 ha	令和4年12月2日	吉祥院84-5 吉祥院84-8	
南95	南区 吉祥院石原南町	地内	約 0 ha	約 0.13 ha	令和4年12月2日	吉祥院84-6 吉祥院84-9	
南96	南区 吉祥院石原南町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	吉祥院84-8	
南97	南区 吉祥院石原南町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	吉祥院84-9	
南98	南区 吉祥院嶋高町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	吉祥院84-9	
南99	南区 吉祥院長田町	地内	約 0 ha	約 0.25 ha	令和4年12月2日	吉祥院84-9	
南100	南区 上鳥羽大溝町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	上鳥羽85-8	
南101	南区 吉祥院嶋野間詰町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	吉祥院84-9	
南102	南区 吉祥院嶋野間詰町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	吉祥院84-9	
南103	南区 上鳥羽山ノ本町	地内	約 0 ha	約 0.15 ha	令和4年12月2日	上鳥羽85-7	
南104	南区 上鳥羽山ノ本町	地内	約 0 ha	約 0.14 ha	令和4年12月2日	上鳥羽85-7	
南105	南区 上鳥羽川端町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	上鳥羽85-7	
南106	南区 上鳥羽川端町	地内	約 0 ha	約 0.03 ha	令和4年12月2日	上鳥羽85-4	
南107	南区 上鳥羽川端町	地内	約 0 ha	約 0.3 ha	令和4年12月2日	上鳥羽85-7	
南108	南区 上鳥羽町田町	地内	約 0 ha	約 0.34 ha	令和4年12月2日	上鳥羽85-5 上鳥羽85-8	
南109	南区 上鳥羽卯ノ花町 外	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	上鳥羽85-8	
南110	南区 上鳥羽藁田町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	上鳥羽85-8	
南113	南区 久世上久世町	地内	約 0 ha	約 0.52 ha	令和4年12月2日	川島83-3 川島83-6	
南114	南区 久世上久世町 外	地内	約 0 ha	約 0.35 ha	令和4年12月2日	川島83-3	
南115	南区 久世上久世町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	川島83-3 川島83-6	
南116	南区 上鳥羽北岩ノ本町	地内	約 0 ha	約 0.17 ha	令和4年12月2日	上鳥羽85-8	
南117	南区 吉祥院嶋高町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	吉祥院84-9	
南119	南区 久世上久世町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	吉祥院84-4	

生産緑地 地区番号	位置		特定生産緑地指定面積		申出基準日 又は 指定期限日	図面番号	備考
			既に指定され ている区域	新たに指定 する区域			
南121	南区 久世上久世町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	吉祥院84-4	
南122	南区 久世上久世町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	川島83-6	
南123	南区 久世上久世町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	川島83-6	
南125	南区 久世上久世町	地内	約 0 ha	約 0.16 ha	令和4年12月2日	川島83-6	
南126	南区 久世上久世町	地内	約 0 ha	約 0.24 ha	令和4年12月2日	吉祥院84-4	
南127	南区 久世上久世町	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	吉祥院84-4	
南128	南区 久世上久世町	地内	約 0 ha	約 0.32 ha	令和4年12月2日	川島83-6	
南130	南区 久世上久世町	地内	約 0 ha	約 0.27 ha	令和4年12月2日	川島83-6 川島83-9	
南131	南区 久世上久世町	地内	約 0 ha	約 0.16 ha	令和4年12月2日	川島83-6 川島83-9	
南132	南区 久世中久世町一丁目	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	川島83-9	
南135	南区 久世上久世町	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	吉祥院84-7	
南136	南区 久世川原町	地内	約 0 ha	約 0.13 ha	令和4年12月2日	吉祥院84-4 吉祥院84-7	
南137	南区 久世中久世町二丁目	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	川島83-9	
南138	南区 久世大築町	地内	約 0 ha	約 0.2 ha	令和4年12月2日	吉祥院84-7	
南143	南区 久世中久世町二丁目	地内	約 0 ha	約 0.03 ha	令和4年12月2日	川島83-9	
南146	南区 久世中久世町三丁目	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	吉祥院84-7	
南150	南区 久世中久世町一丁目	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	川島83-9	
南151	南区 久世中久世町二丁目	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	川島83-9	
南158	南区 吉祥院嶋野間詰町	地内	約 0 ha	約 0.45 ha	令和4年12月2日	吉祥院84-9	
南160	南区 上鳥羽金仏町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	上鳥羽85-7	
南161	南区 上鳥羽清井町	地内	約 0 ha	約 0.13 ha	令和4年12月2日	上鳥羽85-7	
南162	南区 上鳥羽清井町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	上鳥羽85-7	
南163	南区 上鳥羽清井町	地内	約 0 ha	約 0.21 ha	令和4年12月2日	上鳥羽85-7	
南164	南区 上鳥羽岩ノ本町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	上鳥羽85-7	
南165	南区 上鳥羽岩ノ本町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	上鳥羽85-8	
南171	南区 久世中久世町五丁目	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	寺戸92-3	
南175	南区 久世大藪町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	吉祥院84-7	
南176	南区 久世中久町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	吉祥院84-7 久世93-1	
南177	南区 久世大藪町	地内	約 0 ha	約 0.25 ha	令和4年12月2日	吉祥院84-7	
南178	南区 久世大藪町	地内	約 0 ha	約 0.24 ha	令和4年12月2日	久世93-1	
南179	南区 久世大藪町	地内	約 0 ha	約 0.38 ha	令和4年12月2日	久世93-1	
南181	南区 久世築山町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	久世93-1	
南182	南区 久世大築町	地内	約 0 ha	約 0.15 ha	令和4年12月2日	吉祥院84-7 久世93-1 久世93-2	
南183	南区 久世大築町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	吉祥院84-8	
南185	南区 久世築山町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	久世93-2	
南186	南区 久世築山町	地内	約 0 ha	約 0.35 ha	令和4年12月2日	久世93-2	
南188	南区 吉祥院嶋高町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	吉祥院84-9	
南189	南区 吉祥院嶋檜山町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	吉祥院84-8	
南193	南区 吉祥院嶋出在家町	地内	約 0 ha	約 0.19 ha	令和4年12月2日	久世93-3	
南194	南区 吉祥院嶋出在家町	地内	約 0 ha	約 0.15 ha	令和4年12月2日	吉祥院84-9	
南197	南区 上鳥羽塔ノ森柴東町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	城南宮94-1	
南198	南区 上鳥羽塔ノ森柴東町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	城南宮94-1	
南199	南区 上鳥羽八王神町	地内	約 0 ha	約 0.14 ha	令和4年12月2日	上鳥羽85-7 城南宮94-1	
南200	南区 上鳥羽八王神町	地内	約 0 ha	約 0.12 ha	令和4年12月2日	城南宮94-1	
南201	南区 上鳥羽岩ノ本町	地内	約 0 ha	約 0.17 ha	令和4年12月2日	上鳥羽85-7	

生産緑地 地区番号	位置		特定生産緑地指定面積		申出基準日 又は 指定期限日	図面番号	備考
			既に指定され ている区域	新たに指定 する区域			
南204	南区 上鳥羽中河原町	地内	約 0 ha	約 0.26 ha	令和4年12月2日	上鳥羽85-8	
南205	南区 上鳥羽石橋町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	上鳥羽85-8	
南206	南区 久世殿城町	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	寺戸92-3	
南207	南区 久世殿城町	地内	約 0 ha	約 0.26 ha	令和4年12月2日	寺戸92-3	
南209	南区 久世殿城町	地内	約 0 ha	約 0.2 ha	令和4年12月2日	寺戸92-3	
南210	南区 久世殿城町	地内	約 0 ha	約 0.26 ha	令和4年12月2日	寺戸92-3	
南211	南区 久世殿城町	地内	約 0 ha	約 0.18 ha	令和4年12月2日	寺戸92-3	
南212	南区 久世殿城町	地内	約 0 ha	約 0.15 ha	令和4年12月2日	寺戸92-3	
南214	南区 久世殿城町	地内	約 0 ha	約 0.18 ha	令和4年12月2日	久世93-1	
南216	南区 上鳥羽藁田町	地内	約 0 ha	約 0.26 ha	令和4年12月2日	上鳥羽85-8 上鳥羽85-9	
南217	南区 久世大藪町	地内	約 0 ha	約 0.73 ha	令和4年12月2日	久世93-4	
南218	南区 久世築山町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	久世93-2	
南219	南区 久世築山町	地内	約 0 ha	約 0.48 ha	令和4年12月2日	久世93-2	
南221	南区 吉祥院嶋笠井町	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	久世93-3	
南222	南区 上鳥羽南岩ノ本町	地内	約 0 ha	約 0.56 ha	令和4年12月2日	城南宮94-1 城南宮94-2	
南223	南区 上鳥羽西浦町	地内	約 0 ha	約 0.59 ha	令和4年12月2日	城南宮94-1	
南225	南区 上鳥羽西浦町	地内	約 0 ha	約 0.2 ha	令和4年12月2日	城南宮94-1	
南227	南区 上鳥羽奈須野町	地内	約 0 ha	約 0.53 ha	令和4年12月2日	城南宮94-1	
南228	南区 上鳥羽奈須野町	地内	約 0 ha	約 0.33 ha	令和4年12月2日	城南宮94-1	
南230	南区 上鳥羽北岩ノ本町	地内	約 0 ha	約 0.04 ha	令和4年12月2日	上鳥羽85-7	
南233	南区 上鳥羽麻ノ本町	地内	約 0 ha	約 0.14 ha	令和4年12月2日	城南宮94-2	
南234	南区 久世殿城町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	寺戸92-3 寺戸92-6	
南235	南区 久世殿城町	地内	約 0 ha	約 0.19 ha	令和4年12月2日	寺戸92-3 寺戸92-6	
南236	南区 久世殿城町	地内	約 0 ha	約 0.22 ha	令和4年12月2日	寺戸92-3 寺戸92-6	
南237	南区 久世殿城町	地内	約 0 ha	約 0.31 ha	令和4年12月2日	寺戸92-3	
南238	南区 久世殿城町	地内	約 0 ha	約 0.19 ha	令和4年12月2日	寺戸92-6	
南242	南区 久世殿城町	地内	約 0 ha	約 0.6 ha	令和4年12月2日	寺戸92-3 寺戸92-6 久世93-1 久世93-4	
南244	南区 上鳥羽石橋町	地内	約 0 ha	約 0.21 ha	令和4年12月2日	上鳥羽85-8	
南246	南区 久世殿城町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	久世93-1	
南247	南区 久世大藪町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	久世93-4	
南250	南区 上鳥羽塔ノ森東向町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	城南宮94-4	
南251	南区 上鳥羽塔ノ森東向町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	城南宮94-4	
南253	南区 上鳥羽塔ノ森東向町	地内	約 0 ha	約 0.12 ha	令和4年12月2日	城南宮94-4	
南254	南区 上鳥羽塔ノ森東向町	地内	約 0 ha	約 0.18 ha	令和4年12月2日	城南宮94-4	
南255	南区 上鳥羽石橋町	地内	約 0 ha	約 0.12 ha	令和4年12月2日	上鳥羽85-8	
南257	南区 久世大藪町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	久世93-4	
南258	南区 久世大藪町	地内	約 0 ha	約 0.12 ha	令和4年12月2日	久世93-4	
南259	南区 久世大藪町	地内	約 0 ha	約 0.41 ha	令和4年12月2日	久世93-4	
南261	南区 久世大藪町 外	地内	約 0 ha	約 1.22 ha	令和4年12月2日	久世93-4 久世93-5 久世93-7 久世93-8	
南262	南区 久世築山町	地内	約 0 ha	約 0.57 ha	令和4年12月2日	久世93-5	
南264	南区 久世東土川町	地内	約 0 ha	約 0.26 ha	令和4年12月2日	久世93-7	

生産緑地 地区番号	位置		特定生産緑地指定面積		申出基準日 又は 指定期限日	図面番号	備考
			既に指定され ている区域	新たに指定 する区域			
南265	南区 久世東土川町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	久世93-7	
南266	南区 久世東土川町	地内	約 0 ha	約 0.18 ha	令和4年12月2日	久世93-7	
南267	南区 久世東土川町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	久世93-7	
南268	南区 久世東土川町	地内	約 0 ha	約 0.25 ha	令和4年12月2日	久世93-7 久我102-1	
南269	南区 久世東土川町	地内	約 0 ha	約 0.18 ha	令和4年12月2日	久世93-7 久我102-1	
南270	南区 久世東土川町 外	地内	約 0 ha	約 0.22 ha	令和4年12月2日	久世93-8	
南272	南区 上鳥羽石橋町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	上鳥羽85-8	
南274	南区 上鳥羽卯ノ花町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	上鳥羽85-8	
南281	南区 上鳥羽中河原町	地内	約 0 ha	約 0.16 ha	令和4年12月2日	城南宮94-2	
南282	南区 久世築山町	地内	約 0 ha	約 0.22 ha	令和4年12月2日	久世93-2	
南283	南区 久世大藪町	地内	約 0 ha	約 0.26 ha	令和4年12月2日	久世93-1	
南292	南区 久世殿城町	地内	約 0 ha	約 0.18 ha	令和4年12月2日	寺戸92-6	
南305	南区 吉祥院長田町	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	吉祥院84-9	
南309	南区 久世大藪町	地内	約 0 ha	約 0.12 ha	令和4年12月2日	久世93-1	
南310	南区 吉祥院這登中町	地内	約 0 ha	約 0.13 ha	令和4年12月2日	吉祥院84-2	
南311	南区 久世上久世町	地内	約 0 ha	約 0.22 ha	令和4年12月2日	川島83-6	
南328	南区 上鳥羽石橋町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	上鳥羽85-8	
南332	南区 上鳥羽卯ノ花町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	上鳥羽85-8	
南333	南区 上鳥羽奈須野町	地内	約 0 ha	約 0.13 ha	令和4年12月2日	城南宮94-1 城南宮94-2	
南334	南区 久世殿城町	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	寺戸92-6	
南335	南区 上鳥羽清井町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	城南宮94-1	
南337	南区 久世築山町	地内	約 0 ha	約 0.2 ha	令和4年12月2日	久世93-2	
南338	南区 久世築山町	地内	約 0 ha	約 0.52 ha	令和4年12月2日	久世93-2 久世93-5	
南339	南区 上鳥羽西浦町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	城南宮94-1	
南341	南区 久世大藪町 外	地内	約 0 ha	約 0.54 ha	令和4年12月2日	久世93-1 久世93-4	
南343	南区 上鳥羽卯ノ花町	地内	約 0 ha	約 0.13 ha	令和4年12月2日	上鳥羽85-8	
南345	南区 久世築山町	地内	約 0 ha	約 0.48 ha	令和4年12月2日	久世93-1	
南351	南区 久世大藪町	地内	約 0 ha	約 0.12 ha	令和4年12月2日	久世93-1	
南356	南区 上鳥羽北岩ノ本町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	上鳥羽85-7	
右1	右京区 梅ヶ畑久保谷町	地内	約 0 ha	約 0.2 ha	令和4年12月2日	高雄29-5	
右2	右京区 梅ヶ畑奥殿町	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	高雄29-5	
右3	右京区 梅ヶ畑奥殿町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	高雄29-5	
右4	右京区 梅ヶ畑奥殿町	地内	約 0 ha	約 0.47 ha	令和4年12月2日	高雄29-5	
右5	右京区 龍安寺山田町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	宇多野39-6	
右6	右京区 梅ヶ畑篝町	地内	約 0 ha	約 0.04 ha	令和4年12月2日	高雄29-8	
右7	右京区 梅ヶ畑篝町 外	地内	約 0 ha	約 0.18 ha	令和4年12月2日	高雄29-8 高雄29-9	
右9	右京区 梅ヶ畑宮ノ口町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	高雄29-9	
右10	右京区 梅ヶ畑中繩手町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	高雄29-9	
右11	右京区 梅ヶ畑宮ノ口町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	高雄29-9	
右13	右京区 梅ヶ畑古田町	地内	約 0 ha	約 0.55 ha	令和4年12月2日	北嵯峨38-3	
右15	右京区 梅ヶ畑向ノ地町	地内	約 0 ha	約 0.27 ha	令和4年12月2日	宇多野39-1	
右16	右京区 梅ヶ畑高鼻町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	宇多野39-1	
右17	右京区 梅ヶ畑畑ノ下町	地内	約 0 ha	約 0.21 ha	令和4年12月2日	北嵯峨38-3 宇多野39-1	
右20	右京区 梅ヶ畑高鼻町	地内	約 0 ha	約 0.22 ha	令和4年12月2日	宇多野39-1	

生産緑地 地区番号	位置	特定生産緑地指定面積		申出基準日 又は 指定期限日	図面番号	備考
		既に指定され ている区域	新たに指定 する区域			
右21	右京区 梅ヶ畑高鼻町 地内	約 0 ha	約 0.31 ha	令和4年12月2日	宇多野39-1 宇多野39-4	
右22	右京区 梅ヶ畑高鼻町 地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	宇多野39-1 宇多野39-4	
右23	右京区 梅ヶ畑高鼻町 地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	宇多野39-1	
右24	右京区 鳴滝松本町 地内	約 0 ha	約 0.36 ha	令和4年12月2日	宇多野39-4 宇多野39-5	
右25	右京区 鳴滝般若寺町 地内	約 0 ha	約 0.54 ha	令和4年12月2日	宇多野39-2 宇多野39-5	
右26	右京区 鳴滝般若寺町 地内	約 0 ha	約 0.13 ha	令和4年12月2日	宇多野39-5	
右28	右京区 鳴滝宅間町 地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	宇多野39-5	
右29	右京区 宇多野上ノ谷町 地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	宇多野39-5	
右31	右京区 鳴滝蓮池町 地内	約 0 ha	約 0.18 ha	令和4年12月2日	宇多野39-8	
右35	右京区 宇多野福王子町 外 地内	約 0 ha	約 0.99 ha	令和4年12月2日	宇多野39-9	
右37	右京区 北嵯峨北ノ段町 地内	約 0 ha	約 0.14 ha	令和4年12月2日	北嵯峨38-4	
右38	右京区 北嵯峨北ノ段町 地内	約 0 ha	約 0.18 ha	令和4年12月2日	北嵯峨38-4	
右39	右京区 北嵯峨山王町 外 地内	約 0 ha	約 1.17 ha	令和4年12月2日	北嵯峨38-5	
右40	右京区 北嵯峨山王町 地内	約 0 ha	約 0.66 ha	令和4年12月2日	北嵯峨38-5	
右41	右京区 北嵯峨北ノ段町 地内	約 0 ha	約 0.29 ha	令和4年12月2日	北嵯峨38-4	
右43	右京区 北嵯峨北ノ段町 地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	北嵯峨38-4	
右44	右京区 北嵯峨北ノ段町 地内	約 0 ha	約 0.19 ha	令和4年12月2日	北嵯峨38-7	
右46	右京区 北嵯峨北ノ段町 地内	約 0 ha	約 1.09 ha	令和4年12月2日	北嵯峨38-4 北嵯峨38-7 北嵯峨38-8	
右49	右京区 北嵯峨名古曽町 地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	北嵯峨38-5 北嵯峨38-8	
右50	右京区 北嵯峨名古曽町 地内	約 0 ha	約 0.19 ha	令和4年12月2日	北嵯峨38-5 北嵯峨38-8	
右52	右京区 嵯峨大覚寺門前六道町 外 地内	約 0 ha	約 2.79 ha	令和4年12月2日	北嵯峨38-7 大覚寺46-1	
右53	右京区 北嵯峨気比社町 地内	約 0 ha	約 0.43 ha	令和4年12月2日	北嵯峨38-7	
右54	右京区 嵯峨観空寺明水町 地内	約 0 ha	約 0.21 ha	令和4年12月2日	北嵯峨38-7	
右55	右京区 嵯峨観空寺明水町 地内	約 0 ha	約 1.66 ha	令和4年12月2日	北嵯峨38-7	
右56	右京区 北嵯峨北ノ段町 地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	北嵯峨38-7	
右57	右京区 嵯峨鳥居本六反町 地内	約 0 ha	約 0.15 ha	令和4年12月2日	清滝37-9	
右59	右京区 嵯峨鳥居本仏餉田町 地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	小倉山45-3	
右60	右京区 嵯峨鳥居本北代町 地内	約 0 ha	約 0.2 ha	令和4年12月2日	清滝37-9 小倉山45-3	
右62	右京区 嵯峨鳥居本北代町 地内	約 0 ha	約 0.12 ha	令和4年12月2日	清滝37-9 北嵯峨38-7	
右63	右京区 嵯峨鳥居本仏餉田町 地内	約 0 ha	約 0.33 ha	令和4年12月2日	小倉山45-3	
右64	右京区 嵯峨鳥居本中筋町 地内	約 0 ha	約 0.28 ha	令和4年12月2日	小倉山45-3	
右65	右京区 嵯峨鳥居本中筋町 地内	約 0 ha	約 0.18 ha	令和4年12月2日	大覚寺46-1	
右66	右京区 嵯峨鳥居本北代町 地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	大覚寺46-1	
右67	右京区 嵯峨釈迦堂藤ノ木町 地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	大覚寺46-1	
右69	右京区 嵯峨釈迦堂藤ノ木町 地内	約 0 ha	約 1.12 ha	令和4年12月2日	大覚寺46-1	
右70	右京区 嵯峨大覚寺門前六道町 地内	約 0 ha	約 0.14 ha	令和4年12月2日	大覚寺46-1	
右73	右京区 嵯峨大覚寺門前登リ町 外 地内	約 0 ha	約 0.66 ha	令和4年12月2日	北嵯峨38-8	
右74	右京区 嵯峨大覚寺門前登リ町 地内	約 0 ha	約 0.03 ha	令和4年12月2日	大覚寺46-2	
右75	右京区 嵯峨大沢柳井手町 地内	約 0 ha	約 0.75 ha	令和4年12月2日	大覚寺46-2	
右76	右京区 嵯峨大覚寺門前堂ノ前町 地内	約 0 ha	約 0.73 ha	令和4年12月2日	大覚寺46-2	
右78	右京区 嵯峨大沢西裏町 地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	大覚寺46-3	

生産緑地 地区番号	位置		特定生産緑地指定面積		申出基準日 又は 指定期限日	図面番号	備考
			既に指定され ている区域	新たに指定 する区域			
右79	右京区 嵯峨一本木町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	大覚寺46-3	
右80	右京区 嵯峨広沢西裏町	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	大覚寺46-3	
右81	右京区 嵯峨広沢池下町	地内	約 0 ha	約 0.15 ha	令和4年12月2日	大覚寺46-3	
右86	右京区 嵯峨広沢北下馬野町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	大覚寺46-3 鳴滝47-1	
右87	右京区 山越東町	地内	約 0 ha	約 0.34 ha	令和4年12月2日	鳴滝47-1	
右90	右京区 宇多野馬場町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	宇多野39-9	
右91	右京区 宇多野御池町	地内	約 0 ha	約 0.04 ha	令和4年12月2日	宇多野39-9	
右92	右京区 御室芝橋町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	宇多野39-9	
右95	右京区 嵯峨釈迦堂門前瀬戸川町	地内	約 0 ha	約 0.04 ha	令和4年12月2日	大覚寺46-4	
右96	右京区 嵯峨大覚寺門前宮ノ下町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	大覚寺46-1 大覚寺46-2	
右97	右京区 嵯峨大覚寺門前宮ノ下町 外	地内	約 0 ha	約 1.13 ha	令和4年12月2日	大覚寺46-2 大覚寺46-5	
右98	右京区 嵯峨釈迦堂門前瀬戸川町	地内	約 0 ha	約 0.24 ha	令和4年12月2日	大覚寺46-5	
右101	右京区 嵯峨新宮町	地内	約 0 ha	約 0.19 ha	令和4年12月2日	大覚寺46-2 大覚寺46-5	
右102	右京区 嵯峨新宮町	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	大覚寺46-2 大覚寺46-3	
右105	右京区 嵯峨広沢御所ノ内町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	大覚寺46-3	
右106	右京区 嵯峨広沢池下町 外	地内	約 0 ha	約 0.73 ha	令和4年12月2日	大覚寺46-3 鳴滝47-1	
右107	右京区 嵯峨広沢南野町	地内	約 0 ha	約 0.53 ha	令和4年12月2日	大覚寺46-3 大覚寺46-6	
右108	右京区 太秦開日町	地内	約 0 ha	約 0.15 ha	令和4年12月2日	鳴滝47-1	
右109	右京区 嵯峨野六反田町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	太秦56-1	
右111	右京区 山越巽町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	鳴滝47-2	
右112	右京区 太秦開日町	地内	約 0 ha	約 0.14 ha	令和4年12月2日	鳴滝47-1	
右114	右京区 常盤草木町 外	地内	約 0 ha	約 0.46 ha	令和4年12月2日	鳴滝47-2	
右115	右京区 常盤草木町	地内	約 0 ha	約 0.43 ha	令和4年12月2日	鳴滝47-2 鳴滝47-5	
右116	右京区 常盤柏ノ木町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	鳴滝47-3	
右117	右京区 常盤柏ノ木町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	鳴滝47-3	
右118	右京区 常盤柏ノ木町 外	地内	約 0 ha	約 0.28 ha	令和4年12月2日	鳴滝47-3	
右119	右京区 常盤出口町	地内	約 0 ha	約 0.03 ha	令和4年12月2日	鳴滝47-6	
右120	右京区 常盤山下町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	鳴滝47-3	
右125	右京区 嵯峨野々宮町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	大覚寺46-4	
右129	右京区 嵯峨天龍寺油掛町 外	地内	約 0 ha	約 0.21 ha	令和4年12月2日	大覚寺46-5 大覚寺46-6	
右130	右京区 嵯峨北堀町	地内	約 0 ha	約 0.25 ha	令和4年12月2日	大覚寺46-5	
右131	右京区 嵯峨甲塚町	地内	約 0 ha	約 0.73 ha	令和4年12月2日	大覚寺46-6	
右133	右京区 嵯峨広沢南下馬野町	地内	約 0 ha	約 0.17 ha	令和4年12月2日	鳴滝47-4	
右134	右京区 嵯峨広沢南下馬野町 外	地内	約 0 ha	約 0.43 ha	令和4年12月2日	鳴滝47-4	
右136	右京区 太秦馬塚町	地内	約 0 ha	約 0.17 ha	令和4年12月2日	鳴滝47-4 鳴滝47-5	
右137	右京区 太秦一町芝町	地内	約 0 ha	約 0.34 ha	令和4年12月2日	鳴滝47-4 鳴滝47-7	
右138	右京区 太秦馬塚町	地内	約 0 ha	約 0.22 ha	令和4年12月2日	鳴滝47-5	
右139	右京区 太秦馬塚町	地内	約 0 ha	約 0.5 ha	令和4年12月2日	鳴滝47-5	
右140	右京区 太秦青木ヶ原町	地内	約 0 ha	約 0.14 ha	令和4年12月2日	鳴滝47-5	
右141	右京区 太秦青木ヶ原町 外	地内	約 0 ha	約 0.22 ha	令和4年12月2日	鳴滝47-5	
右142	右京区 太秦青木ヶ原町 外	地内	約 0 ha	約 0.56 ha	令和4年12月2日	鳴滝47-5	

生産緑地 地区番号	位置		特定生産緑地指定面積		申出基準日 又は 指定期限日	図面番号	備考
			既に指定され ている区域	新たに指定 する区域			
右143	右京区 常盤西町	地内	約 0 ha	約 0.16 ha	令和4年12月2日	鳴滝47-5	
右145	右京区 太秦一ノ井町 外	地内	約 0 ha	約 0.38 ha	令和4年12月2日	鳴滝47-6	
右146	右京区 太秦森ヶ西町	地内	約 0 ha	約 0.23 ha	令和4年12月2日	鳴滝47-9	
右150	右京区 太秦安井小山町	地内	約 0 ha	約 0.04 ha	令和4年12月2日	花園48-4	
右151	右京区 花園御門町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	花園48-5	
右152	右京区 嵯峨石ヶ坪町	地内	約 0 ha	約 0.4 ha	令和4年12月2日	嵐山55-3	
右153	右京区 嵯峨萩原町	地内	約 0 ha	約 0.95 ha	令和4年12月2日	嵐山55-3	
右154	右京区 嵯峨蜻蛉尻町 外	地内	約 0 ha	約 0.79 ha	令和4年12月2日	大覚寺46-9 嵐山55-3	
右155	右京区 嵯峨石ヶ坪町 外	地内	約 0 ha	約 0.59 ha	令和4年12月2日	嵐山55-3 太秦56-1	
右156	右京区 嵯峨野神ノ木町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	鳴滝47-7	
右157	右京区 嵯峨野秋街道町	地内	約 0 ha	約 0.3 ha	令和4年12月2日	鳴滝47-7 太秦56-1	
右158	右京区 嵯峨野秋街道町	地内	約 0 ha	約 0.19 ha	令和4年12月2日	鳴滝47-7 太秦56-1	
右159	右京区 嵯峨野千代ノ道町	地内	約 0 ha	約 0.15 ha	令和4年12月2日	太秦56-1	
右161	右京区 太秦奥殿町	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	太秦56-2	
右162	右京区 太秦桂ヶ原町	地内	約 0 ha	約 0.12 ha	令和4年12月2日	太秦56-2	
右164	右京区 太秦奥殿町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	太秦56-2	
右165	右京区 太秦組石町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	鳴滝47-9 太秦56-3	
右166	右京区 太秦井戸ヶ尻町	地内	約 0 ha	約 0.2 ha	令和4年12月2日	太秦56-3	
右167	右京区 太秦安井奥畑町	地内	約 0 ha	約 0.2 ha	令和4年12月2日	花園48-7	
右168	右京区 太秦安井奥畑町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	花園48-7	
右169	右京区 太秦安井西沢町	地内	約 0 ha	約 0.37 ha	令和4年12月2日	花園48-7	
右170	右京区 太秦安井馬塚町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	花園48-7	
右171	右京区 太秦安井柳通町 外	地内	約 0 ha	約 1.32 ha	令和4年12月2日	花園48-7 花園48-8	
右172	右京区 太秦安井水戸田町	地内	約 0 ha	約 0.65 ha	令和4年12月2日	花園48-8 山ノ内57-2	
右173	右京区 梅津萩原町 外	地内	約 0 ha	約 2.16 ha	令和4年12月2日	嵐山55-3 嵐山55-6	
右174	右京区 嵯峨野高田町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	嵐山55-3	
右175	右京区 嵯峨野東田町	地内	約 0 ha	約 0.82 ha	令和4年12月2日	太秦56-1	
右176	右京区 嵯峨野南浦町 外	地内	約 0 ha	約 1.88 ha	令和4年12月2日	太秦56-1 太秦56-4	
右178	右京区 梅津フケノ川町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	太秦56-4	
右179	右京区 梅津フケノ川町 外	地内	約 0 ha	約 0.41 ha	令和4年12月2日	太秦56-4	
右183	右京区 嵯峨野東田町 外	地内	約 0 ha	約 0.27 ha	令和4年12月2日	太秦56-1	
右184	右京区 嵯峨野芝野町 外	地内	約 0 ha	約 0.72 ha	令和4年12月2日	太秦56-1 太秦56-4	
右185	右京区 嵯峨野芝野町	地内	約 0 ha	約 0.26 ha	令和4年12月2日	太秦56-1	
右188	右京区 太秦皆正寺町	地内	約 0 ha	約 0.47 ha	令和4年12月2日	太秦56-1 太秦56-2	
右190	右京区 太秦八反田町	地内	約 0 ha	約 0.15 ha	令和4年12月2日	太秦56-2	
右192	右京区 太秦前ノ田町	地内	約 0 ha	約 0.8 ha	令和4年12月2日	太秦56-2	
右194	右京区 梅津北川町 外	地内	約 0 ha	約 0.72 ha	令和4年12月2日	太秦56-4	
右195	右京区 梅津坂本町 外	地内	約 0 ha	約 1.17 ha	令和4年12月2日	太秦56-5	
右196	右京区 太秦土本町	地内	約 0 ha	約 0.29 ha	令和4年12月2日	太秦56-2	
右197	右京区 太秦荒木町	地内	約 0 ha	約 0.16 ha	令和4年12月2日	太秦56-2 太秦56-5	

生産緑地 地区番号	位置		特定生産緑地指定面積		申出基準日 又は 指定期限日	図面番号	備考
			既に指定され ている区域	新たに指定 する区域			
右198	右京区 太秦朱雀町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	太秦56-3	
右199	右京区 太秦朱雀町	地内	約 0 ha	約 0.36 ha	令和4年12月2日	太秦56-3	
右200	右京区 太秦門田町 外	地内	約 0 ha	約 1.02 ha	令和4年12月2日	太秦56-3	
右201	右京区 太秦滝ヶ花町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	太秦56-3 太秦56-6	
右202	右京区 太秦松本町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	太秦56-3 太秦56-6	
右203	右京区 太秦門田町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	太秦56-3	
右205	右京区 太秦下刑部町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	太秦56-3	
右206	右京区 太秦野元町	地内	約 0 ha	約 0.41 ha	令和4年12月2日	太秦56-6	
右207	右京区 太秦野元町	地内	約 0 ha	約 0.18 ha	令和4年12月2日	太秦56-6	
右210	右京区 山ノ内五反田町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	山ノ内57-1	
右214	右京区 梅津北浦町	地内	約 0 ha	約 0.24 ha	令和4年12月2日	太秦56-5	
右215	右京区 太秦川所町	地内	約 0 ha	約 0.35 ha	令和4年12月2日	太秦56-5	
右216	右京区 梅津上田町	地内	約 0 ha	約 0.25 ha	令和4年12月2日	太秦56-5	
右217	右京区 梅津段町	地内	約 0 ha	約 0.19 ha	令和4年12月2日	太秦56-5	
右218	右京区 山ノ内中畑町	地内	約 0 ha	約 0.16 ha	令和4年12月2日	山ノ内57-4 山ノ内57-5	
右219	右京区 山ノ内瀬戸畑町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	山ノ内57-5	
右220	右京区 西院四条畑町 外	地内	約 0 ha	約 0.27 ha	令和4年12月2日	山ノ内57-5	
右222	右京区 梅津尻溝町 外	地内	約 0 ha	約 0.45 ha	令和4年12月2日	嵐山55-9 太秦56-7	
右226	右京区 西京極北衣手町	地内	約 0 ha	約 0.14 ha	令和4年12月2日	太秦56-9	
右227	右京区 西京極西衣手町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	上桂65-3	
右228	右京区 西京極北衣手町	地内	約 0 ha	約 0.22 ha	令和4年12月2日	太秦56-9 上桂65-3	
右229	右京区 西京極西衣手町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	上桂65-3	
右231	右京区 西京極北大入町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	太秦56-9	
右232	右京区 西京極北大入町	地内	約 0 ha	約 0.12 ha	令和4年12月2日	山ノ内57-7	
右233	右京区 西院東貝川町	地内	約 0 ha	約 0.17 ha	令和4年12月2日	山ノ内57-7	
右235	右京区 梅津霖原町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	嵐山55-6	
右237	右京区 西院日照町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	山ノ内57-8	
右238	右京区 西院日照町	地内	約 0 ha	約 0.17 ha	令和4年12月2日	山ノ内57-8	
右239	右京区 西院日照町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	山ノ内57-8	
右242	右京区 西京極北大入町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	西京極66-1	
右244	右京区 西院月双町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	山ノ内57-7	
右245	右京区 西院月双町	地内	約 0 ha	約 0.23 ha	令和4年12月2日	山ノ内57-7 西京極66-1	
右247	右京区 西京極午塚町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	上桂65-3	
右248	右京区 西京極郡町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	上桂65-3	
右249	右京区 西京極郡町	地内	約 0 ha	約 0.3 ha	令和4年12月2日	上桂65-3	
右250	右京区 西京極南大入町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	西京極66-1	
右252	右京区 西京極郡町	地内	約 0 ha	約 0.17 ha	令和4年12月2日	上桂65-3	
右254	右京区 西院六反田町	地内	約 0 ha	約 0.19 ha	令和4年12月2日	西京極66-2	
右257	右京区 西院六反田町	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	西京極66-2	
右259	右京区 西京極堤町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	西京極66-4	
右260	右京区 西京極畔勝町	地内	約 0 ha	約 0.24 ha	令和4年12月2日	西京極66-4 西京極66-5	
右261	右京区 西京極豆田町	地内	約 0 ha	約 0.13 ha	令和4年12月2日	西京極66-5	
右262	右京区 西京極西池田町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	西京極66-4	
右264	右京区 西京極町ノ坪町	地内	約 0 ha	約 0.2 ha	令和4年12月2日	西京極66-5	
右265	右京区 西京極町ノ坪町	地内	約 0 ha	約 0.29 ha	令和4年12月2日	西京極66-5	

生産緑地 地区番号	位置		特定生産緑地指定面積		申出基準日 又は 指定期限日	図面番号	備考
			既に指定され ている区域	新たに指定 する区域			
右267	右京区 西京極中溝町	地内	約 0 ha	約 0.28 ha	令和4年12月2日	西京極66-5	
右268	右京区 西京極徳大寺団子田町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	上桂65-6 上桂65-9	
右272	右京区 西京極西川町	地内	約 0 ha	約 0.16 ha	令和4年12月2日	西京極66-4	
右273	右京区 西京極北裏町	地内	約 0 ha	約 0.13 ha	令和4年12月2日	西京極66-4	
右274	右京区 西京極北裏町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	西京極66-4	
右275	右京区 西京極徳大寺団子田町	地内	約 0 ha	約 0.04 ha	令和4年12月2日	上桂65-9	
右276	右京区 西京極佃田町	地内	約 0 ha	約 0.13 ha	令和4年12月2日	西京極66-8	
右278	右京区 西京極佃田町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	西京極66-8	
右280	右京区 西京極藪ノ下町 外	地内	約 0 ha	約 0.14 ha	令和4年12月2日	中河原75-1	
右282	右京区 西京極畑田町	地内	約 0 ha	約 1.28 ha	令和4年12月2日	西京極66-7 西京極66-8 中河原75-1	
右283	右京区 西京極下沢町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	西京極66-8	
右284	右京区 西京極下沢町 外	地内	約 0 ha	約 0.45 ha	令和4年12月2日	西京極66-8 中河原75-2	
右285	右京区 嵯峨釈迦堂藤ノ木町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	大覚寺46-1	
右286	右京区 太秦三尾町	地内	約 0 ha	約 0.16 ha	令和4年12月2日	宇多野39-8	
右287	右京区 太秦海正寺町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	太秦56-3	
右288	右京区 梅津上田町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	太秦56-5	
右303	右京区 嵯峨広沢南下馬野町	地内	約 0 ha	約 0.18 ha	令和4年12月2日	鳴滝47-4	
右308	右京区 嵯峨鳥居本北代町	地内	約 0 ha	約 0.15 ha	令和4年12月2日	北嵯峨38-7	
右310	右京区 嵯峨観空寺明水町	地内	約 0 ha	約 0.04 ha	令和4年12月2日	北嵯峨38-7	
右311	右京区 嵯峨広沢御所ノ内町	地内	約 0 ha	約 0.28 ha	令和4年12月2日	大覚寺46-3 大覚寺46-6	
右312	右京区 嵯峨鳥居本北代町	地内	約 0 ha	約 0.35 ha	令和4年12月2日	北嵯峨38-7 大覚寺46-1	
右313	右京区 嵯峨広沢西裏町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	大覚寺46-3	
右315	右京区 嵯峨野千代ノ道町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	太秦56-1	
右316	右京区 嵯峨野西ノ藤町	地内	約 0 ha	約 0.18 ha	令和4年12月2日	嵐山55-6	
右317	右京区 嵯峨野西ノ藤町 外	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	太秦56-4 嵐山55-6	
右318	右京区 嵯峨野芝野町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	太秦56-1	
右319	右京区 太秦堀池町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	鳴滝47-1	
右322	右京区 北嵯峨名古曾町	地内	約 0 ha	約 0.12 ha	令和4年12月2日	北嵯峨38-8	
右323	右京区 嵯峨観空寺岡崎町 外	地内	約 0 ha	約 1.04 ha	令和4年12月2日	北嵯峨38-7	
右327	右京区 嵯峨広沢池下町	地内	約 0 ha	約 0.35 ha	令和4年12月2日	大覚寺46-3	
右328	右京区 嵯峨野嵯峨ノ段町	地内	約 0 ha	約 0.12 ha	令和4年12月2日	鳴滝47-4	
右329	右京区 鳴滝春木町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	鳴滝47-2	
西1	西京区 嵐山東一川町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	嵐山55-2	
西4	西京区 嵐山上海道町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	嵐山55-2	
西5	西京区 嵐山樋ノ上町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	嵐山55-2	
西8	西京区 嵐山森ノ前町	地内	約 0 ha	約 0.21 ha	令和4年12月2日	嵐山55-5 嵐山55-6	
西10	西京区 嵐山薬師下町	地内	約 0 ha	約 0.16 ha	令和4年12月2日	嵐山55-8	
西12	西京区 嵐山薬師下町 外	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	嵐山55-8	
西15	西京区 松室河原町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	松尾64-3	
西16	西京区 松尾万石町	地内	約 0 ha	約 0.57 ha	令和4年12月2日	松尾64-6	
西19	西京区 松尾大利町	地内	約 0 ha	約 0.19 ha	令和4年12月2日	松尾64-6	
西20	西京区 松尾万石町	地内	約 0 ha	約 0.12 ha	令和4年12月2日	松尾64-6	
西22	西京区 松尾上ノ山町	地内	約 0 ha	約 0.15 ha	令和4年12月2日	松尾64-6	
西23	西京区 松尾上ノ山町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	松尾64-6	

生産緑地 地区番号	位置		特定生産緑地指定面積		申出基準日 又は 指定期限日	図面番号	備考
			既に指定され ている区域	新たに指定 する区域			
西24	西京区 松尾神ヶ谷町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	松尾64-5	
西26	西京区 松室荒堀町	地内	約 0 ha	約 0.19 ha	令和4年12月2日	松尾64-3	
西30	西京区 松室吾田神町	地内	約 0 ha	約 0.13 ha	令和4年12月2日	上桂65-1	
西32	西京区 松室吾田神町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	上桂65-1	
西33	西京区 松室吾田神町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	上桂65-1	
西37	西京区 桂上野今井町	地内	約 0 ha	約 0.14 ha	令和4年12月2日	上桂65-1	
西38	西京区 桂上野西町 外	地内	約 0 ha	約 0.48 ha	令和4年12月2日	上桂65-1	
西40	西京区 桂上野西町	地内	約 0 ha	約 0.23 ha	令和4年12月2日	上桂65-2 上桂65-5	
西41	西京区 桂上野中町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	上桂65-2	
西47	西京区 桂上野東町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	上桂65-2 上桂65-5	
西49	西京区 上桂前川町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	上桂65-4	
西51	西京区 桂上野西町	地内	約 0 ha	約 0.25 ha	令和4年12月2日	上桂65-1 上桂65-2	
西53	西京区 上桂北ノ口町	地内	約 0 ha	約 0.2 ha	令和4年12月2日	上桂65-4	
西55	西京区 桂上野南町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	上桂65-4 上桂65-5	
西56	西京区 桂上野南町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	上桂65-5	
西60	西京区 桂上野南町	地内	約 0 ha	約 0.29 ha	令和4年12月2日	上桂65-5	
西61	西京区 桂畑ヶ田町	地内	約 0 ha	約 0.03 ha	令和4年12月2日	上桂65-5	
西63	西京区 桂畑ヶ田町	地内	約 0 ha	約 0.13 ha	令和4年12月2日	上桂65-5	
西65	西京区 松尾木ノ曽町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	上桂65-4 松尾64-6	
西69	西京区 山田畑田町	地内	約 0 ha	約 0.3 ha	令和4年12月2日	松尾64-9	
西71	西京区 上桂大野町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	上桂65-4	
西73	西京区 上桂北村町	地内	約 0 ha	約 0.14 ha	令和4年12月2日	上桂65-5	
西74	西京区 上桂東居町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	上桂65-5	
西75	西京区 山田弦馳町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	松尾64-9	
西77	西京区 山田出口町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	松尾64-9	
西79	西京区 上桂前田町	地内	約 0 ha	約 0.17 ha	令和4年12月2日	上桂65-7	
西80	西京区 上桂前田町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	上桂65-4 上桂65-5	
西81	西京区 上桂東ノ口町	地内	約 0 ha	約 0.27 ha	令和4年12月2日	上桂65-5 上桂65-8	
西82	西京区 桂徳大寺北町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	上桂65-5 上桂65-8	
西83	西京区 桂徳大寺町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	上桂65-5	
西85	西京区 山田出口町	地内	約 0 ha	約 0.18 ha	令和4年12月2日	松尾64-9	
西87	西京区 山田南町	地内	約 0 ha	約 0.25 ha	令和4年12月2日	松尾64-9	
西90	西京区 桂池尻町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	上桂65-8	
西91	西京区 桂徳大寺南町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	上桂65-8	
西94	西京区 上桂前田町	地内	約 0 ha	約 0.26 ha	令和4年12月2日	上桂65-7 上桂65-8	
西95	西京区 桂池尻町	地内	約 0 ha	約 0.18 ha	令和4年12月2日	上桂65-8	
西97	西京区 桂徳大寺南町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	上桂65-8	
西98	西京区 桂池尻町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	上桂65-8	
西99	西京区 桂河田町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	上桂65-8	
西100	西京区 桂河田町	地内	約 0 ha	約 0.17 ha	令和4年12月2日	上桂65-8	
西101	西京区 桂河田町	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	上桂65-8	
西102	西京区 桂河田町	地内	約 0 ha	約 0.13 ha	令和4年12月2日	上桂65-8 上桂65-9	

生産緑地 地区番号	位置		特定生産緑地指定面積		申出基準日 又は 指定期限日	図面番号	備考
			既に指定され ている区域	新たに指定 する区域			
西105	西京区 桂久方町 外	地内	約 0 ha	約 0.33 ha	令和4年12月2日	上桂65-8 上桂65-9 桂74-3	
西106	西京区 桂久方町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	上桂65-8	
西107	西京区 桂清水町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	上桂65-9	
西108	西京区 桂久方町 外	地内	約 0 ha	約 0.21 ha	令和4年12月2日	上桂65-8 上桂65-9	
西109	西京区 桂上豆田町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	上桂65-8 桂74-2	
西110	西京区 桂久方町	地内	約 0 ha	約 0.25 ha	令和4年12月2日	上桂65-8 桂74-2	
西113	西京区 山田平尾町	地内	約 0 ha	約 0.23 ha	令和4年12月2日	山田73-2 山田73-3	
西114	西京区 山田南山田町	地内	約 0 ha	約 0.56 ha	令和4年12月2日	山田73-3	
西118	西京区 桂乾町	地内	約 0 ha	約 1.05 ha	令和4年12月2日	桂74-1	
西120	西京区 桂芝ノ下町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	桂74-2	
西122	西京区 桂芝ノ下町	地内	約 0 ha	約 0.18 ha	令和4年12月2日	桂74-2	
西123	西京区 桂春日町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	桂74-2	
西124	西京区 桂春日町	地内	約 0 ha	約 0.14 ha	令和4年12月2日	桂74-3	
西125	西京区 桂浅原町	地内	約 0 ha	約 0.18 ha	令和4年12月2日	桂74-3	
西126	西京区 桂浅原町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	桂74-3	
西128	西京区 桂北滝川町	地内	約 0 ha	約 0.15 ha	令和4年12月2日	桂74-6	
西129	西京区 御陵大原	地内	約 0 ha	約 0.19 ha	令和4年12月2日	山田73-9	
西130	西京区 山田出口町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	松尾64-9	
西135	西京区 榎原久保町	地内	約 0 ha	約 0.28 ha	令和4年12月2日	山田73-9	
西137	西京区 榎原佃	地内	約 0 ha	約 1.11 ha	令和4年12月2日	桂74-4	
西139	西京区 川島尻堀町	地内	約 0 ha	約 0.66 ha	令和4年12月2日	桂74-4	
西140	西京区 川島尻堀町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	桂74-4	
西141	西京区 川島栗田町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	桂74-7	
西143	西京区 川島滑樋町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	桂74-8	
西144	西京区 川島東代町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	桂74-8	
西145	西京区 川島東代町	地内	約 0 ha	約 0.55 ha	令和4年12月2日	桂74-8 桂74-9	
西146	西京区 下津林北浦町	地内	約 0 ha	約 0.39 ha	令和4年12月2日	桂74-9	
西147	西京区 桂市ノ前町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	桂74-6	
西149	西京区 桂北滝川町	地内	約 0 ha	約 0.4 ha	令和4年12月2日	桂74-6	
西152	西京区 桂西滝川町	地内	約 0 ha	約 0.17 ha	令和4年12月2日	桂74-6	
西153	西京区 桂南滝川町	地内	約 0 ha	約 0.12 ha	令和4年12月2日	桂74-6	
西154	西京区 榎原砦町 外	地内	約 0 ha	約 0.17 ha	令和4年12月2日	山田73-9	
西156	西京区 桂南滝川町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	桂74-6	
西157	西京区 榎原上池田町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	山田73-9	
西158	西京区 榎原池ノ上町	地内	約 0 ha	約 0.37 ha	令和4年12月2日	山田73-9	
西160	西京区 榎原下池田町	地内	約 0 ha	約 0.2 ha	令和4年12月2日	山田73-9	
西161	西京区 榎原下池田町	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	山田73-9	
西162	西京区 榎原下池田町 外	地内	約 0 ha	約 0.21 ha	令和4年12月2日	桂74-7	
西163	西京区 榎原分田	地内	約 0 ha	約 0.12 ha	令和4年12月2日	桂74-7	
西165	西京区 川島栗田町	地内	約 0 ha	約 0.3 ha	令和4年12月2日	桂74-7	
西166	西京区 川島調子町	地内	約 0 ha	約 0.62 ha	令和4年12月2日	桂74-7	
西169	西京区 川島野田町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	桂74-7 桂74-8	
西171	西京区 川島野田町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	桂74-8	
西172	西京区 川島東代町	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	桂74-8	

生産緑地 地区番号	位置		特定生産緑地指定面積		申出基準日 又は 指定期限日	図面番号	備考
			既に指定され ている区域	新たに指定 する区域			
西173	西京区 川島東代町	地内	約 0 ha	約 0.24 ha	令和4年12月2日	桂74-8	
西174	西京区 川島松ノ木本町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	桂74-8	
西176	西京区 下津林水掛町	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	桂74-8	
西177	西京区 下津林前泓町	地内	約 0 ha	約 0.16 ha	令和4年12月2日	桂74-9	
西178	西京区 下津林楠町 外	地内	約 0 ha	約 0.3 ha	令和4年12月2日	桂74-9	
西179	西京区 下津林前泓町 外	地内	約 0 ha	約 0.13 ha	令和4年12月2日	桂74-9	
西181	西京区 下津林前泓町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	桂74-9	
西182	西京区 下津林芝ノ宮町	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	桂74-9	
西183	西京区 下津林南大般若町	地内	約 0 ha	約 0.12 ha	令和4年12月2日	桂74-9	
西188	西京区 牛ヶ瀬林ノ本町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	中河原75-7	
西191	西京区 牛ヶ瀬林ノ本町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	中河原75-7	
西192	西京区 榎原内垣外町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	中山82-3	
西193	西京区 榎原前田町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	中山82-3	
西194	西京区 榎原岡南ノ庄	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	中山82-3	
西195	西京区 榎原比恵田町	地内	約 0 ha	約 0.23 ha	令和4年12月2日	川島83-1	
西196	西京区 榎原八反田 外	地内	約 0 ha	約 0.23 ha	令和4年12月2日	川島83-1	
西197	西京区 榎原庭井	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	川島83-1	
西199	西京区 榎原比恵田町	地内	約 0 ha	約 0.29 ha	令和4年12月2日	川島83-1	
西201	西京区 川島調子町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	川島83-1	
西203	西京区 榎原六反田 外	地内	約 0 ha	約 1.78 ha	令和4年12月2日	川島83-1	
西204	西京区 川島三重町	地内	約 0 ha	約 0.27 ha	令和4年12月2日	川島83-1	
西206	西京区 川島三重町 外	地内	約 0 ha	約 1.15 ha	令和4年12月2日	桂74-7 桂74-8 川島83-1 川島83-2	
西207	西京区 川島三重町	地内	約 0 ha	約 0.18 ha	令和4年12月2日	川島83-1	
西210	西京区 下津林番条町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	川島83-3	
西211	西京区 下津林番条町	地内	約 0 ha	約 0.38 ha	令和4年12月2日	川島83-3	
西213	西京区 下津林番条町	地内	約 0 ha	約 0.27 ha	令和4年12月2日	川島83-3	
西214	西京区 下津林東芝ノ宮町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	桂74-9 川島83-3	
西216	西京区 下津林東芝ノ宮町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	桂74-9	
西218	西京区 牛ヶ瀬奥ノ防町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	中河原75-7	
西219	西京区 牛ヶ瀬青柳町	地内	約 0 ha	約 0.41 ha	令和4年12月2日	中河原75-7	
西220	西京区 牛ヶ瀬川原口町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	中河原75-7	
西221	西京区 下津林番条町	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	川島83-3	
西222	西京区 下津林中島町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	川島83-3	
西228	西京区 牛ヶ瀬弥生町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	吉祥院84-1	
西230	西京区 牛ヶ瀬西柿町	地内	約 0 ha	約 0.13 ha	令和4年12月2日	吉祥院84-1	
西231	西京区 牛ヶ瀬南ノ口町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	吉祥院84-1	
西232	西京区 牛ヶ瀬山柿町 外	地内	約 0 ha	約 1.01 ha	令和4年12月2日	吉祥院84-1	
西234	西京区 下津林中島町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	吉祥院84-1	
西235	西京区 牛ヶ瀬堂田町	地内	約 0 ha	約 0.15 ha	令和4年12月2日	吉祥院84-1	
西237	西京区 下津林東芝ノ宮町	地内	約 0 ha	約 0.15 ha	令和4年12月2日	桂74-9	
西238	西京区 牛ヶ瀬弥生町	地内	約 0 ha	約 0.12 ha	令和4年12月2日	中河原75-7	
西239	西京区 下津林佃	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	川島83-2	
西241	西京区 大枝塚原町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	沓掛72-9	
西242	西京区 大枝塚原町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	山田73-7	
西243	西京区 大枝塚原町	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	沓掛72-9	
西244	西京区 大枝塚原町	地内	約 0 ha	約 0.27 ha	令和4年12月2日	山田73-7	
西245	西京区 大枝塚原町	地内	約 0 ha	約 0.44 ha	令和4年12月2日	沓掛72-9 山田73-7	

生産緑地 地区番号	位置		特定生産緑地指定面積		申出基準日 又は 指定期限日	図面番号	備考
			既に指定され ている区域	新たに指定 する区域			
西246	西京区 大枝塚原町	地内	約 0 ha	約 0.34 ha	令和4年12月2日	山田73-7	
西247	西京区 大枝中山町 外	地内	約 0 ha	約 1.12 ha	令和4年12月2日	山田73-7 中山82-1	
西248	西京区 大枝中山町	地内	約 0 ha	約 0.28 ha	令和4年12月2日	山田73-7	
西249	西京区 榎原芋峠	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	中山82-2	
西253	西京区 大枝沓掛町	地内	約 0 ha	約 0.63 ha	令和4年12月2日	沓掛72-6	
西254	西京区 大枝沓掛町	地内	約 0 ha	約 0.23 ha	令和4年12月2日	沓掛72-6 沓掛72-9	
西257	西京区 大枝沓掛町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	沓掛72-9	
西258	西京区 大枝中山町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	中山82-1	
西259	西京区 大枝中山町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	中山82-1	
西261	西京区 大枝中山町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	中山82-1	
西263	西京区 大枝東長町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	中山82-1	
西264	西京区 大枝中山町	地内	約 0 ha	約 0.12 ha	令和4年12月2日	中山82-1 中山82-4	
西265	西京区 大枝東長町	地内	約 0 ha	約 0.12 ha	令和4年12月2日	中山82-4	
西266	西京区 大枝東長町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	中山82-4	
西269	西京区 大枝東長町	地内	約 0 ha	約 0.22 ha	令和4年12月2日	中山82-4	
西271	西京区 大枝沓掛町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	沓掛72-5	
西273	西京区 大枝沓掛町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	沓掛72-5	
西274	西京区 大枝沓掛町	地内	約 0 ha	約 0.45 ha	令和4年12月2日	沓掛72-5 沓掛72-6	
西277	西京区 大枝中山町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	山田73-7	
西278	西京区 大原野上里南ノ町	地内	約 0 ha	約 0.73 ha	令和4年12月2日	石見91-9	
西282	西京区 桂畑ケ田町	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	上桂65-5	
西283	西京区 桂畑ケ田町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	上桂65-5	
西289	西京区 大枝沓掛町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	沓掛72-8	
西290	西京区 牛ヶ瀬林ノ本町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	中河原75-4	
西291	西京区 大枝沓掛町	地内	約 0 ha	約 0.14 ha	令和4年12月2日	沓掛72-5	
西295	西京区 上桂前川町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	上桂65-4	
西296	西京区 上桂北ノ口町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	上桂65-4	
西297	西京区 上桂北村町	地内	約 0 ha	約 0.19 ha	令和4年12月2日	上桂65-5	
西309	西京区 上桂前川町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	上桂65-4	
西315	西京区 牛ヶ瀬山柿町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	吉祥院84-1	
西316	西京区 桂池尻町	地内	約 0 ha	約 0.22 ha	令和4年12月2日	上桂65-8	
西318	西京区 大原野上里南ノ町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	石見91-9	
西320	西京区 川島調子町	地内	約 0 ha	約 0.27 ha	令和4年12月2日	桂74-7	
西322	西京区 上桂前川町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	上桂65-4	
西325	西京区 桂久方町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	上桂65-8 上桂65-9	
西331	西京区 下津林南大般若町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	桂74-9	
西333	西京区 上桂北村町	地内	約 0 ha	約 0.12 ha	令和4年12月2日	上桂65-5	
西337	西京区 川島調子町 外	地内	約 0 ha	約 0.13 ha	令和4年12月2日	川島83-1	
伏1	伏見区 深草南明町	地内	約 0 ha	約 0.22 ha	令和4年12月2日	京都駅77-9	
伏2	伏見区 深草南明町	地内	約 0 ha	約 0.46 ha	令和4年12月2日	京都駅77-9	
伏3	伏見区 深草開土町	地内	約 0 ha	約 0.13 ha	令和4年12月2日	京都駅77-9	
伏4	伏見区 深草開土町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	勧進橋86-3	
伏5	伏見区 竹田向代町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	上鳥羽85-6	
伏7	伏見区 竹田向代町	地内	約 0 ha	約 0.2 ha	令和4年12月2日	上鳥羽85-9	
伏10	伏見区 竹田向代町	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	上鳥羽85-6	
伏12	伏見区 竹田向代町	地内	約 0 ha	約 0.13 ha	令和4年12月2日	上鳥羽85-6	
伏13	伏見区 竹田向代町川町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	上鳥羽85-9	

生産緑地 地区番号	位置		特定生産緑地指定面積		申出基準日 又は 指定期限日	図面番号	備考
			既に指定され ている区域	新たに指定 する区域			
伏15	伏見区 竹田西段川原町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	城南宮94-3	
伏17	伏見区 竹田西段川原町	地内	約 0 ha	約 0.19 ha	令和4年12月2日	城南宮94-3	
伏20	伏見区 竹田段川原町 外	地内	約 0 ha	約 0.78 ha	令和4年12月2日	上鳥羽85-9 城南宮94-3	
伏23	伏見区 竹田段川原町 外	地内	約 0 ha	約 0.46 ha	令和4年12月2日	上鳥羽85-9	
伏25	伏見区 竹田中川原町	地内	約 0 ha	約 0.19 ha	令和4年12月2日	勸進橋86-7	
伏27	伏見区 竹田中川原町	地内	約 0 ha	約 0.19 ha	令和4年12月2日	勸進橋86-7	
伏28	伏見区 竹田中川原町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	竹田95-1	
伏29	伏見区 竹田中島町 外	地内	約 0 ha	約 0.87 ha	令和4年12月2日	上鳥羽85-9 勸進橋86-7	
伏30	伏見区 深草綿森町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	勸進橋86-8	
伏31	伏見区 深草町通町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	勸進橋86-8	
伏32	伏見区 深草坊町	地内	約 0 ha	約 0.29 ha	令和4年12月2日	勸進橋86-9	
伏34	伏見区 深草坊町	地内	約 0 ha	約 0.03 ha	令和4年12月2日	勸進橋86-9	
伏36	伏見区 深草真宗院山町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	勸進橋86-9	
伏37	伏見区 深草僧坊町	地内	約 0 ha	約 0.13 ha	令和4年12月2日	竹田95-3	
伏38	伏見区 深草東瓦町 外	地内	約 0 ha	約 1.33 ha	令和4年12月2日	勸進橋86-9	
伏39	伏見区 深草東瓦町	地内	約 0 ha	約 2.08 ha	令和4年12月2日	勸進橋86-9 稲荷山87-7 竹田95-3 大亀谷96-1	
伏40	伏見区 深草瓦町	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	竹田95-3	
伏41	伏見区 深草中ノ郷山町	地内	約 0 ha	約 0.13 ha	令和4年12月2日	大亀谷96-1	
伏42	伏見区 竹田真幡木町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	城南宮94-3	
伏44	伏見区 竹田西内畑町	地内	約 0 ha	約 0.39 ha	令和4年12月2日	城南宮94-2	
伏45	伏見区 竹田西内畑町	地内	約 0 ha	約 0.16 ha	令和4年12月2日	城南宮94-2 城南宮94-5	
伏47	伏見区 竹田田中殿町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	城南宮94-5	
伏49	伏見区 竹田真幡木町	地内	約 0 ha	約 0.17 ha	令和4年12月2日	城南宮94-3	
伏54	伏見区 竹田七瀬川町	地内	約 0 ha	約 0.13 ha	令和4年12月2日	竹田95-1	
伏55	伏見区 深草東伊達町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	竹田95-3	
伏60	伏見区 深草鞍ヶ谷	地内	約 0 ha	約 0.13 ha	令和4年12月2日	大亀谷96-1	
伏61	伏見区 深草谷口町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	大亀谷96-1 大亀谷96-4	
伏62	伏見区 深草鞍ヶ谷	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	大亀谷96-1	
伏63	伏見区 中島秋ノ山町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	城南宮94-4	
伏64	伏見区 中島秋ノ山町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	城南宮94-4	
伏66	伏見区 中島秋ノ山町	地内	約 0 ha	約 0.13 ha	令和4年12月2日	城南宮94-5	
伏69	伏見区 中島鳥羽離宮町	地内	約 0 ha	約 0.13 ha	令和4年12月2日	城南宮94-5	
伏70	伏見区 中島秋ノ山町	地内	約 0 ha	約 0.14 ha	令和4年12月2日	城南宮94-4	
伏71	伏見区 竹田東小屋ノ内町	地内	約 0 ha	約 0.28 ha	令和4年12月2日	城南宮94-5	
伏73	伏見区 中島中道町	地内	約 0 ha	約 0.29 ha	令和4年12月2日	城南宮94-8	
伏74	伏見区 竹田藁屋町	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	城南宮94-9	
伏76	伏見区 竹田田中宮町	地内	約 0 ha	約 0.14 ha	令和4年12月2日	城南宮94-6 城南宮94-9	
伏87	伏見区 竹田内畑町	地内	約 0 ha	約 0.39 ha	令和4年12月2日	城南宮94-6	
伏89	伏見区 竹田内畑町	地内	約 0 ha	約 0.17 ha	令和4年12月2日	城南宮94-6	
伏93	伏見区 深草仙石屋敷町 外	地内	約 0 ha	約 0.2 ha	令和4年12月2日	竹田95-4 竹田95-5	
伏94	伏見区 深草関屋敷町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	竹田95-5	
伏95	伏見区 深草関屋敷町	地内	約 0 ha	約 0.21 ha	令和4年12月2日	竹田95-5	
伏96	伏見区 深草大亀谷西久宝寺町	地内	約 0 ha	約 0.24 ha	令和4年12月2日	竹田95-6	

生産緑地 地区番号	位置		特定生産緑地指定面積		申出基準日 又は 指定期限日	図面番号	備考
			既に指定され ている区域	新たに指定 する区域			
伏97	伏見区 深草大亀谷東久宝寺町	地内	約 0 ha	約 0.15 ha	令和4年12月2日	竹田95-6	
伏98	伏見区 深草大亀谷東久宝寺町	地内	約 0 ha	約 0.7 ha	令和4年12月2日	竹田95-6	
伏99	伏見区 深草大亀谷大谷町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	竹田95-6	
伏103	伏見区 深草大亀谷大山町 外	地内	約 0 ha	約 0.97 ha	令和4年12月2日	竹田95-6 竹田95-9	
伏105	伏見区 竹田中川原町	地内	約 0 ha	約 0.18 ha	令和4年12月2日	竹田95-1	
伏106	伏見区 深草大亀谷大谷町	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	大亀谷96-7	
伏108	伏見区 深草大亀谷東寺町	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	竹田95-9	
伏110	伏見区 中島河原田町	地内	約 0 ha	約 0.84 ha	令和4年12月2日	城南宮94-7 下鳥羽103-1	
伏111	伏見区 下鳥羽前田町	地内	約 0 ha	約 0.33 ha	令和4年12月2日	下鳥羽103-1	
伏112	伏見区 中島樋ノ上町	地内	約 0 ha	約 0.16 ha	令和4年12月2日	下鳥羽103-1	
伏113	伏見区 中島樋ノ上町	地内	約 0 ha	約 0.12 ha	令和4年12月2日	下鳥羽103-1	
伏114	伏見区 中島中道町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	城南宮94-8	
伏115	伏見区 中島堀端町	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	城南宮94-8	
伏116	伏見区 中島堀端町	地内	約 0 ha	約 0.29 ha	令和4年12月2日	城南宮94-8	
伏119	伏見区 下鳥羽前田町	地内	約 0 ha	約 0.64 ha	令和4年12月2日	下鳥羽103-1 下鳥羽103-4	
伏122	伏見区 竹田泓ノ川町	地内	約 0 ha	約 0.18 ha	令和4年12月2日	下鳥羽103-2	
伏125	伏見区 竹田松林町	地内	約 0 ha	約 0.17 ha	令和4年12月2日	下鳥羽103-2	
伏126	伏見区 北端町	地内	約 0 ha	約 0.15 ha	令和4年12月2日	城南宮94-9 下鳥羽103-3	
伏128	伏見区 深草佐野屋敷町	地内	約 0 ha	約 0.13 ha	令和4年12月2日	竹田95-7	
伏129	伏見区 深草佐野屋敷町	地内	約 0 ha	約 0.12 ha	令和4年12月2日	竹田95-7	
伏131	伏見区 深草大亀谷六鉢町	地内	約 0 ha	約 0.15 ha	令和4年12月2日	竹田95-8 竹田95-9	
伏132	伏見区 深草大亀谷万帖敷町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	竹田95-9	
伏133	伏見区 深草大亀谷六鉢町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	丹波橋104-3	
伏135	伏見区 深草大亀谷大山町	地内	約 0 ha	約 0.15 ha	令和4年12月2日	竹田95-9	
伏136	伏見区 深草大亀谷大山町	地内	約 0 ha	約 0.16 ha	令和4年12月2日	大亀谷96-7	
伏137	伏見区 深草大亀谷万帖敷町	地内	約 0 ha	約 0.15 ha	令和4年12月2日	桃山105-1	
伏138	伏見区 深草大亀谷古御香町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	桃山105-1	
伏139	伏見区 深草大亀谷古御香町 外	地内	約 0 ha	約 0.22 ha	令和4年12月2日	桃山105-1	
伏140	伏見区 深草大亀谷万帖敷町 外	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	桃山105-1	
伏141	伏見区 深草大亀谷古御香町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	桃山105-1	
伏142	伏見区 深草大亀谷古御香町	地内	約 0 ha	約 0.12 ha	令和4年12月2日	大亀谷96-7 桃山105-1	
伏143	伏見区 深草大亀谷東古御香町 外	地内	約 0 ha	約 0.68 ha	令和4年12月2日	大亀谷96-7 桃山105-1	
伏145	伏見区 深草大亀谷古御香町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	桃山105-1	
伏146	伏見区 下鳥羽前田町	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	下鳥羽103-1	
伏147	伏見区 下鳥羽城ノ越町	地内	約 0 ha	約 0.23 ha	令和4年12月2日	下鳥羽103-1	
伏148	伏見区 下鳥羽城ノ越町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	下鳥羽103-1 下鳥羽103-2	
伏149	伏見区 下鳥羽西芹川町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	下鳥羽103-2	
伏154	伏見区 下鳥羽西芹川町	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	下鳥羽103-2	
伏157	伏見区 毛利町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	下鳥羽103-3	
伏159	伏見区 毛利町	地内	約 0 ha	約 0.25 ha	令和4年12月2日	下鳥羽103-3 下鳥羽103-6	
伏160	伏見区 毛利町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	下鳥羽103-3 下鳥羽103-6	
伏164	伏見区 桃山町正宗	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	丹波橋104-2	

生産緑地 地区番号	位置		特定生産緑地指定面積		申出基準日 又は 指定期限日	図面番号	備考
			既に指定され ている区域	新たに指定 する区域			
伏165	伏見区 桃山町正宗	地内	約 0 ha	約 0.16 ha	令和4年12月2日	丹波橋104-3	
伏168	伏見区 深草大亀谷東古御香町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	桃山105-1	
伏169	伏見区 深草大亀谷東古御香町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	桃山105-1	
伏170	伏見区 深草大亀谷東古御香町 外	地内	約 0 ha	約 0.18 ha	令和4年12月2日	桃山105-1	
伏171	伏見区 深草大亀谷東古御香町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	桃山105-1	
伏173	伏見区 深草大亀谷安信町	地内	約 0 ha	約 0.27 ha	令和4年12月2日	桃山105-4	
伏174	伏見区 深草大亀谷安信町	地内	約 0 ha	約 0.28 ha	令和4年12月2日	桃山105-4	
伏176	伏見区 下鳥羽西柳長町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	下鳥羽103-4	
伏177	伏見区 下鳥羽東柳長町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	下鳥羽103-4	
伏178	伏見区 下鳥羽渡瀬町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	下鳥羽103-5	
伏180	伏見区 下鳥羽葭田町	地内	約 0 ha	約 0.48 ha	令和4年12月2日	下鳥羽103-5	
伏189	伏見区 桃山町島津	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	丹波橋104-5	
伏190	伏見区 桃山町三河	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	丹波橋104-5	
伏191	伏見区 桃山町下野	地内	約 0 ha	約 0.15 ha	令和4年12月2日	丹波橋104-6	
伏192	伏見区 桃山町三河	地内	約 0 ha	約 0.43 ha	令和4年12月2日	丹波橋104-5 丹波橋104-8	
伏193	伏見区 桃山町下野	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	丹波橋104-6	
伏194	伏見区 下鳥羽西柳長町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	下鳥羽103-4 下鳥羽103-7	
伏195	伏見区 下鳥羽東柳長町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	下鳥羽103-4 下鳥羽103-7	
伏197	伏見区 下鳥羽南柳長町	地内	約 0 ha	約 0.19 ha	令和4年12月2日	下鳥羽103-7	
伏203	伏見区 竹田藁屋町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	城南宮94-9	
伏205	伏見区 下鳥羽北円面田町	地内	約 0 ha	約 0.3 ha	令和4年12月2日	下鳥羽103-7	
伏208	伏見区 下鳥羽中円面田町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	下鳥羽103-7	
伏210	伏見区 下鳥羽南円面田町	地内	約 0 ha	約 0.27 ha	令和4年12月2日	下鳥羽103-7	
伏211	伏見区 下鳥羽上三栖町	地内	約 0 ha	約 0.12 ha	令和4年12月2日	下鳥羽103-8 横大路111-2	
伏212	伏見区 下鳥羽上三栖町	地内	約 0 ha	約 0.13 ha	令和4年12月2日	横大路111-2	
伏213	伏見区 下鳥羽但馬町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	下鳥羽103-8	
伏214	伏見区 桃山町立売	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	丹波橋104-8	
伏215	伏見区 桃山町本多上野	地内	約 0 ha	約 0.17 ha	令和4年12月2日	丹波橋104-9 中書島112-3	
伏216	伏見区 桃山町伊賀	地内	約 0 ha	約 0.29 ha	令和4年12月2日	丹波橋104-9 中書島112-3	
伏217	伏見区 桃山町伊賀	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	中書島112-3	
伏218	伏見区 桃山町伊賀	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	中書島112-3	
伏220	伏見区 横大路東裏町	地内	約 0 ha	約 0.21 ha	令和4年12月2日	羽束師110-3	
伏222	伏見区 横大路貴船	地内	約 0 ha	約 0.34 ha	令和4年12月2日	横大路111-1	
伏225	伏見区 横大路柿ノ本町 外	地内	約 0 ha	約 0.96 ha	令和4年12月2日	羽束師110-6	
伏226	伏見区 横大路柿ノ本町	地内	約 0 ha	約 0.19 ha	令和4年12月2日	羽束師110-6	
伏227	伏見区 横大路東裏町	地内	約 0 ha	約 0.29 ha	令和4年12月2日	羽束師110-3 羽束師110-6 横大路111-1 横大路111-4	
伏228	伏見区 横大路菅本	地内	約 0 ha	約 0.21 ha	令和4年12月2日	羽束師110-6 羽束師110-9	
伏229	伏見区 横大路柿ノ本町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	羽束師110-6 横大路111-4	
伏233	伏見区 横大路下三栖里ノ内	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	横大路111-2 横大路111-5	
伏236	伏見区 横大路下三栖里ノ内	地内	約 0 ha	約 0.2 ha	令和4年12月2日	横大路111-5	

生産緑地 地区番号	位置		特定生産緑地指定面積		申出基準日 又は 指定期限日	図面番号	備考
			既に指定され ている区域	新たに指定 する区域			
伏239	伏見区 横大路下三栖東ノ口	地内	約 0 ha	約 0.2 ha	令和4年12月2日	横大路111-6	
伏240	伏見区 横大路向ヒ 外	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	羽束師110-6	
伏242	伏見区 横大路長畑町 外	地内	約 0 ha	約 0.35 ha	令和4年12月2日	羽束師110-6	
伏243	伏見区 横大路柿ノ本町	地内	約 0 ha	約 0.23 ha	令和4年12月2日	羽束師110-6	
伏245	伏見区 横大路朱雀	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	横大路111-1	
伏246	伏見区 横大路橋本 外	地内	約 0 ha	約 0.62 ha	令和4年12月2日	横大路111-4	
伏248	伏見区 横大路下三栖宮ノ後	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	横大路111-5	
伏251	伏見区 横大路下三栖宮ノ後	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	横大路111-5	
伏262	伏見区 横大路下三栖東ノ口	地内	約 0 ha	約 1.47 ha	令和4年12月2日	横大路111-6 横大路111-9	
伏263	伏見区 横大路長畑町 外	地内	約 0 ha	約 4.02 ha	令和4年12月2日	羽束師110-6 羽束師110-8 羽束師110-9	
伏264	伏見区 横大路竜ヶ池	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	羽束師110-8 羽束師110-9	
伏268	伏見区 横大路六反畑	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	羽束師110-8	
伏269	伏見区 横大路竜ヶ池	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	羽束師110-9	
伏270	伏見区 横大路一本木	地内	約 0 ha	約 0.31 ha	令和4年12月2日	羽束師110-9	
伏272	伏見区 納所大野 外	地内	約 0 ha	約 1.19 ha	令和4年12月2日	納所117-2	
伏273	伏見区 横大路西海道 外	地内	約 0 ha	約 11.53 ha	令和4年12月2日	羽束師110-9 納所117-2 納所117-3 納所117-5 納所117-6	
伏277	伏見区 納所中河原 外	地内	約 0 ha	約 0.45 ha	令和4年12月2日	納所117-2	
伏278	伏見区 納所和泉屋 外	地内	約 0 ha	約 0.15 ha	令和4年12月2日	納所117-4	
伏281	伏見区 納所町 外	地内	約 0 ha	約 0.25 ha	令和4年12月2日	納所117-4	
伏283	伏見区 納所和泉屋 外	地内	約 0 ha	約 0.63 ha	令和4年12月2日	納所117-4 納所117-5	
伏286	伏見区 淀池上町	地内	約 0 ha	約 0.16 ha	令和4年12月2日	淀124-2	
伏287	伏見区 淀下津町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	淀124-2	
伏288	伏見区 淀下津町	地内	約 0 ha	約 0.18 ha	令和4年12月2日	淀124-1	
伏291	伏見区 淀美豆町	地内	約 0 ha	約 0.47 ha	令和4年12月2日	円明寺123-3 円明寺123-6 淀124-4	
伏293	伏見区 淀美豆町	地内	約 0 ha	約 0.22 ha	令和4年12月2日	円明寺123-6	
伏294	伏見区 淀美豆町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	円明寺123-6	
伏295	伏見区 淀美豆町	地内	約 0 ha	約 0.28 ha	令和4年12月2日	円明寺123-6	
伏297	伏見区 淀美豆町	地内	約 0 ha	約 0.13 ha	令和4年12月2日	円明寺123-3	
伏299	伏見区 淀美豆町	地内	約 0 ha	約 0.65 ha	令和4年12月2日	円明寺123-2 円明寺123-5	
伏304	伏見区 淀美豆町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	円明寺123-3 円明寺123-6	
伏308	伏見区 淀美豆町	地内	約 0 ha	約 0.03 ha	令和4年12月2日	円明寺123-6	
伏309	伏見区 淀際目町	地内	約 0 ha	約 0.21 ha	令和4年12月2日	生津130-1	
伏310	伏見区 淀美豆町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	円明寺123-6	
伏311	伏見区 淀際目町	地内	約 0 ha	約 0.38 ha	令和4年12月2日	生津130-1	
伏314	伏見区 淀生津町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	生津130-4 生津130-5	
伏315	伏見区 淀生津町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	生津130-4 生津130-5	
伏316	伏見区 淀生津町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	生津130-4	

生産緑地 地区番号	位置		特定生産緑地指定面積		申出基準日 又は 指定期限日	図面番号	備考
			既に指定され ている区域	新たに指定 する区域			
伏317	伏見区 淀生津町	地内	約 0 ha	約 0.33 ha	令和4年12月2日	生津130-5	
伏319	伏見区 淀生津町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	生津130-5	
伏320	伏見区 淀生津町	地内	約 0 ha	約 1.23 ha	令和4年12月2日	生津130-5	
伏327	伏見区 横大路下三栖宮ノ後 外	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	横大路111-2	
伏331	伏見区 横大路下三栖山殿	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	横大路111-3	
伏332	伏見区 横大路下三栖山殿	地内	約 0 ha	約 0.03 ha	令和4年12月2日	横大路111-3	
伏347	伏見区 醍醐御陵東裏町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	醍醐97-3	
伏348	伏見区 淀樋爪町	地内	約 0 ha	約 0.2 ha	令和4年12月2日	羽束師110-4 羽束師110-7	
伏349	伏見区 淀樋爪町	地内	約 0 ha	約 0.26 ha	令和4年12月2日	羽束師110-4 羽束師110-7	
伏351	伏見区 淀樋爪町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	羽束師110-7	
伏352	伏見区 淀樋爪町	地内	約 0 ha	約 0.15 ha	令和4年12月2日	羽束師110-7	
伏353	伏見区 淀樋爪町	地内	約 0 ha	約 0.19 ha	令和4年12月2日	羽束師110-7	
伏355	伏見区 淀樋爪町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	羽束師110-7 納所117-1	
伏356	伏見区 淀樋爪町	地内	約 0 ha	約 0.34 ha	令和4年12月2日	羽束師110-7 納所117-1	
伏359	伏見区 醍醐平松町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	醍醐97-5	
伏361	伏見区 醍醐御陵東裏町 外	地内	約 0 ha	約 0.36 ha	令和4年12月2日	醍醐97-3	
伏362	伏見区 醍醐御陵東裏町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	醍醐97-3	
伏363	伏見区 醍醐御陵東裏町	地内	約 0 ha	約 0.51 ha	令和4年12月2日	醍醐97-3 醍醐97-6	
伏366	伏見区 醍醐東大路町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	醍醐97-6	
伏367	伏見区 醍醐御陵東裏町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	醍醐97-6	
伏368	伏見区 醍醐赤間南裏町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	醍醐97-6	
伏371	伏見区 小栗栖牛ヶ淵町	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	醍醐97-4 醍醐97-7	
伏374	伏見区 小栗栖北谷町	地内	約 0 ha	約 0.04 ha	令和4年12月2日	醍醐97-4	
伏376	伏見区 小栗栖牛ヶ淵町	地内	約 0 ha	約 0.45 ha	令和4年12月2日	醍醐97-7	
伏377	伏見区 小栗栖西谷町 外	地内	約 0 ha	約 0.13 ha	令和4年12月2日	醍醐97-7	
伏379	伏見区 小栗栖山口町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	醍醐97-7	
伏382	伏見区 醍醐南里町	地内	約 0 ha	約 0.24 ha	令和4年12月2日	醍醐97-8	
伏383	伏見区 醍醐槇ノ内町	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	醍醐97-8	
伏385	伏見区 小栗栖小阪町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	大亀谷96-9	
伏386	伏見区 小栗栖小阪町	地内	約 0 ha	約 0.53 ha	令和4年12月2日	大亀谷96-9 醍醐97-7	
伏389	伏見区 小栗栖中山田町	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	桃山105-2	
伏393	伏見区 小栗栖南後藤町 外	地内	約 0 ha	約 0.3 ha	令和4年12月2日	石田106-1	
伏394	伏見区 醍醐鍵尾町	地内	約 0 ha	約 0.2 ha	令和4年12月2日	醍醐97-7 石田106-1	
伏396	伏見区 醍醐構口町	地内	約 0 ha	約 0.15 ha	令和4年12月2日	石田106-2	
伏397	伏見区 醍醐一言寺裏町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	石田106-3	
伏398	伏見区 醍醐柏森町	地内	約 0 ha	約 0.12 ha	令和4年12月2日	石田106-2 石田106-3	
伏401	伏見区 桃山町安芸山	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	桃山105-5	
伏402	伏見区 桃山紅雪町	地内	約 0 ha	約 0.12 ha	令和4年12月2日	桃山105-4	
伏403	伏見区 桃山町安芸山	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	桃山105-5	
伏405	伏見区 桃山町遠山	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	桃山105-5	
伏408	伏見区 石田森東町	地内	約 0 ha	約 0.12 ha	令和4年12月2日	石田106-1 石田106-4	
伏409	伏見区 石田内里町	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	石田106-4	

生産緑地 地区番号	位置		特定生産緑地指定面積		申出基準日 又は 指定期限日	図面番号	備考
			既に指定され ている区域	新たに指定 する区域			
伏410	伏見区 石田内里町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	石田106-4	
伏411	伏見区 石田森南町	地内	約 0 ha	約 0.04 ha	令和4年12月2日	石田106-4	
伏412	伏見区 石田内里町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	石田106-4	
伏413	伏見区 日野田中町	地内	約 0 ha	約 0.58 ha	令和4年12月2日	石田106-5	
伏414	伏見区 日野西川頬 外	地内	約 0 ha	約 0.22 ha	令和4年12月2日	石田106-5	
伏415	伏見区 日野田中町	地内	約 0 ha	約 0.19 ha	令和4年12月2日	石田106-5	
伏416	伏見区 日野馬場出町	地内	約 0 ha	約 0.24 ha	令和4年12月2日	石田106-5	
伏417	伏見区 日野田中町	地内	約 0 ha	約 0.18 ha	令和4年12月2日	石田106-5	
伏418	伏見区 日野林	地内	約 0 ha	約 0.01 ha	令和4年12月2日	石田106-5	
伏419	伏見区 日野林	地内	約 0 ha	約 0.71 ha	令和4年12月2日	石田106-5 石田106-6	
伏421	伏見区 桃山町伊庭	地内	約 0 ha	約 0.13 ha	令和4年12月2日	桃山105-7	
伏424	伏見区 桃山町遠山	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	桃山105-8	
伏425	伏見区 石田桜木 外	地内	約 0 ha	約 0.46 ha	令和4年12月2日	桃山105-9 石田106-4 桃山105-6	
伏426	伏見区 石田大山町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	石田106-4	
伏427	伏見区 石田大山町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	石田106-4	
伏429	伏見区 石田大山町	地内	約 0 ha	約 0.26 ha	令和4年12月2日	石田106-4	
伏431	伏見区 石田大山町 外	地内	約 0 ha	約 0.15 ha	令和4年12月2日	石田106-5	
伏434	伏見区 日野西風呂町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	石田106-8	
伏435	伏見区 日野慈悲町 外	地内	約 0 ha	約 0.23 ha	令和4年12月2日	石田106-8	
伏436	伏見区 日野慈悲町	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	石田106-8 石田106-9	
伏437	伏見区 日野畑出町 外	地内	約 0 ha	約 0.55 ha	令和4年12月2日	石田106-8 石田106-9	
伏439	伏見区 桃山町伊庭	地内	約 0 ha	約 0.12 ha	令和4年12月2日	桃山105-7	
伏441	伏見区 桃山町和泉	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	桃山105-7	
伏445	伏見区 桃山町和泉	地内	約 0 ha	約 0.21 ha	令和4年12月2日	桃山105-7 木幡池113-1	
伏449	伏見区 日野奥出	地内	約 0 ha	約 0.3 ha	令和4年12月2日	日野114-2	
伏450	伏見区 日野野色町	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	日野114-2	
伏451	伏見区 日野野色町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	日野114-2	
伏454	伏見区 向島津田町	地内	約 0 ha	約 0.55 ha	令和4年12月2日	中書島112-5 中書島112-7 中書島112-8	
伏455	伏見区 向島中島町	地内	約 0 ha	約 0.02 ha	令和4年12月2日	中書島112-8	
伏456	伏見区 向島本丸町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	中書島112-5	
伏457	伏見区 向島吹田河原町	地内	約 0 ha	約 0.25 ha	令和4年12月2日	中書島112-6	
伏458	伏見区 向島吹田河原町	地内	約 0 ha	約 0.63 ha	令和4年12月2日	中書島112-6	
伏459	伏見区 向島吹田河原町	地内	約 0 ha	約 0.2 ha	令和4年12月2日	中書島112-6	
伏460	伏見区 向島吹田河原町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	中書島112-6	
伏461	伏見区 向島吹田河原町	地内	約 0 ha	約 0.19 ha	令和4年12月2日	中書島112-6	
伏462	伏見区 向島吹田河原町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	中書島112-6	
伏463	伏見区 向島吹田河原町	地内	約 0 ha	約 0.28 ha	令和4年12月2日	中書島112-6 中書島112-9	
伏464	伏見区 向島津田町	地内	約 0 ha	約 0.32 ha	令和4年12月2日	中書島112-7 向島119-1	
伏465	伏見区 向島津田町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	中書島112-7	
伏466	伏見区 深草真宗院山町	地内	約 0 ha	約 0.18 ha	令和4年12月2日	勧進橋86-9	
伏473	伏見区 横大路下三栖城ノ前町 外	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	横大路111-2	
伏475	伏見区 横大路下三栖辻堂町 外	地内	約 0 ha	約 0.2 ha	令和4年12月2日	横大路111-2	

生産緑地 地区番号	位置		特定生産緑地指定面積		申出基準日 又は 指定期限日	図面番号	備考
			既に指定され ている区域	新たに指定 する区域			
伏477	伏見区 横大路下三栖辻堂町	地内	約 0 ha	約 0.12 ha	令和4年12月2日	横大路111-2	
伏479	伏見区 下鳥羽北門面田町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	下鳥羽103-7	
伏480	伏見区 横大路六反畑	地内	約 0 ha	約 0.34 ha	令和4年12月2日	羽束師110-8 納所117-2	
伏482	伏見区 横大路向ヒ 外	地内	約 0 ha	約 0.31 ha	令和4年12月2日	羽束師110-6	
伏483	伏見区 醍醐西大路町	地内	約 0 ha	約 0.15 ha	令和4年12月2日	醍醐97-5 醍醐97-8	
伏484	伏見区 醍醐西大路町	地内	約 0 ha	約 0.56 ha	令和4年12月2日	醍醐97-5 醍醐97-8	
伏485	伏見区 醍醐西大路町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	醍醐97-5	
伏486	伏見区 醍醐和泉町	地内	約 0 ha	約 0.16 ha	令和4年12月2日	醍醐97-8	
伏487	伏見区 醍醐和泉町	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	醍醐97-8	
伏488	伏見区 醍醐落保町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	醍醐97-9	
伏489	伏見区 醍醐南端山町	地内	約 0 ha	約 0.12 ha	令和4年12月2日	石田106-3	
伏491	伏見区 日野岡西町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	石田106-8	
伏492	伏見区 日野畑出町	地内	約 0 ha	約 0.49 ha	令和4年12月2日	石田106-8	
伏493	伏見区 日野西大道町	地内	約 0 ha	約 0.2 ha	令和4年12月2日	石田106-8	
伏494	伏見区 日野野色町	地内	約 0 ha	約 0.31 ha	令和4年12月2日	日野114-2	
伏496	伏見区 深草大亀谷東寺町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	竹田95-9	
伏502	伏見区 久我石原町	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	久世93-8	
伏503	伏見区 久我石原町	地内	約 0 ha	約 0.23 ha	令和4年12月2日	久世93-5 久世93-8	
伏504	伏見区 久我石原町 外	地内	約 0 ha	約 1.26 ha	令和4年12月2日	久世93-5 久世93-8	
伏505	伏見区 久我石原町	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	久世93-5 久世93-8	
伏507	伏見区 羽束師志水町	地内	約 0 ha	約 1.35 ha	令和4年12月2日	羽束師110-2	
伏508	伏見区 久我本町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	久世93-8	
伏509	伏見区 久我本町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	久世93-8	
伏510	伏見区 久我本町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	久世93-8	
伏511	伏見区 久我石原町	地内	約 0 ha	約 0.3 ha	令和4年12月2日	久世93-8	
伏512	伏見区 久我石原町	地内	約 0 ha	約 0.12 ha	令和4年12月2日	久世93-9	
伏514	伏見区 久我西出町 外	地内	約 0 ha	約 31.06 ha	令和4年12月2日	久世93-8 久世93-9 久我102-1 久我102-2 久我102-4 久我102-5 久我102-7 久我102-8	
伏516	伏見区 久我石原町	地内	約 0 ha	約 0.29 ha	令和4年12月2日	久世93-9	
伏518	伏見区 久我本町	地内	約 0 ha	約 0.53 ha	令和4年12月2日	久世93-9 久我102-3	
伏520	伏見区 久我御旅町	地内	約 0 ha	約 0.15 ha	令和4年12月2日	久我102-3	
伏521	伏見区 久我西出町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	久我102-4	
伏525	伏見区 久我森の宮町	地内	約 0 ha	約 0.17 ha	令和4年12月2日	久我102-5	
伏526	伏見区 羽束師鴨川町	地内	約 0 ha	約 0.85 ha	令和4年12月2日	久我102-6	
伏529	伏見区 久我西出町	地内	約 0 ha	約 0.35 ha	令和4年12月2日	久我102-4	
伏534	伏見区 羽束師鴨川町	地内	約 0 ha	約 0.15 ha	令和4年12月2日	久我102-6	
伏535	伏見区 羽束師鴨川町	地内	約 0 ha	約 0.15 ha	令和4年12月2日	久我102-6	
伏537	伏見区 羽束師鴨川町	地内	約 0 ha	約 0.54 ha	令和4年12月2日	久我102-6	
伏543	伏見区 羽束師菱川町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	久我102-7	

生産緑地 地区番号	位置		特定生産緑地指定面積		申出基準日 又は 指定期限日	図面番号	備考
			既に指定され ている区域	新たに指定 する区域			
伏546	伏見区 久我東町	地内	約 0 ha	約 0.23 ha	令和4年12月2日	久我102-5 久我102-6 久我102-8 久我102-9	
伏547	伏見区 久我東町	地内	約 0 ha	約 0.18 ha	令和4年12月2日	久我102-8	
伏548	伏見区 久我東町	地内	約 0 ha	約 0.65 ha	令和4年12月2日	久我102-9	
伏550	伏見区 羽束師鴨川町	地内	約 0 ha	約 0.15 ha	令和4年12月2日	久我102-9	
伏552	伏見区 羽束師菱川町	地内	約 0 ha	約 9.04 ha	令和4年12月2日	久我102-7	
伏554	伏見区 羽束師鴨川町	地内	約 0 ha	約 1.39 ha	令和4年12月2日	久我102-8 久我102-9 羽束師110-3	
伏556	伏見区 羽束師鴨川町	地内	約 0 ha	約 2.56 ha	令和4年12月2日	久我102-6 久我102-9	
伏557	伏見区 羽束師菱川町	地内	約 0 ha	約 1.57 ha	令和4年12月2日	向日町101-9 久我102-7 長岡109-3	
伏558	伏見区 羽束師菱川町	地内	約 0 ha	約 0.87 ha	令和4年12月2日	長岡109-3 羽束師110-1	
伏559	伏見区 羽束師菱川町	地内	約 0 ha	約 0.59 ha	令和4年12月2日	久我102-7 久我102-8	
伏560	伏見区 羽束師菱川町	地内	約 0 ha	約 0.23 ha	令和4年12月2日	久我102-7 羽束師110-1	
伏561	伏見区 羽束師菱川町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	羽束師110-1	
伏562	伏見区 羽束師菱川町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	羽束師110-1	
伏564	伏見区 羽束師鴨川町	地内	約 0 ha	約 0.42 ha	令和4年12月2日	羽束師110-3	
伏565	伏見区 羽束師菱川町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	久我102-7	
伏567	伏見区 羽束師菱川町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	羽束師110-1	
伏569	伏見区 羽束師志水町	地内	約 0 ha	約 0.15 ha	令和4年12月2日	久我102-8 羽束師110-2	
伏570	伏見区 羽束師志水町 外	地内	約 0 ha	約 0.55 ha	令和4年12月2日	久我102-8 羽束師110-2	
伏572	伏見区 羽束師鴨川町	地内	約 0 ha	約 0.35 ha	令和4年12月2日	久我102-9 羽束師110-3	
伏573	伏見区 羽束師鴨川町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	久我102-9	
伏575	伏見区 羽束師志水町	地内	約 0 ha	約 0.95 ha	令和4年12月2日	羽束師110-2	
伏577	伏見区 羽束師志水町	地内	約 0 ha	約 0.21 ha	令和4年12月2日	久我102-8	
伏578	伏見区 羽束師鴨川町	地内	約 0 ha	約 0.13 ha	令和4年12月2日	羽束師110-3	
伏579	伏見区 羽束師菱川町	地内	約 0 ha	約 0.67 ha	令和4年12月2日	長岡109-3 羽束師110-1	
伏580	伏見区 羽束師古川町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	羽束師110-1	
伏581	伏見区 羽束師古川町	地内	約 0 ha	約 0.19 ha	令和4年12月2日	羽束師110-1 羽束師110-4	
伏584	伏見区 羽束師古川町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	羽束師110-4	
伏586	伏見区 羽束師志水町	地内	約 0 ha	約 0.21 ha	令和4年12月2日	羽束師110-1	
伏588	伏見区 羽束師古川町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	羽束師110-2	
伏589	伏見区 羽束師志水町	地内	約 0 ha	約 0.35 ha	令和4年12月2日	羽束師110-2	
伏590	伏見区 羽束師志水町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	羽束師110-2	
伏591	伏見区 羽束師志水町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	羽束師110-2	
伏592	伏見区 羽束師古川町	地内	約 0 ha	約 0.37 ha	令和4年12月2日	羽束師110-5	
伏593	伏見区 羽束師古川町	地内	約 0 ha	約 0.18 ha	令和4年12月2日	羽束師110-5	
伏594	伏見区 羽束師古川町	地内	約 0 ha	約 0.03 ha	令和4年12月2日	羽束師110-5	
伏595	伏見区 羽束師古川町	地内	約 0 ha	約 1.03 ha	令和4年12月2日	羽束師110-5	

生産緑地 地区番号	位置		特定生産緑地指定面積		申出基準日 又は 指定期限日	図面番号	備考
			既に指定され ている区域	新たに指定 する区域			
伏597	伏見区 羽束師古川町	地内	約 0 ha	約 0.14 ha	令和4年12月2日	羽束師110-2 羽束師110-5	
伏600	伏見区 深草大亀谷敦賀町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	桃山105-1	
伏614	伏見区 横大路下三栖里ノ内	地内	約 0 ha	約 0.3 ha	令和4年12月2日	横大路111-5 横大路111-6	
伏615	伏見区 横大路下三栖東ノ口	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	横大路111-5 横大路111-6	
伏619	伏見区 横大路下三栖宮ノ後	地内	約 0 ha	約 0.12 ha	令和4年12月2日	横大路111-5	
伏623	伏見区 横大路下三栖宮ノ後	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	横大路111-2	
伏624	伏見区 横大路芝生	地内	約 0 ha	約 0.2 ha	令和4年12月2日	横大路111-2	
伏640	伏見区 羽束師鴨川町	地内	約 0 ha	約 0.15 ha	令和4年12月2日	久我102-9	
伏652	伏見区 桃山町因幡	地内	約 0 ha	約 0.12 ha	令和4年12月2日	桃山105-8 木幡池113-2	
伏662	伏見区 横大路天王前	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	横大路111-4	
伏663	伏見区 横大路鎌ノ本	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	横大路111-4	
伏669	伏見区 横大路菅本	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	横大路111-4 横大路111-7	
伏672	伏見区 深草大亀谷万帖敷町 外	地内	約 0 ha	約 0.13 ha	令和4年12月2日	竹田95-9	
伏678	伏見区 竹田中島町	地内	約 0 ha	約 0.53 ha	令和4年12月2日	上鳥羽85-9	
伏680	伏見区 横大路貴船	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	横大路111-1	
伏681	伏見区 横大路長畑町	地内	約 0 ha	約 0.22 ha	令和4年12月2日	羽束師110-6	
伏684	伏見区 横大路畔ノ内 外	地内	約 0 ha	約 0.22 ha	令和4年12月2日	羽束師110-9	
伏688	伏見区 横大路菅本	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	羽束師110-9 横大路111-7	
伏689	伏見区 横大路菅本	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	羽束師110-9	
伏690	伏見区 横大路菅本	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	羽束師110-9	
伏692	伏見区 横大路一本木	地内	約 0 ha	約 0.2 ha	令和4年12月2日	羽束師110-9	
伏693	伏見区 下鳥羽西柳長町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	下鳥羽103-4	
伏696	伏見区 桃山町大島	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	木幡池113-2	
伏697	伏見区 醍醐和泉町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	醍醐97-8	
伏700	伏見区 竹田内畑町 外	地内	約 0 ha	約 0.14 ha	令和4年12月2日	城南宮94-6	
伏701	伏見区 南寝小屋町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	下鳥羽103-5	
伏702	伏見区 横大路下三栖宮ノ後 外	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	横大路111-5	
伏703	伏見区 横大路下三栖辻堂町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	横大路111-2	
伏704	伏見区 久我森の宮町	地内	約 0 ha	約 0.14 ha	令和4年12月2日	久我102-5	
伏705	伏見区 久我森の宮町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	久我102-5	
伏706	伏見区 久我森の宮町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	久我102-5	
伏708	伏見区 中島中道町 外	地内	約 0 ha	約 0.34 ha	令和4年12月2日	城南宮94-8	
伏710	伏見区 久我本町	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	久世93-8	
伏712	伏見区 深草大亀谷万帖敷町	地内	約 0 ha	約 0.04 ha	令和4年12月2日	竹田95-9 丹波橋104-3	
伏713	伏見区 羽束師志水町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	羽束師110-2	
伏715	伏見区 横大路下三栖里ノ内	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	横大路111-5	
伏716	伏見区 横大路下三栖里ノ内	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	横大路111-5	
伏717	伏見区 久我御旅町	地内	約 0 ha	約 0.14 ha	令和4年12月2日	久我102-3	
伏718	伏見区 久我森の宮町 外	地内	約 0 ha	約 0.43 ha	令和4年12月2日	久我102-3	
伏719	伏見区 羽束師鴨川町	地内	約 0 ha	約 0.14 ha	令和4年12月2日	久我102-9	
伏720	伏見区 横大路鎌ノ本	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	横大路111-4	
伏721	伏見区 横大路菅本 外	地内	約 0 ha	約 0.14 ha	令和4年12月2日	横大路111-4	
伏722	伏見区 横大路天王前	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	羽束師110-9	
伏723	伏見区 中島鳥羽離宮町	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	城南宮94-5	

生産緑地 地区番号	位置		特定生産緑地指定面積		申出基準日 又は 指定期限日	図面番号	備考
			既に指定され ている区域	新たに指定 する区域			
伏728	伏見区 深草大亀谷六駄町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	竹田95-9 丹波橋104-3	
伏730	伏見区 横大路朱雀	地内	約 0 ha	約 0.16 ha	令和4年12月2日	横大路111-1	
伏731	伏見区 横大路朱雀	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	横大路111-1	
伏732	伏見区 久我石原町	地内	約 0 ha	約 0.12 ha	令和4年12月2日	久世93-5 久世93-8	
伏733	伏見区 久我石原町	地内	約 0 ha	約 0.16 ha	令和4年12月2日	久世93-6 久世93-9	
伏734	伏見区 羽束師志水町	地内	約 0 ha	約 0.1 ha	令和4年12月2日	羽束師110-2	
伏742	伏見区 羽束師菱川町	地内	約 0 ha	約 0.34 ha	令和4年12月2日	久我102-7	
伏745	伏見区 羽束師古川町	地内	約 0 ha	約 0.03 ha	令和4年12月2日	羽束師110-5	
伏746	伏見区 横大路東裏町	地内	約 0 ha	約 0.23 ha	令和4年12月2日	羽束師110-3	
伏748	伏見区 横大路菅本	地内	約 0 ha	約 0.07 ha	令和4年12月2日	羽束師110-9	
伏749	伏見区 横大路菅本	地内	約 0 ha	約 0.21 ha	令和4年12月2日	羽束師110-6 羽束師110-9 横大路111-7	
伏750	伏見区 横大路一本木	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	羽束師110-9	
伏752	伏見区 横大路鎌ノ本 外	地内	約 0 ha	約 0.76 ha	令和4年12月2日	羽束師110-6 横大路111-4	
伏753	伏見区 横大路鎌ノ本	地内	約 0 ha	約 0.32 ha	令和4年12月2日	横大路111-4	
伏757	伏見区 横大路橋本	地内	約 0 ha	約 0.2 ha	令和4年12月2日	横大路111-4	
伏763	伏見区 羽束師古川町	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	羽束師110-5	
伏765	伏見区 竹田西内畑町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	城南宮94-2	
伏768	伏見区 羽束師鴨川町	地内	約 0 ha	約 0.29 ha	令和4年12月2日	久我102-9	
伏769	伏見区 竹田中島町	地内	約 0 ha	約 0.09 ha	令和4年12月2日	上鳥羽85-9	
伏770	伏見区 深草大亀谷東久宝寺町	地内	約 0 ha	約 0.06 ha	令和4年12月2日	竹田95-6	
伏771	伏見区 深草大亀谷東寺町	地内	約 0 ha	約 0.67 ha	令和4年12月2日	竹田95-9	
伏772	伏見区 久我御旅町 外	地内	約 0 ha	約 0.62 ha	令和4年12月2日	久我102-3	
伏776	伏見区 久我西出町	地内	約 0 ha	約 0.18 ha	令和4年12月2日	久我102-2	
伏777	伏見区 羽束師菱川町	地内	約 0 ha	約 0.05 ha	令和4年12月2日	久我102-7	
伏778	伏見区 羽束師菱川町	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	羽束師110-1	
伏779	伏見区 竹田向代町	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	上鳥羽85-9	
伏780	伏見区 深草大亀谷東久宝寺町	地内	約 0 ha	約 0.08 ha	令和4年12月2日	竹田95-6	
伏782	伏見区 竹田藁屋町	地内	約 0 ha	約 0.03 ha	令和4年12月2日	城南宮94-9	
伏783	伏見区 横大路天王前	地内	約 0 ha	約 0.11 ha	令和4年12月2日	横大路111-4	
合計			約 0 ha	約 431.69 ha			

「区域は指定図表示のとおり」

それでは次に、先ほどから申しております計議第３２９号議案を議題といたします。この議案は、特定生産緑地の指定に関する議案でございます。それでは、事務局のほうから御説明をお願いします。

○事務局　それでは、計議第３２９号議案につきまして御説明いたします。

お手元の資料２－３「計議第３２９号議案　説明資料」を御覧ください。

本議案は、特定生産緑地の指定にあたり、生産緑地法の定めに基づき、都市計画審議会の意見をお聴きするものでございます。

まず、「１　特定生産緑地制度の経緯」でございます。

平成２８年５月に都市農業振興基本計画が閣議決定され、都市農地の位置付けは、「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」へと大きく転換されました。これを受け、平成２９年６月に生産緑地法が改正され、特定生産緑地制度が創設されました。

次に、「２　特定生産緑地制度の概要」でございます。

特定生産緑地制度は、近く指定から３０年を経過することとなる生産緑地について、良好な都市環境の形成を図るため、所有者からの指定申請に基づき、特定生産緑地として指定するものです。

特定生産緑地の指定を受けた場合、指定から１０年間の営農義務が課せられる一方で、従来の生産緑地と同様、農地課税と相続税等納税猶予が継続されます。

特定生産緑地の指定を受けない場合、生産緑地の指定から３０年経過後は、京都市に対し、いつでも買取り申出が可能となります。また、５年間かけて段階的に、農地課税から宅地並課税へ変わり、相続税等の納税猶予も現世代のみの適用となります。

次に、「３　特定生産緑地の指定手続の流れ」でございます。

本市では、特定生産緑地制度の創設を受け、平成３１年以降、生産緑地の所有者の皆さまに制度のお知らせ等を送付したうえで、令和２年８月３日から令和４年３月３１日まで、近く指定から３０年を迎える平成４年指定の生産緑地について、特定生産緑地の指定申請を受け付けました。この間、農林部署と連携して申請受付体制の充実等を図りつつ、ＪＡ京都市及びＪＡ京都中央と連携し、ＪＡ各支店で計

５２回の集中受付を実施するなど、制度周知及び確実な申請の受付に取り組んでまいりました。

さらに、令和３年４月には、その時点で未申請の方に対し、指定の意向を確認する文書を送付するとともに、本年４月には、受付期間の終了と指定希望の方に京都市への相談を促す最終案内を送付したうえで、４月以降に指定申請の御相談をいただいた方についても、指定に向けた手続を着実に進めてまいりました。

それでは、本市における特定生産緑地への指定の概要について御説明いたします。資料２－２「計議第３２９号議案 参考資料」１ページの「特定生産緑地の指定の内訳表」を御覧ください。

まず、先ほど計議第３２８号議案の生産緑地地区の変更にて御説明させていただきましたとおり、生産緑地地区の面積につきましては、一つ目の表に記載の約５０９．２５ヘクタールとなっております。そして、今回、特定生産緑地の指定の対象となる平成４年指定の生産緑地の面積は、二つ目の表の上段に記載の約４６１．６０ヘクタールでございます。

次に、新たに特定生産緑地に指定する生産緑地の面積につきましては、二つ目の表の下段に記載の約４３１．６９ヘクタールであり、平成４年指定の生産緑地の約９３．５％に相当します。

次に、指定箇所についてでございます。資料２－２「計議第３２９号議案 参考資料」３ページから１０ページに総括図を添付しておりますので御覧ください。

右上に凡例を記載しておりますが、地図に緑枠で表示している箇所が、既に生産緑地地区として指定している部分、緑色で塗りつぶして表示している箇所が、特定生産緑地に新規に指定する部分でございます。

なお、詳細につきましては、机の上に縮尺２，５００分の１の指定図の縮小版を御用意しておりますので、適宜御参照いただきますようお願いいたします。

計議第３２９号議案の説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。
○川崎会長 それでは、ただいまから審議に入りたいと存じますが、この議案は議決をする内容ではなく、生産緑地に定める意見聴取でございます。

計議３２９号議案、特定生産緑地の指定につきまして御意見を伺いたいと思いま

すが、今日御参加いただいております、竹島委員、もし何かこの件につき、御意見などがございましたら、初めに御意見をお伺いしたいと思いますのですが、いかがでしょう。

○戸田委員 先ほど冒頭で言いましたけれども、喜ばしい、うれしい制度でございますので、大変ありがたいと感謝しておる次第でございます。

○竹島委員 中央農協の竹島でございます。

これ生産緑地、緑地と言いますけどね、私らのところはほとんどが、私は伏見の向島ですけれども、生産緑地を入れているところはほとんどありませんね。それで今回また京都市のほうで工業の都市をつくろうとして、京野菜を中央市場に出荷している場所を潰して工業地帯をつくろうとしています。

だから、私どもがそれを、こういう生産緑地というところはないけれども、そういう農地を京都市さんがもう特区というのか、潰そうとしておられます。もう潰れていますわね、これで。

だから、そういうところがもう京都市さんも何でそこまでその田んぼを潰すのか、それが聞きたかった。でも今日はそういう話と違う、私の意見としたらね、中央農協の立場で代表として来ていますから、ただ、その話だけは皆さんに何でその農地をこれから食料が足らないようになってくると言うているというときにね、潰すのか、それを何とかもう一回考えてやってもらわなかったら、農業は皆潰れてきますわ。生産緑地なんか微々たるものですわ、はっきり言って。

生産緑地もね、やいやい言うてはりますけども、腹の具合が悪くなった、医者へ行って診断書をもらって農業委員会へ出した、許可もらってそして売った、そういう形で何ぼでも売れますからね、百姓辞めるつもりやったら。

それでも本当にその人の体が悪いのかというのも何も分からんからね、自己申告やから、お医者さんへ行ったら、それ皆書いてくれるから、そういうものを私どもは見ていますわね、そういうところは。

だから、農業を守る、とにかく守ってほしいと、向島の土地を守ってほしいと、干拓のところの一番ええとこですわ。今日こんな話をするのは、違うけど、私の意見としたら、そういう形で生産緑地を守っていくのも当たり前のことやけど、そう

いうところも潰してほしくないということだけは申し上げます。

これは私の意見として終わります。

○川崎会長 ありがとうございます。遊休地をどう維持していくのかという非常に難しい問題だと思っていますが、政治的な側面も含めてのことですが、この御意見に対して何かお答えございますか。いかがでしょうか。

よろしいですか。では、御意見としてお伺いをしておくことにいたします。ありがとうございました。

ほかはいかがでしょう。山田委員、どうぞ。

○山田委員 今のお話、本当にもっともだと思うんです。あそこは市街化調整区域で、1ヘクタール以上の産業地を創設すると。農業という産業を潰してどうするんやというのは、そのとおりの話だと思いますので、それはちょっと感想として述べておきたいと思うんですけど。

今回ね、生産緑地法が改定された1992年からちょうど30年ということで、先ほど特定生産緑地4年の指定が461.60ヘクタールで、指定する農地は431.69ヘクタール、毎年10ヘクタールぐらい生産緑地が減っているというふうにおっしゃっていましたが、これは今回指定されないというか、その3倍の29.91ヘクタールになるんですね。これは一気にさらに生産緑地が減少することになりかねんのかなというふうに思うのでね。この所有者の意向なんかはどうなのか、ちゃんと説明されて手続に入られるというような、しっかりやられているのかなと、それについてどうなんですか。

○川崎会長 いかがでしょうか、お願いいたします。

○事務局 特定生産緑地の今回指定の申請があった部分以外の、申請がなかった方についての捉え方ということですが、今回生産緑地の制度が平成29年の法改正によって創設をされて以来、平成31年にまず全ての生産緑地の所有者の方に御案内をお送りしております。

その後も申込み受付に合わせて申請書をお送りさせていただく等、その後も改めて未申請の方に対して意向調査をお送りして、生産緑地の指定に関して、今後どのように考えておられるかということも丁寧に意向確認をまいりました。

そういったことを経て、3月で受付期間は終了しましたがけれども、4月に改めてその手続期間が終わったということを御案内するとともに、その後でももし希望がある場合には速やかに申請をいただきたいということで、その後についても、御相談があった方については、この間対応をしてきたという経過がございます。

ですので、丁寧にこの間周知を尽くしてまいりましたし、皆様の御意向についても、丁寧にお聞きをしてきた上で、そのうえでやはり申請のない方については、いろいろと厳しい現状についてもお話ありましたけれども、やはり農業を取り巻く状況の中でそういった判断に従事者の方がされたというふうには思っております。

○川崎会長 山田委員、いかがでしょうか。

○山田委員 そうですね、今回令和2年8月から令和4年3月まで20か月かけて丁寧に説明したなと思うんですよ。そんな中でも知りはらへんという方のね、現状、しっかり今もお話がありましたけど、農業を続けられないという本当に深刻な飼料代、肥料代、農薬等々の値上げ等々でね、営農を続けられないというそういう声があると、また主体的にはかなり高額なもの、そういったものへの支援を求められておられる方もたくさんいると思うんです。

だから、この29.99ヘクタール減る、ここの所有者がどういう思いで農業を離れざるを得なかったのかということをしかりつかんでいただきたいなというふうに思うんです。

それと生産緑地は509.25ヘクタールで、今回特定生産緑地で指定されて、今回の指定以降47.65ヘクタールの所有者が残るんですね。これはその後、新たに生産緑地に登録された方で、毎年件数はそんなに多くないと思うんですけど、こういった方、今後新たに30年を迎える方に対して、残りどういうふうな援助をされるのか。今回のことでやむを得ず農業をやめざるを得なかった人のことも念頭に置いてね、しっかり農業が続けられるように意向も聞きながら取り組んでいただきたいと思うんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○川崎会長 いかがでしょうか。

○事務局 今回の特定生産緑地の意見聴取をさせていただく案件につきましては、平成4年、現在の制度がスタートしたときに生産緑地の指定を受けられた方、そこ

から30年が経過したということで、御意見を伺っているところです。ですので、その次の年、平成5年指定の生産緑地が来年、また平成6年指定がその翌年というふうに、これから毎年30年を経過して、特定生産緑地の申請を受け付けるということは、しっかりとやっていきたいと思っております。

平成4年の次の平成5年に指定をした生産緑地につきましては、所有者の方に昨年の4月に指定申請書を送付した上で、昨年8月から来年の3月まで、今回と同じ期間指定の受付を今行っているところです。

手続的には、全く同じように丁寧に周知を図っておりまして、今年の4月には意向確認を未申請の方に対して、改めて全員送付をさせていただいておりますし、3月に受付が終わったタイミングでも、また4月に最終の御案内を送付して、まだもしかしたら忘れておられる方とかいらっしゃるということを想定して、複数回しっかりと周知を行った上で丁寧に申請を促し、周知をして申請を受け付けてまいりたいと考えております。

平成6年指定についても、もう同じく今スタートしていっているという状況でございます。

○川崎会長 ありがとうございます。基本的なことです。資料2-2の特定生産緑地の約461.60ヘクタールは、平成4年の指定のうち431.69ヘクタールということですのでよろしいんでしょうかね。

○事務局 そうです。今回は平成4年指定が30年を迎えますので、その後平成5年、平成6年と毎年追加で受付しているものがございます。

○川崎会長 そうすると90%以上の方が特定生産緑地に移行されて、あとの1割弱ぐらいの方々が通常の生産緑地でいくと、通常というか、特定じゃないほうでいかれると、5年ぐらいの形でいかれるということでしょうか。

○事務局 今回は平成4年指定の生産緑地の指定を受けられた方につきましては、そうですね、93%を超える方が特定生産緑地の指定を受けられますので、その方々は、引き続き10年間営農されるという意向で指定を受けられると。

残りの方につきましては、生産緑地という取扱いは、都市計画上は変わりませんが、税制の面で言いますと、固定資産税等が段階的に宅地並の課税になる一

方で、買取り申出が特に理由なくできるという取扱いになるということでございます。

○川崎会長 分かりました。ありがとうございます。この特定生産緑地制度が非常に大きいと言われるような方々はそこで移行されているという意味では、この制度は比較的大きな意味を持っているということかもしれません。ありがとうございました。

はい、山田委員、どうぞ。

○山田委員 それでね、やっぱり今それだけ受け付けてはるわけで、これから農業を続けるかどうか、今税制の優遇措置がなくなるとしてもやられる方もあるかもしれませんが、やっぱりこういった農業者の方の現状であったり、営農を続けられない大きな問題もあると思うんですけどね。

こういった機会にしっかりとお声を聞きながら、市街化区域のみならず、市街化調整区域も含めて、調整区域の場合はそうではないですけれども、しっかりどこでも市内で安心して農業を続けられるようにするためにも、ちょうどいい機会やと思うんです。そういう手続をする、直接お話を聞くということになると思うので、ぜひしっかり農家の現状、御要望なりを聞いていただいて、安心して農業が続けられるような支援をぜひ強めていただきたいということを申し述べて終わります。

○川崎会長 ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

○戸田委員 今回、特定生産緑地の指定された方々は、今までと同じように営農をやると、そういう覚悟で特定生産緑地に指定したということでございまして、そこから外れた方、ここでこの数字で言えば30ヘクタールの方は、後々10年までに生産緑地を外すかもわからないという方ですので、来年からはこの特定生産緑地の指定をされた方で外される方は少なくなると、私は感じておるんです。

○川崎会長 心強い言葉、ありがとうございます。

それでは、意見も出尽くしたようですので、ここにつきましては、意見聴取ということで終了させていただきます。

それでは、戸田臨時委員と竹島臨時委員におかれましては、生産緑地、特定生産緑地の指定に関する審議につきまして、御多忙中にもかかわらず、貴重な御意見を

多く賜り、御尽力をいただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、退席いただきます。

○戸田委員 ありがとうございました。

○竹島委員 どうもありがとうございました。

（戸田委員、竹島委員 退席）

計 議 第 3 3 0 号
都 企 計 第 2 1 9 号
令和 4 年 1 0 月 1 2 日

京都市都市計画審議会
会長 川崎 雅史 様

京都市長 門川 大作

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）地区計画の
決定について（付議）

都市計画法第 1 9 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり貴審議会に付議します。

**京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)
地区計画の決定(京都市決定)**

都市計画久世築山町ものづくり拠点地区地区計画を次のように決定する。

名 称		久世築山町ものづくり拠点地区地区計画
位 置		京都市南区久世築山町の一部
面 積		約 1.5 ヘクタール
地 区 計 画 の 目 標		桂川右岸に位置し、向日町上鳥羽線に面する当地区は、今後、道路の未整備区間の開通やＪＲ向日町駅周辺の拠点整備などの都市基盤施設の整備に伴い、土地利用の転換と多様な都市機能の集積が進み、利便性が高く魅力と潤いあるエリアの形成が期待される地区である。 京都市都市計画マスタープランにおいて当地区は、住・農・工の土地利用が適切に共存する環境の維持を図ることとするエリアに位置している。また、京都の特性をいかしたオープンイノベーションの促進に向けて、国際競争力を高める環境整備、操業環境の保全・向上や生産機能の高度化への対応、まちの強靱性を高める周辺環境の整備改善・誘導などを図るものづくり産業集積エリアに近接している。 このような地区において地区計画を策定することにより、都市機能と景観、住環境との調和を図りながら、ものづくり拠点の形成と働く場の創出を目指す。
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土 地 利 用 の 方 針	研究開発、事務所機能及び生産機能をそれぞれ集約し、適正かつ合理的に配置するとともに、周辺環境と調和した土地利用を図る。 A地区 研究開発及び事務所機能を集約し、業務機能の充実を図る。また、敷地内緑化の促進や地域防災機能の整備の誘導などにより、周辺住環境との調和と地域住民の安心・安全の確保を図る。 B地区 生産機能を集約し、操業環境の向上と生産機能の高度化を図る。
	地 区 施 設 の 整 備 の 方 針	敷地内における緑化の促進や緩衝緑地の設置を誘導し、周囲の住宅地や農地と調和した潤いのある地域環境づくりに貢献する。 A地区においては、道路と一体となった歩行者用の緑道や地域住民に開放された広場を整備することで、地域住民の安心・安全の確保と身近な憩いの場の創出に寄与するものとする。
	建 築 物 等 の 整 備 の 方 針	今後のＪＲ向日町駅東側地域の新たな幹線道路の沿道空間・景観の創出を先導し、地域のランドマークとなる緑豊かで洗練された魅力的な施設計画とする。 A地区においては、建築物の用途を制限することにより業務機能の充実を図るとともに、壁面の位置の制限や建築物の高さの最高限度、形態又は色彩その他の意匠の制限を定めることにより、ゆとりある建物配置及びものづくり拠点にふさわしい形態意匠とし、周辺住環境と調和のとれた良好な街区の形成に寄与するものとする。

地区整備計画	地区施設の配置及び規模		1 広場 約100平方メートル 2 緑道 幅員2.0メートル 延長約60メートル
	地区の区分	地区の名称	A地区
		地区の面積	約0.4ヘクタール
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅 (2) 共同住宅、寄宿舍又は下宿 (3) 店舗、飲食店その他これらに類するもので建築基準法施行令第130条の5の3に定める用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの (4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (5) カラオケボックスその他これに類するもの (6) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブ若しくは建築基準法施行令第130条の7の3に定めるもの (7) キャバレー、料理店その他これらに類するもの (8) ボーリング場、スケート場、水泳場又は建築基準法施行令第130条の6の2に定める運動施設 (9) ホテル又は旅館 (10) 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が150平方メートルを超えるもの (11) 建築基準法施行令第130条の9に規定する危険物の貯蔵又は処理に供する建築物で、商業地域内に建築することが禁止されているもの (12) 展示場の用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの (13) 遊技場又は場外勝舟投票券発売所
		壁面の位置の制限	1 建築物の壁又はこれに代わる柱の面（以下「壁面」という。）から道路境界線又は隣地境界線（地区計画区域界である隣地境界線に限る）までの距離の最低限度については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる距離とする。 (1) 吉祥院久世線及び久世29号線の境界線並びに西側隣地境界線 2メートル (2) 久世30号線の境界線、久世里道91号線の境界線及び北側隣地境界線にあつて、地盤面からの高さが10メートル以下の建築物の部分 5メートル (3) 久世30号線の境界線、久世里道91号線の境界線及び北側隣地境界線にあつて、地盤面からの高さが10メートルを超える建築物の部分 15メートル 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる建築物又はその部分については、壁面の位置の制限を適用しない。 (1) 守衛所、自転車置場、バス停留所の上屋その他これらに類するもので地階を除く階数が1のもの (2) 玄関ポーチその他これに類する建築物の部分

	建築物等の高さの最高限度	建築物の高さは、その最高限度を31メートル（階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物（以下「塔屋等」という。）の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが4メートルを超える場合においては、31メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに4メートルを加えたものとする。）とする。 この場合において、良好な景観の形成を図るために建築物の屋上に設ける工作物（以下「屋上に設ける工作物」という。）で次に掲げる(1)から(4)までの全てに適合するもの及び建築設備で次に掲げる(1)に適合するものの高さは、当該建築物の高さに算入しない。 (1) 屋上に設ける工作物及び建築設備を除いた部分（以下「本体部分」という。）の最高の高さから当該屋上に設ける工作物及び建築設備の最上部までの高さが4メートルを超えないこと。 (2) 本体部分と構造上分離されていること。 (3) 外観が本体部分の外壁面と一体となるものでないこと。 (4) 屋上に設ける工作物の下部の空間が居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の陳列、保管又は格納その他これらに類する用途に供されるものでないこと。
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	1 建築物の形態意匠は、ものづくり拠点にふさわしい質の高いものとするとともに、建築物の周囲には植栽を施すなど、緑豊かな空間を形成すること。また、地域特性を踏まえ、周辺からの眺望に配慮すること。 2 高さが20メートルを超える建築物の屋根の形状は、外壁上部に水平線を強調する庇状のものを設けるなど、良好な屋上の景観に配慮されたものとする。 3 高さが20メートル以下の建築物の屋根の形状は、勾配屋根又は良好な屋上の景観に配慮されたものとする。 4 建築物の屋根の材料は、地域特性を踏まえた良好な屋上の景観に配慮されたものとする。 5 建築物の屋根の色彩は、光沢のない灰色、光沢のない黒色又は光沢のない濃い茶色とする。 6 塔屋等の高さ（当該塔屋等が周辺の屋根又は床と接する位置の平均の高さにおける水平面からの当該塔屋等の最上部までの高さをいう。）は、4メートル以下とすること。ただし、機能上必要であり、かつ、建築物の最高高さからの塔屋等の最上部までの高さが4メートルを超えず、地域の良好な景観の形成に支障がないと認められる場合は、この限りではない。 7 塔屋等の位置、規模及び形態意匠については、建築物の本体と均整がとれたものとする。 8 建築物の外壁は、周辺への圧迫感の低減を図るため、道路からの十分な後退又は外壁面の分節等を行うこと。 9 建築物の主要な外壁は、次に掲げる色彩とすること。ただし、着色を施していない自然素材については、この限りではない。 (1) YR（黄赤）系、Y（黄）系、P（紫）系、PB（青紫）系の色相で、彩度が1以上3以下かつ明度が4以上であるもの。 (2) YR（黄赤）系、Y（黄）系、P（紫）系、PB（青紫）系、N（無彩色）系の色相で、彩度が1未満かつ明度が6以上であ

			るもの。 10 建築物の外壁は傾斜した壁（柱を含む。）としないこと。 11 建築物の主要な外壁に使用する材料は、光沢のないものとする。 12 建築物にバルコニー及び屋外階段を設ける場合は、位置、規模及び形態意匠については、建築物の本体と均整がとれたものとする。 13 屋上及び公共の用に供する空地から望見される位置に設ける建築設備は、ルーバー等で適切に修景し建築物の本体と均整がとれたものとする。 14 公共の用に供する空地に面して、門、塀又は生垣等を設置する場合は、周辺の景観と調和したものとする。 15 建築物の屋上に設ける太陽光発電装置は建築物の本体と均整がとれたものとする。 16 工作物のうち、土地に定着するものは、高さが20メートルを超えないものとする。また、建築物に定着するものは、当該建築物の最上部を超えないものとする。 17 工作物の規模及び形態意匠は、地区内の建築物と調和するとともに、周辺の町並み景観に違和感を与えないものとする。また、建築物に定着するものは、建築物の本体と均整がとれたものとする。 18 工作物の色彩は9に掲げる色彩を基調とすること。また、建築物に定着するものは、建築物との調和に配慮した色彩とすること。 19 工作物のうち、携帯電話用アンテナを建築物の外壁面に設置する場合は、その色彩を当該外壁面の色彩に合わせる。 20 工作物のうち、土地に定着する太陽光発電装置は、色彩その他意匠が周辺の町並みの景観に違和感を与えるものでないこと。
--	--	--	--

「区域、地区整備計画の区域及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」

理由

本都市計画は、今後、向日町上鳥羽線や JR 向日町駅周辺の拠点整備などの都市基盤施設の整備に伴い、土地利用の転換と多様な都市機能の集積が進み、利便性が高く魅力と潤いあるエリアの形成が期待される当地区において、地区計画を策定することにより、都市機能と景観、住環境との調和を図りながら、ものづくり拠点の形成と働く場の創出を目指すものである。

○川崎会長 それでは次に、計議第３３０号議案を議題とします。

この議案は、久世築山町ものづくり拠点地区計画の決定に関する議案でございます。それでは、事務局から御説明をお願いします。

○事務局 それでは、計議第３３０号議案につきまして、御説明いたします。

お手元の資料３－４「計議第３３０号議案 説明資料」を御覧ください。

本議案は、南区の久世築山町ものづくり拠点地区において、都市計画法の規定による都市計画提案制度に基づき、地区計画の決定の提案があり、それに基づいて新たに地区計画を策定しようとするものでございます。

はじめに、都市計画提案制度について御説明いたします。

都市計画提案制度は、都市計画に対し、住民や事業者等が主体的かつ積極的に関わっていくことや、まちづくりの推進に関する民間の経験と知識を積極的に取り込むことなどを目的に、平成１５年に創設された都市計画法に基づく制度であり、提案に関する要件は、スライドにお示しするとおりでございます。

手続の流れとしましては、提案の申請及び受理ののち、本市が、提案に基づく都市計画決定又は変更の必要性を判断いたします。

必要であると判断した場合は、本市が、計画提案を踏まえた案を作成し、都市計画審議会に付議いたします。その際、計画提案の素案を併せて提出することとなっており、本件については、資料３－３に添付してございます。

なお、都市計画決定等の必要がないと判断した場合は、当該提案について都市計画審議会に意見聴取のうえ、提案者に通知いたします。

これから御説明します地区計画の案の内容は、提案された素案の一部を変更して本市が作成しております。

素案から変更した点といたしましては、地区の目標及び方針における都市計画マスタープラン等を踏まえた表現の修正や、地区整備計画における法令解釈上の観点からの表現の修正のほか、後ほど詳しく御説明しますが、建築物等の形態・意匠の制限における一部項目の追加などであり、概ね提案された素案の内容を踏襲しております。

それでは、地区の概要についてでございます。

当該地は、桂川に架かる祥久橋の西、向日町上鳥羽線に面し、現在駐車場として利用されている北側用地と、工場及び農地として利用されている南側用地の２つの敷地、そして向日町上鳥羽線及び周辺道路の一部を含んだ面積約１．５ヘクタールの地区であり、地区の北側には住宅地が、南側には工業地域が広がっております。

図に青枠で示します箇所が、久世築山町ものづくり拠点地区地区計画の区域でございます。

本地区の都市計画制限といたしましては、用途地域が準工業地域、建蔽率６０パーセントでございます。向日町上鳥羽線道路境界から２５メートル以内の区域については、容積率３００パーセント、２０ｍ第４種高度地区に指定しており、道路境界から２５メートルを超える区域については、容積率２００パーセント、２０ｍ第３種高度地区に指定しております。

景観保全については、町並み型建造物修景地区及び遠景デザイン保全区域に指定しております。

この区域を、向日町上鳥羽線を中心に南北に２つの地区に区分して、北側約０．４ヘクタールをＡ地区とし、南側約１．１ヘクタールをＢ地区としております。

次に、京都市都市計画マスタープランにおける、当地区の位置付けでございます。

土地利用の方針の一つに「ものづくり産業等の集積地における土地利用」として、住・農・工の土地利用が適切に共存する環境の維持を図ることとしております。また、京都の特性をいかしたオープンイノベーションの促進に向けて、国際競争力を高める環境整備、操業環境の保全・向上や生産機能の高度化への対応などを図っている、ものづくり拠点に隣接しております。

更に、周辺地域の将来像と暮らしのイメージとして、向日市との市境地域では、道路などの都市基盤施設の整備に伴い土地利用の転換が進み、商業・業務・居住などの多用な都市機能が集積し、利便性が高く魅力と潤いのあるエリアが形成される、としております。

続きまして、株式会社片岡製作所の都市計画提案の概要について御説明いたします。

提案者である株式会社片岡製作所は、１９６８年創業、南区久世築山町に本社及

び主要工場を置き、レーザーテクノロジーを中核として、さまざまな産業分野における製造設備の開発、設計、製造等を行うものづくり企業です。

スライドにお示しする主力商品はいずれも世界シェア 1 位であり、世界市場における成長分野で、需要は今後大きく拡大することが予想されています。

次に、将来事業構想についてでございます。

株式会社片岡製作所において、主力製品の世界的なニーズの高まりを受けた事業拡大に向け、本社・研究開発センター及び新工場の建設を予定しております。

本社・研究開発センターについては、既存工場群や現本社に分散している事務所機能を集約するとともに、研究開発センターや、地域の小学生等の社会学習の場としての活用も予定している企業ミュージアムなど、新たな機能を導入します。また、地域の防災拠点としての機能の導入の予定などもあり、それらの機能の確保のために、約 6, 400 m²程度の床面積を想定しています。

新工場については、久世地域に分散している既存工場を集約し、B 地区に既にあるレーザー工場や、B 地区の南西にある久世工場、システム工場を含めた全体として、現在の約 2 倍程度の床面積を想定しています。

本社・研究開発センター及び新工場の配置の方針としましては、住居系地域に隣接する北側敷地 A 地区に、音や振動の少ない本社・研究開発センターを計画し、また、工業地域に隣接する南側敷地 B 地区に、既存工場との連携も考慮し、新工場を計画しております。

また、敷地の緑化や、遊歩道・広場の整備、建物壁面の後退などにより、敷地内にゆとりある空間を十分に確保し、周辺の良い住環境への配慮を行いつつ、機能強化を行う本社・研究開発センターについては、高さ約 31 m 程度の建物を予定しています。

これらの事業構想を実現し、良い住環境への配慮と景観の形成につなげ、将来にわたって担保するために、株式会社片岡製作所より本市に対し、地区全体の土地利用のルールをあらかじめ定める「地区計画」の策定に関する提案がなされました。

以上の提案を受けました本市の判断についてでございます。

提案内容は、ものづくり拠点の形成と働く場の創出を目指し、周囲の住宅地や農

地と調和した地域環境づくりに貢献するものです。また、今後のＪＲ向日町駅東側地域の新たな幹線道路の沿道空間・景観の創出を図るものです。

これは、先に説明しました、京都市都市計画マスタープランで目指す、住・農・工の共存や、操業環境の保全・向上、生産機能の高度化への対応、また、利便性が高く魅力と潤いのあるエリアの形成につながることから、提案に基づいた都市計画の決定が必要であると判断いたしました。

ここからは、提案を踏まえて本市が作成した地区計画の案の内容について、御説明いたします。

「地区計画の目標」といたしまして、都市機能と景観、住環境との調和を図りながら、ものづくり拠点の形成と働く場の創出を目指すこととしております。

「区域の整備、開発及び保全の方針」といたしまして、一つ目の「土地利用に関する方針」においては、研究開発、事務所機能及び生産機能をそれぞれ集約し、適正かつ合理的に配置するとともに、周辺環境と調和した土地利用を図ることとしております。

二つ目の「地区施設の整備の方針」においては、敷地内における緑化の促進や緩衝緑地の設置を誘導し、周囲の住宅地や農地と調和した潤いのある地域環境づくりに貢献することとしております。

三つ目の「建築物等の整備の方針」においては、今後のＪＲ向日町駅東側地域の新たな幹線道路の沿道空間・景観の創出を先導し、地域のランドマークとなる緑豊かで洗練された魅力的な施設計画とすることとしております。

具体的制限を定める地区整備計画といたしましては、道路北側のＡ地区において、スライドにお示しする５つの項目を定めます。

道路南側のＢ地区については、事業構想が具体化した際に改めて内容を検討することとし、現時点では定めません。

次に、各項目の内容につきまして、順番に御説明いたします。

まず、建築物等の用途の制限についてでございます。

先ほどもお示ししました土地利用の方針は、周辺環境と調和した土地利用を図りながら、Ａ地区において、研究開発及び事務所機能を集約し、業務機能の充実を図

り、B地区において、生産機能を集約し、作業環境の向上と生産機能の高度化を図ることとします。

具体的な制限内容として、A地区において、住宅や共同住宅などの居住施設、マージャン屋、ぱちんこ屋などの娯楽施設、作業場の床面積が150㎡を超える工場など、周辺の住環境へ影響を与えるものや、業務機能の充実に寄与しない用途として、スライドにお示しするものを制限いたします。

次に、壁面の位置の制限でございます。

ゆとりある建物配置により、周辺住環境と調和のとれた良好な街区の形成を図るため、壁面の位置の距離について、北側敷地境界線からは、スライド右上の図にお示しするとおり、高さが10m以下の建築物の部分については5m以上、高さが10mを超える建築物の部分については、15m以上とします。北側以外の敷地境界線からは、それぞれ2m以上といたします。

次に、地区施設についてでございます。

地域住民の皆様の安心・安全の確保と身近な憩いの場の創出を図るため、広場及び緑道を地区施設として定めます。

まず、敷地北側、図で青色の線でお示ししておりますのが、面積約100㎡の広場で、地域に開放することといたします。

次に、敷地東側、図に緑色の線でお示しておりますのが緑道です。こちらは、道路と一体となった歩行者用通路として整備し、幅が約2m、距離が約60mでございます。

次に、建築物等の高さの最高限度でございます。

建築物の高さについては、先に御説明しました、株式会社片岡製作所からの都市計画提案を受けて、ものづくり拠点の形成と働く場の創出につながるための必要な機能を確保しつつ、ゆとりある建物配置と、ものづくり拠点にふさわしい形態意匠で、周辺住環境と調和のとれた良好な街区の形成に寄与する建築計画については、高さの最高限度を31mといたします。

なお、屋上に設ける塔屋や、建築設備などで一定条件を満たすものについては、4mを限度に建築物の高さに算入しないこととします。

次に、形態意匠の制限についてでございます。

周辺環境との調和を図りつつ、ゆとりある建物配置及びものづくり拠点にふさわしい形態意匠とするため、現在この地域周辺に指定しているデザイン基準を基本としながらも、当地区によりふさわしいデザインを誘導するための独自の基準を定めるものです。

具体的な整備内容としまして、まず、建物の形態意匠は、ものづくり拠点にふさわしい質の高いものとするとともに、建物の周囲には植栽を施すなど、緑豊かな空間を形成することとします。

また、地域特性を踏まえ、周辺からの眺望に配慮することとします。

次に、屋根の基準でございます。

スライド右側に示すとおり、高さ20メートル以下の建築物については、現在の町並み型建造物修景地区と同じ基準としますが、高さ20メートルを超える建築物につきましては、外壁上部に水平線を強調する庇状のものを設けるなど、良好な屋上の景観に配慮されたものとするものとします。

屋根の色彩につきましては、現在の町並み型建造物修景地区の基準を基本としつつ、「光沢のない灰色」を認めます。

外壁の基準につきましては、周辺への圧迫感の低減を図るため、道路からの十分な後退又は外壁面の分節等を行うこととし、外壁の色彩につきましては、市街地の町並みと調和する色彩として、図に赤青でお示しする範囲の色とし、その材料は光沢のないものとするものとします。

次に、その他の基準として、塔屋やバルコニー、屋外階段その他について、スライドにお示しする内容の制限を定めます。

地区計画の案の内容の説明は、以上でございます。

最後に、法定縦覧及び意見書についてでございます。

本都市計画の案の策定に当たりまして、「京都市地区計画等の案の作成に関する条例」に基づく原案の縦覧を経たのち、令和4年8月に京都市市街地景観整備条例第51条第6号の規定により、建築物等の形態意匠の制限について、京都市美観風致審議会の御意見をお聴きしており、御了承をいただいております。

また、都市計画法第17条第1項の規定に基づき、理由説明書を添えて、令和4年9月14日から2週間公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○川崎会長 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明のありました計議第330号議案につきまして、御意見、御質問のある方はどうぞ。西野委員、どうぞ。

○西野委員 まず一つ確認させていただきたいんですが、A地区の北側に住居地域がありますよね。15メートル後退するというふうに先ほど説明がありましたけれども、これは日影規制をクリアするためのものなのかということが1点と、それと片岡製作所からの提案に対する本市の判断として、農地と調和した地域環境づくりに貢献というふうに書かれているんですが、これはB地区ではもう農地を潰してそこに新しく工場を建てるというふうな計画になっているので、これとの整合性がどうなのかということを確認したいんですが。

○川崎会長 事務局、いかがでしょうか。

○事務局 まず、1点目です。北側の住居地域に対する15メートルのセットバックにつきまして、日影規制をクリアするためかという御質問でございます。

この点につきましては、まず今回、研究開発機能、本社機能を北側に集約していくということに対して、おっしゃるとおり、北側については住居地域ということもございますので、周辺の住環境と調和を図るため、北側に対して圧迫感の低減という趣旨がございます。

御指摘の日影規制につきましては、結果として同様の効果が見込めるものと思っておりますけれども、日影の規制につきましては、別途建築基準法におきましても当然にかかってまいりますので、そちらのほうでも担保されるということで考えております。

それからもう一点、B地区における現状農地となっているところでございますけれども、この久世の地域、住宅、それから農地、ものづくりの工場、様々なものが混在している地域ということでございますので、そういったところの共存を図って

いくということが大前提として考えてございます。

今回のB地区につきまして、地権者の方の御理解をいただきながら、片岡製作所のほうで地権者の合意を取りまとめておられるということで、まだ具体的には将来的なB地区の整備等々については定まっておりますけれども、周辺に点在する片岡製作所の工場等を集約していくことに対して、B地区については、工場としての機能を集約するということ、これは将来的に想定をしているものでございますが、この分につきましても、地権者の合意を経て手続を進めてきているところでございます。

○川崎会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

○西野委員 先ほども農地の議論がありましたけれども、農地を廃止して工場を建てるということで、ちょっと私は疑問に思いましたので聞かせていただきました。

それと素案からの変更点ということで、緑豊かな空間形成や周辺からの眺望への配慮に関する項目ということを追加されているんですけれども、素案になかった景観の創出を先導し、地域のランドマークとなるというふうな、こういう文言が入っているんですよね。これを加筆されたということで、地区整備計画の5番目のところでね、地域特性を踏まえ、周辺からの眺望に配慮することというふうなことが書かれているんですけれども、この整合性が取れないんじゃないかというふうに思うんですけれども、その点はいかがでしょうか。

○川崎会長 お願いいたします。

○事務局 まず、ランドマークということでございます。このランドマークという言葉ですけれども、これはその土地の象徴となるような建物といった意味合いがございます。

今回この久世の地域、向日町上鳥羽線が、道路が新たにでき、それから今後JR向日町駅に向かって、さらに道路の基盤整備が西に向かって延伸をしていくというエリアでして、今後ますます様々な多様な機能がこちらの久世の地域に集積をしていく、新たな景観像、それから空間像、こういったものが形成をされていくというエリアでございます。

そういったこれから新たなまちをつくっていく中でのまさに象徴的となるよう

なもの、先導していくようなものをつくっていただきたい、こういったことでランドマークというふうな表現を活用させていただいております。

一点補足でございますけれども、もともと御提案いただいた当初からランドマークという表現については、事業者のほうから提案をいただいておりますので、それをそのまま踏襲させていただいているものでございます。以上でございます。

○川崎会長 西野委員、いかがでしょう。

○西野委員 私が見させていただいた中では見当たらなかったのですが、ちょっと聞かせていただいたんですけども、ただね、象徴される、象徴的な建物という御説明がありましたけれども、それだったらここだけ突出して高いものにするんじゃなくて、やっぱり地域と調和した中で象徴的な建物というふうにすべきだなと思うんです。

この地域は、高度地区で20メートルですよ。そこをA地区のほうは31メートルに変更して、一定条件を満たせばプラス4メートルだということで、結局35メートルまでは可能ということになります。

やっぱりランドマークとして周囲から見れば突出した建物というふうになるわけですから、周辺地域との調和というのだったら、この地域の高度地区20メートルに合わせて、それを提案するということにならなかったのか、そこは京都市との話し合いといいますか、相談の結果だと思うんですけどね、そういう立場がやっぱりこの地域でものづくりをするということになれば、地域との調和という面でも、今のその規制の中で考えていくということが必要だったんじゃないかと思うんですが、その点はいかがでしょう。

○川崎会長 いかがでしょうか。

○事務局 先ほどランドマークということに対して、周辺からの眺望を配慮することについての御指摘にお答えできていなかったんですが、その点につきましては、今回当然ながら地区計画の中で、周辺環境への配慮という形の中で、まず住環境に悪影響を及ぼすような用途については制限をする、それから建物を敷地境界からセットバックする、あとは敷地の空いたところに緑地、広場を設けていく。こういった中で、しっかりと周辺環境との調和ということについては考えていくということ

でございます。

規制の範囲内で計画すべきだということにつきましては、この都市計画の提案制度、あるいは地区計画による高度地区の適用除外制度、こちらにつきましては、当初から新景観政策の理念にマッチしたものとしてもとからある規制でございます。

その中で民間事業者の自由な発想、こういったことをしっかりと受け止めていく中で、地域のまちづくりに貢献するもの、これからの都市の活性化、魅力の向上、こういったものにつながるものについては、しっかりと吟味をしながら受け止めていくと、そういうふうに思っております。

○川崎会長 いかがでしょうか。

○西野委員 民間事業者の自由な発想だとか地域の活性化というふうなことが言われましたけれども、その自由な発想は必要だと思いますけれども、やっぱり規制の範囲の中で自由度を高めていただくことがやっぱり必要だなというふうに私は思いますし、それは京都市の役割でもあるというふうに思います。

実際京都市内には、69の地区計画がもう既に決定されておりますけれども、本来この地区計画というのは乱開発だとか地域の住民の皆さんの暮らし、環境、これを守るために規制する役割があったというふうに私は思っています。

この69の中には、1人地権者ということで、規制を大きく上回る高度地区の変更などもされているところが出てきております。京都市は、地区計画は使いにくいという声があるというふうなことも言われてきましたけれども、今回のパブコメ、この後で意見聴取されますけれども、今回のパブコメで大きく規制を緩和しようとしておられますし、この片岡製作所も1人地権者と大きく変わらない状況だと私は思っています。

だから、やっぱり本来の地区計画の基本に立ち戻るという立場をしっかりとっていただきたいというふうに思っておりますので、そのことを申し上げて終わります。

○川崎会長 ありがとうございます。

○事務局 ありがとうございます。今、これまでの69の地区計画ということで、1人地権者というお話もございました。我々といたしましては、地権者が多い、少ないといったことがポイントというよりは、しっかりと周辺地域との関係を踏まえ

て、この地域をどうしていくのか、将来像や方針をしっかりと示しいただくことが大変重要であると思います。

その中で、今回京都市の都市計画マスタープラン、その他の京都市の計画にしっかりと整合していく、これからの地域活性化とか働く場の創出、こういったことに資するもの、周辺環境との調和を前提に進めていくものでございますので、その部分については、地区計画の制度に合致したものと考えております。

○川崎会長　ありがとうございます。この議論はなかなか難しい議論だと思いますが、新景観政策におきましても、いろいろなルールにおきましても、基本的に最初是非常に大きな危機感があって、一律に面的につくっていくけれども、地区のそれぞれの特性に応じることによって、それぞれの一定ルールというのも成長しながら変えていこうという、そのようなことだったと思います。

それから、私も幾つか携わったことがあります。地区計画に関しては、自由な発想をすることによって抑制も両方自分たちの中で意識しながら、いいアイデアを出していく。

ただし、先ほど言いましたもう一面全部同じような規制の中では、その自由な発想すら生まれにくいということもあって、そのような意味で今回の場合はこの特性として、向日市というのも一つの大きな都市間競争の中で出てくるとして、私は、向日市の都市計画審議会もやっていたんですが、この森本東部地区とか、JRの向日町というのは、非常に大きな拠点として、複合拠点ですね、それをどんどん広げていく、それにつながっている道路でもあるということもあって、京都市は高さ最高限度、これ15メートルでも25メートルでも30メートルでも、どんな建物でも、質のいい建物を周辺との間で調和させるというときには、かなり質の良いものを持ってこないといけません。

それから、緑もやっぱり緑視率の高いものを植えないといけないので、これ軽く5メートルとか10メートルのセットバックの距離を持っていますけど、今例えばこの関西圏域の市町村で街路樹1本植えるのも建設資材が高くなって、街路樹も高くなって、ほぼ植えられないという時代の中で、やっぱり民間の方々がこのように5メートル、15メートルの距離をとって緑地を維持していくのに、非常に大きな

コストがかかるわけですが、このようなことをやっていくということ自体が非常に大きなステップだと思っています。可能性があるということだと思います。

これが先ほど西野委員がおっしゃったように建物がどう調和するかという話は、実際建物の設計図が出てきたときに、美観風致審議会といったところで、ランドマークは、高い、目立つという意味ではなくて、象徴的という、そこにいかに調和が強く出ているかということを出していく、その審議会ですっかりまた見ていただくということなのですが、ここの審議会では土地利用の可能性を認めるか認めないかということだと思っています。

この点について御意見いかがでしょうか。谷本委員、お願いします。

○谷本委員 すみません、時間のないところで。

今回の案の中で都市計画提案の概要の中でも地区及び地域と共生、地区計画の案の中でも市民の住宅地や農地と調和した潤いのある地域環境づくりへの貢献とかが出されておりまして、それというのは、緑があって、その住宅地と地域として平面的に一体化が図られるということだけじゃなくて、その施設というか、今回のこの地区計画の結果、その周囲の住環境、地域への何かにじみ出しのようなものというのは想定されていないのかというところがお伺いしたいところです。

それとの関連でいきますと、広場の設置と緑道が想定されているわけなんですけれども、例えばこの広場については、緑地というか一定の樹木についても想定をされたりしないのかということとか、あと用途の制限の中で、劇場が建築できない用途に入っているんですけれども、劇場について、その種類にもよると思うんですけれども、文化施設としての劇場というものもあり得ますので、ここはもうちょっと細かく制限ということはできないのかというところをお伺いしたいと思います。

○川崎会長 いかがでしょうか。

○事務局 ありがとうございます。御指摘いただきましたように、今回いわゆる物理的な平面的な周辺地域との一体性ということのみならず、今回地区計画の中で具体的な取組はなされておられませんけれども、これまでから片岡製作所におかれては、この久世の地域で地域の防災活動とか、様々な地域との関わりの中で、ずっと長きにわたり操業されてこられているということです。

その地域の皆様とのつながりということは引き続き大事にしながら、今回31メートルという建物を計画をされておりますので、例えば水害時、垂直方向への避難、こういった場合につきましては、非常に有意に働く施設となりますので、例えばそういった地域の防災拠点としての機能を含めてお考えいただけること、あるいは日常につきましても、先ほど御指摘いただいたような敷地の空地については、広場、緑地という形で整備いただく中で、日常の普段使いとして地域の方にも気軽にお使いいただけるようなエリアという形になっていくということを期待しています。

先ほど最後に御指摘いただいた用途につきましては、今回趣旨といたしましては、やはりものづくりの拠点ということでの機能集約、これが一つの目的でございますので、そのものづくりの機能と無関係のもの、あるいは住環境に悪影響のあるようなもの、こういったものについて制限をさせていただいたという趣旨でございますが、一方で、具体的に劇場ということではございませんけれども、いわゆる文化的な位置付けということでございますと、今回本社機能の中に企業ミュージアムということ、片岡製作所のほうで御検討いただいております。

これは、地域の方にも開放して御利用いただける、片岡製作所の企業としての歴史であるとか、この久世地域でずっとやってこられた歴史であるとか、そういった文化的な側面も含めて地域の方にもしっかりと社会学習の場として活用いただけるような取組ということもお考えいただいているということでございます。以上です。

○川崎会長 よろしいでしょうか。ものづくり拠点の顔としての経過を踏まえたということでございます。ありがとうございます。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。三浦先生、お願いします。

○三浦委員 丁寧な説明いただいて、時間が押してしまって申し訳ございません。これは質問というよりはコメントです。

今回民間からの提案で地区計画をつくるということで、本市の中で非常に先駆的な位置付けになります。ぜひここで書いているものをほかの方がこれから真似をしていくというか、手本にしていく形になりますので、ここに書いている景観を縛るというのは、なかなか言葉だけでは形というのは縛りにくいところもあるんですが、

ぜひ今後も設計の細かな点に対してしっかりと目配りいただいて、質の高いものができるように、京都市の方には御尽力いただけたらというお願いが1点ございます。

それから2点目は、今のお話でなるほどと思ったところではあるんですが、今回地域防災拠点であるとか、緑豊かな交流の場、企業ミュージアムといったものが、やはり地域に開かれて、地域の人に喜ばれるようなものであるかどうかというのは、非常に大きなこの地区計画の位置付けでは正否を左右するようなものだというふうに思っております。

ということで、その中身に関しては、主には制約をかけていないですが、ぜひ設計を御指導される中で、これが本当に地域の人にとっても、防災に役立つとか、緑豊かな交流の場になるとか、あとはそこに企業があることで、地域の方も誇りに思えるような、そういうような設計の中身についても、この審議会場で要望があったということでしっかりと御指導いただけたらというふうに思います。以上でございます。

○川崎会長 ありがとうございます。空間づくり、情報発信と両方の面から貴重な御意見をいただきました。ありがとうございます。

山田委員、お願いします。

○山田委員 今回の計画、全然先駆的でも何でもないんですね。うちの近所の右京区でもこれは1人地権者でセットバック、地域に貢献するというようなことで、本来規定されていたものを、京都市自らどんどん破壊しているというね、何のための規制やと。自由度がないからといって、規制によって環境を守るというふうに決めてきたものがそんな形でどんどんなし崩しにされるというのは、本当に問題だと思いますので、そのことだけちょっと申し上げます。

○川崎会長 はい、御意見としてお伺いいたしました。ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○川崎会長 それでは、御意見、御質問も出尽くしたようでございますので、ただいまの計議第330号議案につきまして、議案の議決をいたします。

原案どおり承認することに御異議ございませんでしょうか。御異議のある方は挙

手をお願いいたします。

(異議ある者 挙手)

○川崎会長 御異議のある方、委員がおられるようでございます。

それでは、計議 3 3 0 号議案につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

○川崎会長 ありがとうございました。

それでは、出席者 2 5 名のうち、議案に賛成の方が 2 2 名であり、過半数となりました。

したがって、計議第 3 3 0 号議案につきましては、賛成多数をもちまして原案どおり可決をいたします。

計 議 第 3 3 1 号
都 企 計 第 2 2 0 号
令和 4 年 1 0 月 1 2 日

京都市都市計画審議会
会長 川崎 雅史 様

京都市長 門川 大作

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）地区計画の
変更について（付議）

都市計画法第 2 1 条第 2 項の規定において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり貴審議会に付議します。

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）
地区計画の変更（京都市決定）

都市計画佛教大学広沢地区地区計画を次のように変更する。

名 称		佛教大学広沢地区地区計画
位 置		京都市右京区嵯峨広沢西裏町の一部
面 積		約 2.4ヘクタール
地 区 計 画 の 目 標		当地区は、京都市嵯峨地区のほぼ中心部に位置し、東側に広沢池、西側には大覚寺が控える風光明媚な場所である。当地区には、佛教大学教育学部の施設が立地しており、主として幼児・初等教育に携わる人材の育成が行われている。 当地区において、建築物及び土地利用に対する規制・誘導を行うことにより、周辺環境との調和を念頭におきつつ、学術研究機能及び幼児・初等教育者の育成機能並びに地域の保育環境の更なる充実を図る。
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土 地 利 用 の 方 針	大学施設等の整備と並行して、敷地内の緑化を誘導するなど、周辺環境と調和した土地利用を図る。
	建 築 物 等 の 整 備 の 方 針	建築物の用途を大学施設、幼稚園及び保育所に限定することにより、用途の混在を防止する。また、建蔽率、容積率、壁面の位置及び垣又は柵の構造に制限を加えることにより、良好な大学構内環境の形成と周辺環境との調和を図る。

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	大学地区	附属こども園地区
		地区の区分	地区の面積	約 1.9ヘクタール	約 0.5ヘクタール
		建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 (1) 大学施設 (2) 幼稚園 (3) 保育所 (4) 前各号に掲げる建築物に附属する建築物		
		建築物の容積率の最高限度	10分の8		
		建築物の建蔽率の最高限度	10分の5		
		壁面の位置の制限	1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から府道宇多野嵐山山田線までの距離の最低限度は20メートルとする。	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離の最低限度は2メートルとする。	
			2 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線（府道宇多野嵐山山田線との敷地境界線を除く）までの距離の最低限度は5メートルとする。		
			守衛所、自転車置場その他これらに類するもので地上階数が1のもの及び玄関ポーチその他これに類する建築物の部分については、壁面の位置の制限にかかわらず建築することができる。		
		建築物等の高さの最高限度	建築物の軒高は10メートル以下とする。		
		垣又は柵の構造の制限	敷地境界線に沿って垣又は柵を設置する場合には、可能な限り、生垣等により緑化を推進することとする。		
備考					

「区域、地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

理 由

本都市計画は、周辺の住環境及び景観と調和した良好な市街地環境の形成を図りつつ、佛教大学が培ってきた幼児・初等教育のノウハウを活かし、保育教育の環境を拡充することにより、学術研究機能及び幼児・初等教育者の育成機能並びに地域の保育環境の更なる充実を図るため、地区計画を変更するものである。

○川崎会長 それでは、次に、計議第３３１号議案を議題といたします。この議案は、佛教大学広沢地区地区計画の変更に関する議案でございます。それでは事務局の方から御説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、計議第３３１号議案につきまして、御説明いたします。

お手元の資料４－３「計議第３３１号議案 説明資料」を御覧ください。

本議案は、平成１２年に佛教大学広沢キャンパスの敷地において定めた、佛教大学広沢地区地区計画を変更しようとするものでございます。

赤色の枠で囲まれている約２．４ヘクタールの区域が佛教大学広沢地区地区計画の区域でございます。

嵯峨地区のほぼ中心に位置し、東側には広沢池（ひろさわのいけ）、西側には大覚寺が控え、住宅地が隣接しております。

次に現在の都市計画の概要でございます。

当該地は、図の赤色の枠で囲まれている区域で、全域が第一種中高層住居専用地域に指定されており、建蔽率５０％、容積率１５０％、１５ｍ第一種高度地区に指定されております。

また、景観規制として北側の府道宇多野嵐山山田線から２０ｍの範囲は風致地区第２種地域、それ以外は、山ろく型建造物修景地区の指定がされております。

佛教大学広沢地区におけるこれまでの経過について御説明いたします。

当該地区では、昭和４２年から佛教大学の広沢グラウンドとして使用が開始されており、昭和５１年には附属幼稚園を開設しております。また、平成９年には附属幼稚園の老朽化に伴って、現在の位置に建替えを行なっております。

その後、大学の研究棟の建設が予定されていたことから、平成１２年に用途地域等の変更とともに「佛教大学広沢地区地区計画」を決定いたしました。

「佛教大学広沢地区地区計画」では、建築物の用途を大学関連施設と幼稚園に限定することにより、用途の混在による環境の悪化を防止するとともに、建築物等の制限を定めることで、周辺の居住環境や自然環境と調和した施設の誘導を図っております。

これに基づき、平成１６年には現在の宗教文化ミュージアムが竣工するなど、こ

れまで地区計画に基づいたキャンパス整備が進められてきました。

次に、佛教大学広沢地区における取組についてでございます。

佛教大学では、「佛大 vision2022」を平成24年に策定し、社会の要請や時代のニーズを的確にキャッチしながら、必要な改組改編あるいは学部学科の新設などを通じて教育の充実を図ることとしております。

これに基づき、今回、教育環境の充実を図ることにより現代の保育ニーズに応えられる幼稚園教諭や保育士の養成を行うこと、また、地域社会への貢献を行うことにより保護者からの多様な保育に対するニーズへの対応を行うことを目的に、本年4月の幼児教育学科の開設に加えて、現在の附属幼稚園を幼保連携型認定こども園へ移行しようとするものでございます。

次に、都市計画マスタープランにおける位置付けでございます。

本市の都市計画に関する基本的な方針である「京都市都市計画マスタープラン」では、「京都の魅力を高める土地利用」における具体的な方針の一つに、「学術研究機能の維持・充実のための施設整備の支援」を掲げております。

また、「多様な住まい方を選択できる土地利用」における具体的な方針の一つに、「地域のニーズに応じた保育施設などの暮らしを支える機能の充実」を掲げております。

これらの方針に基づき、今回、地区計画の変更を行うものでございます。

次に、佛教大学広沢地区地区計画の変更内容について御説明いたします。

現在、佛教大学広沢地区地区計画では、「地区計画の目標」、「区域の整備、開発及び保全に関する方針」とともに、地区整備計画の建築物等に関する事項として「用途の制限」、「容積率の最高限度」、「建蔽率の最高限度」、「高さの最高限度」、「壁面の位置の制限」、「垣又は柵の構造の制限」を定めておりますが、今回変更する項目といたしましては、「地区計画の目標」及び「用途の制限」のみとなります。

「地区計画の目標」の変更内容について御説明いたします。スライドの赤字で記載のとおり、更なる充実を図るものとして、「学術研究機能」及び「地域の保育環境」を追加いたします。

次に、「用途の制限」の変更内容について御説明いたします。

現在は大学、幼稚園とこれらに附属する建築物を建築できる用途にしております。今回の見直しでは、「保育所」と「幼稚園」からなる「幼保連携型認定こども園」を建築できる用途にするため、「保育所」を追加いたします。

最後に、法定縦覧及び意見書についてでございます。

本都市計画の案の策定に当たりまして、「京都市地区計画等の案の作成手続に関する条例」に基づく原案の縦覧を経たのち、都市計画法第17条第1項の規定に基づき、理由説明書を添えて、令和4年9月14日から2週間公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○川崎会長 ありがとうございます。それではただいま事務局から御説明のありました計議第331号議案につきまして御意見、御質問のある方は挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

特に、挙手をいただいている先生方おられませんね。よろしいでしょうか。

基本的に保育所というのは、幼稚園よりも下のお子さんたちがおられるところで、現場は私も先日見てきました。非常に静穏で、周りも木々で囲まれていて、凍結的保存の文化的景観である広沢池に対して、何ら影響を与えていないということでございますので、この取組推進ということについて、大きな問題はないという意見を個人的にも持っております。

それでは、ただいまの議案につきまして、議案の議決をしたいと思います。原案どおり承認することに御異議ございませんでしょうか。御異議のある方は挙手をお願いいたします。

（「異議なし」の声あり）

○川崎会長 それでは、皆様御賛成のようでございますので、原案どおり可決をいたします。

計 議 第 3 3 2 号
都 企 計 第 2 2 1 号
令和 4 年 1 0 月 1 2 日

京都市都市計画審議会
会長 川崎 雅史 様

京都市長 門川 大作

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路
の変更について（付議）

都市計画法第 2 1 条第 2 項の規定において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定
に基づき、別紙のとおり貴審議会に付議します。

京都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路の変更（京都市決定）

都市計画道路中 3・4・183 号牛ヶ瀬馬場線を 3・5・183 号牛ヶ瀬馬場線に名称を改め、次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・5・183	牛ヶ瀬馬場線	京都市西京区牛ヶ瀬堂田町	長岡京市馬場井料田	向日市上植野町三ノ坪	約 5,240m (市域 約 1,960m)	地表式	2 車線	14 m (11～16m)	幹線街路と平面交差 7 箇所	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

本都市計画は、京都市西京区を起点とし、向日市を経由して、長岡京市に至る幹線街路である 3・4・183 号牛ヶ瀬馬場線について、向日市において、既存道路を活用した住環境への影響を最小限に抑えるルートへの変更及び幅員の変更が行われたため、これに併せて名称を変更するとともに、都市計画の整合を図るものである。

○川崎会長 それでは次に、計議３３２号議案を議題といたします。

この議案は、都市計画道路牛ヶ瀬馬場線の変更に関する議案でございます。

それでは、事務局のほうから御説明をお願いします。

○事務局 それでは、計議第３３２号議案につきまして、御説明いたします。

本議案は、向日市において、都市計画道路の一部ルートの変更及び幅員の変更に伴い名称が変更されたため、京都市においても、これに併せて名称を変更するとともに、都市計画の整合を図るものでございます。

京都市での変更は名称の変更のみであり、実質的な市民への影響はございません。前方のスクリーンを使って御説明させていただきますが、お手元の配布資料５－１～５－３も適宜御参照ください。

３・４・１８３号牛ヶ瀬馬場線は、図の上部赤丸で示す京都市西京区の桂川街道との交差点を起点とし、向日市を經由して、図の下部赤丸で示す長岡京市に至る計画延長約５ｋｍ、代表幅員１６ｍの幹線街路です。

本都市計画変更は、向日市において、図の黄色破線から既存の道路を利用した、赤色破線で示すルートへの変更及び幅員の変更に伴い、名称を３・５・１８３号牛ヶ瀬馬場線に変更され、これに併せて、京都市においても名称を変更するとともに、都市計画の整合を図るため変更するものでございます。

次に、都市計画の「計画書」における「新旧対照表」についてでございます。

向日市の変更に伴い、京都市においても、赤文字でお示ししています、名称における番号、主な経過地、延長及び幅員を変更いたします。

本都市計画変更は、都市計画法施行令第１４条第１項に規定する「軽易な変更」に該当し、都市計画法第２１条第２項の規定に基づき、公衆の縦覧等の手続は省略しています。

なお、向日市における都市計画変更につきましては、本年６月に決定されています。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

○川崎会長 それでは、ただいま事務局から説明のありました計議第３３２号議案につきまして御意見、御質問のある方は挙手をお願いいたします。よろしいでしょ

うか。

(「異議なし」の声あり)

○川崎会長 それでは、この件につきましても、皆様御賛成のようですので、原案どおり可決といたします。

以上で議案の審議は全て終了いたしました。

○川崎会長 続きまして、最後に、「みんなが暮らしやすい魅力と活力のあるまち」の実現に向けた都市計画の見直しに関する市民意見の募集について、報告がございました。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、「みんなが暮らしやすい魅力と活力のあるまち」の実現に向けた、都市計画の見直しに関する市民意見の募集について御報告いたします。

配布資料は、報告案件 説明資料のほか、別紙として市民意見募集の冊子をお配りしております。

冒頭、今回の都市計画の見直し案の位置付けについて御説明します。

順番が前後しますが、まずは、別紙の市民意見募集冊子の３ページ、上段の「（３）都市計画変更までの流れ」を御覧ください。

昨年９月に、京都市の都市計画の基本的な方針である都市計画マスタープランを改定いたしました。

その後、昨年１２月から今年の８月にかけて、有識者による検討委員会で、マスタープランに掲げられた課題への対応や将来像の実現に向けた都市計画上の方策について御審議いただき、９月６日に市長に答申をいただきました。

今回の都市計画の見直し案は、昨年９月のマスタープランの見直しと、それを受けた有識者委員会の答申に基づいて作成しております。

以降、順を追って御説明いたします。恐れ入りますが、市民意見募集冊子の１ページを御覧ください。「１ これまでの経過」に従い、今回の見直し案に至る経緯を具体的に御説明いたします。

まず、「（１）都市計画マスタープランの改定」を御覧ください。

昨年９月の、マスタープラン改定のポイントを御説明します。

「ア 京都市の現状・課題」についてでございます。

本市では、豊かな自然や歴史的な街並み景観など、古くから受け継いできた大切な財産を市民ぐるみで守り育て、磨きをかけ、新たな価値を創造してきた結果、京都の魅力は飛躍的に向上し、国内外から高い評価を受けています。

一方、人口減少社会が本格的に到来する中、未来を担う若年・子育て層の減少や、

働く場として必要となるオフィス空間の恒常的な不足等に、スピード感をもって対応していくことが求められています。

次に、「イ 前提となる考え方」についてでございます。

京都市では、これまでから「保全・再生・創造」という基本方針の下、全国に類を見ない新景観政策をはじめ、市民ぐるみでまちづくりを進めてきました。今後も豊かな自然や地域文化をはじめ、魅力の源泉を大切にし、京都の景観の守るべき骨格を堅持しつつ、多くの市民が生活する生きた大都市の魅力と活力をさらに向上させていくため、景観の保全・再生と地域経済の活性化の両立を図ることが重要です。

そのため、1200年を超えて歴史を積み重ねてきた京都ならではの魅力を持つ「保全・再生ゾーン」と、「創造・再生ゾーン」で生み出す都市活力を循環させることにより、多様な地域の拠点の活性化や働く場の確保などを実現し、地理的制約への対応と市域全体の持続性を確保することを目指すこととしております。

次の2ページ、「(2) 検討委員会での議論」を御覧ください。

先程御説明しました、都市計画マスタープランの基本的な考え方を受けて、検討委員会では、地域ごとの特性を踏まえた「都市機能の集積・充実」や「都市空間の魅力創出」のための都市計画上的方策について検討を行い、都市計画マスタープランで掲げる都市計画の方針、地域の将来像とのギャップ、土地利用や都市基盤整備の状況等を踏まえ、4つの考え方にに基づき、「重点的に都市計画上的方策を講じるべきエリア」を抽出したほか、「市域全体の持続性の確保に向けた方策」について検討を行いました。

次に、3ページの中段以降にある、「2 都市計画の見直しのねらい」のうち、アからウについては、改定マスタープランと、有識者の検討委員会の答申を受けたものであります。エについては、改定マスタープランに基づき、今回の見直しに併せて実施を予定するものであります。

まず、「ア 都市格の向上により高まった都心部の熱を受け止める新たな拠点の形成」についてでございます。

将来にわたって京都が京都であるためには、都市格にさらなる磨きをかけていくことはもちろん、都市活力を伸ばすための新たな拠点を早急に構築する必要がある

ため、都心部からの連続性や、新たな拠点を形成できるポテンシャルを考慮したうえで、「①京都駅南部、梅小路京都西駅周辺、②らくなん進都（鴨川以北）、竹田駅周辺」で、都心部の熱を受け止める新たな拠点を形成し、また、その周辺を有機的に結び付けていくことにより、市内の隅々まで熱を波及させ、市域全体の持続性の向上につなげてまいります。

次に、「イ 京都の未来を支える若い世代をひきつける居住環境の創出」についてでございます。

これからの京都の未来を担う若年・子育て層が「京都で住みたい、働きたい、学びたい、子育てしたい」と思えるまちづくりを都市全体で進める必要があるため、全国トップレベルの保育・教育環境の維持・向上をさらに図るとともに、とりわけ地価が比較的落ち着いており、アクセス性の高い市内周辺部にある鉄道駅の近傍である「③東部方面の外環状線沿道、④市街地西部の工業地域」を中心に、若い世代をひきつける居住環境の創出を図ってまいります。

さらに、「ウ 隣接市町の都市開発や将来的な都市基盤との連動による一体的・連続的なまちの形成」についてでございます。

京都市が京都都市圏の中核としての役割を発揮し、隣接市町と一体的な発展を目指すためには、市境エリアにおける土地利用の機会を通じて、隣接市町とも好循環を図っていく必要があることから、「⑤市境エリア」において、隣接市町における都市開発等の進展とも十分連動したまちづくりを進めてまいります。

その他、「エ 工業地域における多様な立地ニーズへの対応」を掲げております。

なお、以上、御説明しました考え方と、今回の見直し対象エリアにつきましては、次の4ページに掲載しております。

恐れ入りますが、さらに資料をおめくりいただき、5ページから6ページにかけて「3 都市計画の見直し（案）」を記載しております。

先ほど御説明しました、今回の4つの「見直しのねらい」と、その対象エリアを地図に掲載しております。

なお、6ページの上段に注記を入れておりますが、今回見直すエリアに共通する対応として、一定規模以上の建築物について景観審査に関する手続の充実を検討す

るほか、事業者の創意工夫により、より良い建築計画に誘導していくため、これまでもより早い段階で、事業計画を京都市に御相談いただく枠組みについても併せて検討を進めてまいります。

恐れ入りますが、資料をおめくりいただき、7ページを御覧ください。

「京都駅南部」につきましては、「新たなオフィスやラボが集積し、南部創造をリードする新たな拠点」となることを目指し、京都駅やらくなん進都との近接性をいかして、幹線沿いに新しい土地利用の動きを作りながら、京都ならではの新たなオフィス・ラボ機能の集積地をダイナミックに形成するため、働く場や、そこで働く人の利便につながる機能の誘導に向けた用途地域、容積率、高度地区等に見直してまいります。

また、地下鉄駅周辺につきましては、ランドマーク的な施設が集積し、特にエリアの都市機能の「顔」となる交差点の角地から、通りに向けてにぎわいや活動が一体的に創出されるよう、用途地域、容積率、高度地区等を見直し、幹線沿道のクリエイティブな活動を有機的に繋げてまいります。

次に、8ページを御覧ください。

「梅小路京都西駅周辺」につきましては、「新たな活動やデザインの建築が重なり合い、まちの活性化と回遊性を生み出す、京都の新しい顔」となることを目指し、個性あふれる町並みが持つ魅力やにぎわいを再生するため、商店街が連続する低層階のにぎわいや、そこで働く人の住宅の誘導に向けた高度地区に見直すことにより、若者の多様なライフスタイルに対応できる暮らしの場とも融合しながら相乗効果を発揮する、クリエイティブなまちづくりを展開してまいります。

さらに、五条通沿道におけるクリエイティブなまちづくりの取組と連携したスタートアップのオフィスやラボの創出が進展するとともに、市場の活気や風情とも混じり合う、にぎわいと活力を創出するため、七本松通の容積率、高度地区を見直すことにより、エリア全体の活性化と回遊性をダイナミックに生み出し、京都の新しい顔として京都全体の飛躍をリードしてまいります。

資料をおめくりいただき、9ページから10ページを御覧ください。

「らくなん進都（鴨川以北）」につきましては、「創造的・革新的な企業が集積

し、クリエイティブな人々や若い世代をひきつける新たな拠点」となることを目指し、都心部に近接するアクセス性をいかした新しい京都を発信するものづくり拠点として、魅力的な都市環境を生み出し、国内外の最先端のものづくり産業をはじめとする企業が、土地の大街区化や高度利用を図るため、南部創造のまちづくりの先導地区にふさわしいダイナミックな土地利用の促進に向けて、特定用途誘導地区を活用し、ゆったりとした本社オフィスや生産、研究開発機能などの集積と併せて、豊かで開放的な空間が確保されることにより、創造的・革新的な企業や、クリエイティブな人々が交流する空間を展開してまいります。

さらに、国内外の最先端のものづくり産業をはじめとする企業の知の集積地として、働きやすい都市環境の向上を図るため、働く人のために必要となる商業機能の誘導や、にぎわいの創出に向けて、特定用途誘導地区を活用することにより、若い世代をひきつける新たな拠点づくりを進めてまいります。

資料をおめくりいただき、11ページを御覧ください。

「竹田駅周辺」につきましては、「商業・業務機能が集積する南部創造の新たな拠点、そして、居住環境が充実した良好な市街地」となることを目指し、ターミナル機能をいかし、近隣のくいな橋周辺のまちづくりとも連携しながら、商業・業務機能などを集積するため、用途地域、容積率、高度地区等を見直してまいります。

また、鉄道駅を中心とした地域の拠点形成と併せて、近隣の日常生活を支える幹線沿道とも一体的に、利便性の高い良質な居住環境の充実を図るため、国道24号線沿道における日常の暮らしに不可欠な生活サービス機能の維持・向上に向けた用途地域、高度地区等に見直してまいります。

次に、12ページを御覧ください。恐れ入りますが、13ページから14ページの図面と合わせて御覧ください。

「東部方面の外環状線沿道」や、「新十条通」につきましては、「若い世代をひきつける新たな魅力を創出・発信する、にぎわいと潤いあふれる、地域のコミュニティや文化の創造拠点」となることを目指し、地下鉄東西線や新十条通の整備などにより高まった市内中心部や南部方面、近隣都市などへのアクセス性をいかし、幹線沿道・沿線を中心に、新たな魅力の創出や活力の向上に資する多様な都市機能や、

若年・子育て世帯のニーズに合った居住環境を創出するとともに、まちに暮らす人々が行き交い、安心・快適で歩きたくなるようなにぎわいと潤いある都市空間を形成するため、用途地域、容積率、高度地区等を見直してまいります。

「山科駅から栂辻駅間」や、「新十条通の山科川より東側」につきましては、幹線沿道との一体的な土地利用を促進し、幹線沿道における土地の計画自由度の向上を図ることにより、事業者の創意工夫を引き出し、後背地の住環境や、山科川をはじめとする自然環境との調和にも配慮した、若年・子育て世帯のニーズに合った居住環境と、人と人のつながりを促す広場空間を創出するため、用途地域、容積率、高度地区等を見直すことにより、個々の土地利用の機会を通じて、まちの価値や持続性を高め、人と人のつながりを促す広場空間として、地域のコミュニティや文化の創造拠点として発展していく都市空間を創造してまいります。

また、「新十条通の山科川より西側」につきましては、稲荷山トンネルが無料化されたことにより、市内中心部や南部方面等へのアクセス性が高まっているエリアであることから、幹線沿道を中心に、新たな魅力の向上に資する多様な都市機能を集積するため、用途地域、高度地区等を見直してまいります。

その他、大規模な低未利用地につきましては、新たな価値やにぎわいの創出に資する多様な施設の立地を促進し、将来にわたって醍醐地域及び京都市全体の魅力・活力を高めるため、用途地域、容積率、高度地区等を見直してまいります。

次に、15ページから16ページを御覧ください。

「市街地西部の工業地域」につきましては、「未来を支える若い世代の市内居住ニーズを受け止め、ものづくりと調和しながら環境負荷にも配慮したサステイナブルなまち」となることを目指し、鉄道駅に近接しているアクセス性の高い工業地域のポテンシャルをいかし、工場の操業環境の保全・向上はもとより、生産機能の高度化を促進するとともに、ものづくりと調和し、生活利便が整った居住環境の創出を図るため、容積率、高度地区等を見直してまいります。

また、西京極駅周辺につきましては、北東エリアにおける住工共存の進展も見据え、工場やオフィスの集積を図ることと併せて、良質な住宅や生活に身近な商業施設などの充実を図るため、用途地域、高度地区等を見直してまいります。

さらに、西大路通沿道や、その西側に連なる準工業地域などにつきましては、都心部や、大阪方面への利便性をいかし、商業・業務・居住などの多様な機能の複合的な集積を図ることにより、職住が近接したゆとりとある働き方を求める、若者や子育て世代の市内居住のニーズを受け止めるとともに、周辺の業務機能や工場の操業環境と調和した潤いある居住環境を創出するため、容積率、高度地区を見直すことにより、新たな価値やライフスタイルを先導する西部方面の拠点づくりを進めてまいります。

資料をおめくりいただき、１７ページを御覧ください。

「桂川・洛西口駅周辺」につきましては、「若年・子育て層のニーズに合った多様な住まい方を選択できる職住近接のまち」となることを目指し、本市及び隣接市の双方における定住人口の求心力となる駅周辺の暮らしを支えることはもとより、南部創造のまちづくりが先導されるらくなん進都のまちづくりの進展を見据え、オフィスや住宅など多様な機能を適切に配置するため、住宅や働く場のほか、そこで活動する人の利便や企業の生産性につながる機能の誘導に向けた用途地域、容積率、高度地区等に見直してまいります。

次に、１８ページを御覧ください。

「向日町駅周辺」につきましては、「隣接市町と相互に高め合うことにより好循環を生み出し、「京都都市圏」としての求心力を高める新たな拠点」となることを目指し、新たな産業拠点づくりが進展する隣接市町との連携をこれまで以上に強めながら、相互に高め合う環境を整えるため、隣接市町との一体的な都市機能の集積に向けた容積率、高度地区等に見直してまいります。

資料をおめくりいただき、１９ページを御覧ください。

「淀駅周辺」につきましては、「駅周辺の新しいまちづくりの進展に合わせ、「京都都市圏」としての求心力を高める新たな拠点」となることを目指し、駅周辺の土地区画整理事業や、隣接市町における職住近接などの新しいまちづくりの進展に合わせて、駅周辺の商店街などの商業機能が充実し、住環境とも調和しながら働く場の立地を促進するため、用途地域、容積率、高度地区等を見直してまいります。

次に、２０ページを御覧ください。

「工業地域の一部」につきましては、ものづくり産業の操業環境が充実した拠点の創出を図るため、近年増加する物流倉庫をはじめとする多様なニーズに対応した高度地区に見直してまいります。

都市計画の見直し案の説明は以上でございます。

恐れ入りますが、「報告案件 説明資料」を御覧いただき、「2 市民意見募集の概要について」を御覧ください。

募集期間は、令和4年10月17日（月）から11月16日（水）まででございます。

周知方法につきましては、記載のとおりでございます。

最後に、「3 今後の予定」を御覧ください。今後の予定につきましては記載のとおりでございます。

事務局からの報告は以上でございます。

○川崎会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの御報告に御意見、御質問がございましたら挙手をお願いいたします。かまの委員。

○かまの委員 まず、大前提の話なんですけども、この議論の進め方についてお伺いしたいと思います。

今回の見直しのもとになりました、この駅周辺等にふさわしい都市機能検討委員会ですけれども、これ一部公開されたけれども、全体の公開議論はされていないということです。

これまでも、例えば行財政改革計画の時は、市長がよく強調されてこられましたけれども、フルオープンで議論してきたということになったのとは、これは大きな変更であるけれども、非常に対照的だなというふうに思っております。

これはやはり公開して議論する必要があったんじゃないかという、この点に対する御認識、1点お伺いしたい。

前回、新景観政策をつくった時は、審議会を設置して2年以上かけたけども、今回は1年弱という、前回に比べて非常に短いところで終了して、それで9月に答申が出てから、その1箇月後に市会のまちづくり委員会に報告と、それで今、市民意見募集をやっているということで、非常に急いで進めようとしているのかなという

ふうな印象を持っております。

この点については、京都新聞の10月8日の社説で、まちづくりの大きな方向転換になるのは間違いない、拙速に進めぬよう求めたいというふうに紹介をされています。これは多くの市民の実感だと思います。

ただ、これについては、今町内で配られていますけれども、回覧なんですね、回覧。次のところに回さないといけませんから、自分のところに何日も置いておくわけにはいかないと、なかなか十分に中身を検討する時間も限られると思いますし、説明会が全行政区で行われていることではないんですね。

だから、市域全体で本当は声を聞くべきだと思いますけれども、このやり方についても不十分ではないかと、この点について、2点のことについてどういうふうに認識されているかお伺いしたいと思います。

○川崎会長 事務局、いかがでしょうか。

○事務局 駅周辺検討委員会の答申を踏まえて、今回見直しの中身を御提案させていただきます。委員会は合計6回開催しましたが、途中4回は非公開で開催したところでございます。

その中で、十分な議論が行われたということになりますが、今回の委員会では、検討のエリアごとの土地利用の状況をしっかりと把握するため、非公開情報である課税データを活用したところでございます。

また、それらの情報を基に、重点的に対応すべきエリアの議論を行ってきたわけですが、委員会では、率直な意見交換、これが損なわれる恐れがあったこと、また、特定の方に不当に利益を与えてしまう恐れがあったことから非公開としたものでございます。委員会の非公開とした理由としては、以上でございます。

あと、今回急いで進めているのではないかと、そのような印象があるということですが、今回の見直しの取組では、京都市の人口減少や少子高齢化、特に若い世代の市外流出、働く場としてのオフィスの不足への対応を図ることにより、都市全体の持続性の確保を図っていくということを狙いとしております。

このことは、平成29年の持続可能な都市構築プラン検討から始まっております。さらに、昨年9月の都市計画マスタープランの改定、そして今回の駅周辺検討委員

会での検討、答申を受けて行っているもので、この間、5年しっかりと時間をかけて丁寧に検討してきたところでございます。また、今回の都市計画の見直しが、土地利用の権利関係にも影響するものですので、地域ごとに精緻なデータを用いて、慎重かつ丁寧に検討を行ってきたところであり、急いで進めているということはないと思っております。

周知につきましては、回覧をさせていただいており、これはできるだけスピーディーに皆さんに見ていただくことということでもございます。また、市域全体での意見の聞き方が不十分ではないかという御指摘をいただきましたが、今後の進め方につきましては、今現在、11月16日までパブリックコメントを行っております。できるだけ多くの市民の方に広く周知して、そして御意見を頂戴できるよう、回覧のほか、来週の7日から市民意見募集の期間中に説明会を行います。説明会は、見直し対象が含まれる、まず5つの行政区で行いますけれども、それ以外に各行政区、11区、3支所にも本市職員が出向きまして、直接御意見を聞いてまいります。

このように、今回の見直し対象ではないエリアにも広く出向きまして、そこに住んでおられる方、そこを訪れる方、働く方、いろんな方の御意見を丁寧に聞いてまいりたいと考えてございます。

○かまの委員 課税データを活用したとか、特定の方に利益ということでもありますけれども、どの道、その出し方、僕いろいろ工夫ができると思うんですよ。そういうことまで全部フルオープンにする必要は当然ないと思うんですけれども、どういう議論が行われているのか可能な限り市民に明らかにすべきですし、どのみち、その新聞等でも当然報道されて、ここがどうなるという方向が出されたら、それはいろんな動きが出てくるというのは当然ありますのでね、それはやり方次第だったというふうに私は思っています。

それから、説明のこともこれからの出前だとか説明会とかやるということは認識しているわけですが、それも載っていますけど、これもやはりどうなのかというのが率直に思うわけです。

既にこのことに関しまして、この冊子そのものを全戸配付するぐらいのことをやったほうがいいんじゃないかという、こういうことを発信されている方もおられる

わけですね。

いずれにしても、本当に大きい変更ですので、賛否は当然いろいろあると思うんですけども、その大前提として、しっかりと市民の意見を聞いていくのは大事だと。

具体的に、もう一点だけこの関連でお伺いしますけども、この都市計画の変更手続について、流れは3ページに書いているわけですけども、大体どれぐらいまでにそういうことをやろうと考えておられるのか、この点をお伺いしておきたいと思います。

○川崎会長 事務局、お願いします。

○事務局 22ページにも記載しておりますが、この手続の流れにつきましては、まずはしっかりとパブリックコメントを通じて御意見を聞いたうえで進めてまいりたいと考えております。

その後、見直しに関する条例等につきましても、市会の方で御議論いただいて、さらに最終、都市計画審議会でも御審議いただいて、都市計画変更を行ってまいりたいと考えております。

今回の決定の時期につきましては、まずはしっかりとパブリックコメントを通じて御意見を聞くことが大事と思っておりますので、決定時期や最終の時期については未定でありますけれども、今回の取組が京都の地域特性を踏まえて、持続可能な都市を構築していくためにも大変大事な取組であると考えておりますので、各地域の活性化や、京都の魅力・活力の向上につながる御意見、これらをしっかりと受け止めながら、スピード感を持って進めてまいりたいと考えております。

○川崎会長 いかがでしょうか。

○かまの委員 スピード感を持つてということでありましたけれども、これは非常に拙速と紙一重だと思うんですよ。だから、そうならないように改めて求めておきたいと、これは強く求めておきたいと、十分にまず大前提として議論を尽くすべきだということを指摘しておきたいと思います。

そのうえで、中身について2点ほどお伺いしたいと思いますが、今回のやっぱり問題があるなと感じているのは、1点目、やっぱり何と言っても新景観政策の骨格、

根幹、これを崩すものではないかというふうには受け止めております。

これ２００６年、平成１８年に前回の時を超え光り輝く京都の景観づくりの審議会の会長の西島氏が、最終答申でこのように述べておられます。

京都市、市民、事業者等のあらゆる主体がこの答申の意味を理解し、速やかに実効性のある取組を進め、５０年後、１００年後においても、世界の人々を魅了する歴史都市京都、すなわち時を超え光り輝く京都であり続けることを心から望むものであると、これ、要するに５０年、１００年を見通したものであるというふう述べているわけです。

それを今回いろいろな経過がありますけれども、今回１５年たって大きな規制緩和ということになります。で、とりわけ私が先ほど述べたダウンゾーニングが崩れると、そのことについて言いますと、中には条件を満たせば高さは無制限にするというエリアが含まれているわけです。

これはやはり根幹を崩すと言わずに、骨格を崩すと言わずに何と云うのかというような認識ですけど、この点についてまず１点お聞きしたいと思います。

○川崎会長　いかがでしょうか。

○事務局　景観の根幹を崩すのかという御指摘ですが、そのようなことは一切ないと考えております。

先ほど紹介いただいた、時を超え光り輝く京都の景観づくり協議会で審議された新景観政策は、平成１９年から実施しておりますが、当初から社会経済情勢の変化を勘案して、絶えず進化する政策であるというふうなことがこの景観計画にも記載されているところでございます。

新景観政策から１０年を機に実施しました新景観政策の更なる進化検討委員会の答申でも、京都の景観を守るべき骨格、これはしっかりと堅持しつつ、これからの時代を見据え、京都を文化と産業の息づく創造都市へと発展させていくためには、新景観政策の基本的な考え方の下、地域ごとにビジョンを作成し、景観政策、都市計画との組み合わせで活力ある魅力的な京都の都市景観をデザインしていくことが求められております。

今回の都市計画の見直しは、新景観政策の理念に沿って暮らしの豊かさや利便性

につながる都市機能の集積、充実をさせるとともに、若年、子育て層が「京都で住みたい、働きたい、学びたい、子育てをしたい」とより一層思ってもらえる魅力的な空間の創出を図っていくためにも重要かと思っております。

景観政策のこういう観点からも、進化の一環で今回進めているというふうに考えております。

○川崎会長　いかがでしょうか。

○かまの委員　文言上は確かにおっしゃられたように進化する政策、これは当初から入っていたと、それはそのとおりであるし、堅持すると書かれているということもあるんだけど、実際の中身はどうかということ、これ以上抽象的なやり取りするつもりはございませんけれども、実際今度は高さ規制を中心にして、容積率とかその他もろもろのことが変わっているけれども、一番の骨格部分が、私は、この高さの規制、ダウンゾーニングしたことを逆に緩和しようとしていることについて述べているということですね。これは中身も含めて引き続き議論していきたいと思います。

少し、その問題点のところでもう少しだけ言いたいんですけども、要は今回のこの根幹、私から言えば根幹を崩すと、これが要は地道な地域活性化にとって困難をもたらすのではないかということなんです。

私は下京ですけども、今回の梅小路のエリアが完全に入っております。このエリアですね、もう重々御承知のとおり、西部エリアの活性化だとか、それから京都駅東部エリアの活性化とおおむねこの七条通りを中心にしてそういう活性化をやっております。

八つの商店街でのスタンプラリーや、七条えんま堂というところを使って地域興しの取組をやっておられ、その中心になっているのが商店街の方々、地域のいろんな団体の方々が中心になっておられます。そういう方々は、今非常にお商売も厳しいんだけど、一生懸命そういう地域の活性化ということで地道な取組をやってるわけですね。

そこが今回の規制緩和の対象になっております。これは間違いなく再開発の波が押し寄せるといふふうに私は思うわけです。

今高齢化とか、その経営者自体の商店街の店主さんの高齢化だとか後継ぎ問題が実際問題ありまして、本当に大変だということで、何があなくても再開発問題、これは規制緩和があなくても本当に大変な存続が懸念されるところに、これが非常に大きな悪影響を及ぼすのではないかと。しかも、一旦新景観政策のときに31メートルから20メートルに規制したところを、またこれは市民の要求でもないのに戻すというふうなことです。

結局、京都市が進めようとしている都市計画の見直しで、地道に頑張っておられる活性化の主体の皆さんですね、こういうところを弱体化させることにつながるんじゃないかと、こういう点はどう御認識されていますか。

○川崎会長 事務局、いかがでしょうか。

○事務局 梅小路、特に西駅周辺で、今回都市計画の見直しを行っていきたいと考えておりますが、このエリアでの地域の活性化や、商店街のにぎわいが非常に大事だということは言うまでもありません。

今回の検討に当たりましては、このエリアのエリアマネジメント組織の関係者や商店街の方へのヒアリングを行っております。

例えば、いろいろな動きをつなげてエリア全体の回遊性が高まってほしい、働く人が多いKRPから商店街がもっとつながってほしい、七本松通が何もなくつながりが出ていない、商店街にマンションができることは良いことだし若い人が入ってきてうれしいが、1階に駐車場など、商店街の連続性に配慮しないものが建ち始めている、といった御意見を頂戴しています。地域の地道な取組をと御指摘いただきましたが、我々は、そこのベースのところをまずはしっかり把握して、この検討を進めてきたと認識しております。

そのうえで、今回、梅小路京都西駅周辺につきましては、そのエリアの持つ魅力を損ねることがないように、単に高層化を図るといった見直しを行うのではなくて、先ほどの地域の方の御意見も踏まえまして、1階に賑わい用途を入れる場合に限定して、高さ制限をインセンティブとして活用することにより、既存の商店街や京町家との連続性を確保していく、そのような見直し案にしております。

用途地域の今回の見直しに当たりましては、現状の土地利用の状況をしっかりと

把握した上で、変更した際の周辺への影響についても即地的に細かく検討してきております。変更する場合にも極端な変更を行うのではなく、後背地への滲み出し、配慮なども細かく見てきたところでございます。以上でございます。

○かまの委員 いろいろおっしゃられたんですけども、実際再開発になることは、当然それを進めていこうという新たな開発ということだと思いますから、そうなるわけですね。

今このエリアね、土地、結構御存知のとおり非常に高いんです、すごく。マンションとかだとかこの近隣だと5千万とか最上階だと7千万だと、具体的に知っています。今回これがまたインセンティブというふうにおっしゃいましたけども、新たに再開発が進むことによりまして、この地価も含めて上昇とかが考えられます。

先ほど申しましたように高齢化なんかで、その地域活性化の中心の役割を担っていた商店街の方々が苦勞されているところで再開発が進むと、やはりもうその方自体が続けられなくなるということがありますし、そうすると、結局コミュニティへのやっぱりマイナスの影響があると思うんですよ。そういうことも問題だなというふうに思いますし、マンションができて、果たして若い人が住めるかどうか、僕は簡単じゃないと思っています。買えないです、子育て世代で。

じゃあ、賃貸でそういうもの、安いものが周りにあるのかといいますと、そうならないわけですね。もしあらゆる人をつなぐというふうなことをおっしゃるんですしたら、それは当然大事なことだと思いますけれども、今支えている方々をまず大事にしなければならないというふうに思うんです。

中小や個人事業主の皆さんや商店街の皆さん、市民の皆さん、そういう方々に目を向けていただきたいと。これから参入しようという力のある、そういう開発を新たにしていこうという企業に目を向けるのではなくて、その市民に向けた都市計画の手法でまちづくり、そしてコミュニティの活性化を応援していただきたいというふうに思います。

このことだけちょっと御認識を伺いたいと思います。

○事務局 このエリアのいろんな御意見をお聞きしながら、見直しの案を提示させていただいておりますが、まさにこの地域を再生し、コミュニティが維持されてい

くことが非常に大事だと思って取組を進めてきております。

都市計画マスタープランの方にも、市民がまちづくりの主人公であると位置付けており、今御指摘された内容を既に盛り込んでおります。

そのうえで、今回の取組は、市民、事業者、行政が役割分担しながら、この土地利用を通じて、地域の魅力と活力を引き出していこうというものでございますので、引き続き、今回のパブリックコメントを行う中で、あらゆる方々の御意見を聞いて、取組を進めていきたいと思っております。

○かまの委員 もう最後ですけども、今市民が主人公というようなことを言われました。これから当然入ってこられる方ももちろん市民なわけですけども、まず何よりも今その地域でいろいろ住んでおられる、そして地域のために頑張っておられる方を何よりも大切にしていきたい、それが、市民が主人公だということだと思います。

それで、今日は高さ規制の緩和のことを中心に述べてきたわけですけども、要はこの高さ規制の緩和とか、この開発の理由で、この人口減少とか若者の流出、これを食い止めるということがよく出されて、この中にも入っているかと思うんですけども、ただこの雑誌で4年前の雑誌、18年の11月20日発行の暮らしと自治・京都という雑誌で、学者の方が論文を書いておられているんですね。

ほとんどが2階建てだった戦前の中京区は人口が20万人ほどいた。それが高度成長期には15万人になり、その後高い建築物が建てば建つほど人口が減り9万人ほどに。現在はやや回復し11万人、これは18年の時点ですから4年前ですけども、建物を高くして人口減少を食い止めるなどというのは、こうした歴史的経過に反すると、こういう論文もあるということだけは最後に紹介させていただいて終わります。以上です。

○川崎会長 ありがとうございます。

高さ規制とか新景観政策の話を何回も言っておられるんですけども、私は、新景観政策をつくった時に審議会のメンバーで、見直しの時もメンバーでありました。基本的に西村先生の下で話をしましたが、新景観政策については、時間がすごく短かったんですね。それでも、集中的な議論として、ものすごく危機感として乱開発

の傾向が一時出てきたので、それを全面的に食い止めるためにはどうするかということで高さ規制を持ってきたんですね。それで45メートルから31メートルに見直した。

どこを向いていたかということ、守るべき東山などのシルエットが守られるということが一つと、それからもう一つはパリですね。歴史都市としてのパリがもっと先のもう一歩前にその議論をやり始めたわけです。

パリの場合は、大体今まで31メートルというのは一つの基準であって、パリは37メートル、それから無制限に認めたわけですね、同じような状況の中で。それはなぜかということ、衰退していくと、民の力の支援がなくなると景観というのはやっぱり廃れていくんですね。不思議なことに人がいなくなっていくところというのは。景観で大事なものは、メンテナンスとして人がいかに景観をきれいにしようとしていくかということに注力することであって、その時にパリは、やはり活力というものを、都市計画とこの景観を連動させてやったわけです。

今度の見直しの時も含めて、先ほど事務局からお話されましたけれども、四、五年かけてやっているという、この図面のところでいくと、1ページの図面、それから4ページの図面、それから5ページの図面ですね、ここらがずっと一連でつながってきています。

哲学として南部の保全・再生をいかにして、人間としての脚力というか、都市を体で置き換えると、脚力をいかに上げていくかということですね。

先ほど、七条通の話も出ましたが、このまま放っておくと衰退していく可能性がある。結局それを上手に先ほどの旧住民と新住民の間の融合であるとか、そういうことというのは、むしろソフトの分野の中でやるんだけど、それらを受け入れる器そのものを、民を受け入れるものを少し上げてあげないと、もう外部からの支援すら出てこないという状況になります。

それから、今回上げているといっても31メートルなんですよ、上げていても。20メートルから31メートル、20メートルはその乱開発を押さえる時、最悪の時のことを考えていて、その時も議論していたのは、成長して都市のいろんな特性を出すために、将来はそこのメリハリをつけていきたいと思いますという議論をしたうえ

で、短い時間であれを決定しているわけで、20メートルということで50年、100年続けると言っているわけではなくて、精神として、そういう考え方として都市を見守っていきましょう、その時期に応じた考え方をしましょうということです。それが、新景観政策の根本的な柱であるということは、我々が実際参加した中で議論していたことですので、そのことだけは補足させていただきたいと思います。

すみません長くなりました。ほか御意見いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○川崎会長 そうしましたら、引き続き、パブリックコメントを反映するような形で丁寧に住民の方々の意見も反映させていただくということで、お願いしたいと思っています。

これで「みんなが暮らしやすい魅力と活力のあるまち」の実現に向けた都市計画の見直しに関する市民意見の募集についての報告を終わらせていただきます。